

資料編

1 人 口

1 - 1 行政区別人口

令和7年4月30日現在

行政区	男	女	計	世帯数
中の橋	79 (5)	73 (0)	152 (5)	91
桜ヶ丘	90 (1)	90 (4)	180 (5)	91
桜団地住宅	13 (1)	21 (0)	34 (0)	17
玉川通	36 (2)	40 (5)	76 (7)	45
明遍通	40 (0)	41 (1)	81 (1)	50
蓮花谷	79 (4)	74 (19)	153 (23)	89
東小田原	46 (0)	47 (0)	93 (0)	39
西小田原	13 (0)	17 (0)	30 (0)	12
南小田原	28 (1)	35 (0)	63 (1)	40
学校通	18 (0)	19 (0)	37 (0)	22
弁天通	27 (1)	19 (3)	46 (4)	29
文化通	40 (1)	25 (2)	65 (3)	38
谷ヶ峰	21 (0)	18 (0)	39 (0)	23
高野山高校	1 (1)	2 (1)	3 (2)	3
大門東部	21 (2)	21 (1)	42 (3)	25
大門中部	29 (2)	32 (2)	61 (4)	36
愛宕谷	59 (0)	71 (1)	130 (1)	70
大門西部	32 (3)	45 (1)	77 (4)	44
五の室	75 (3)	76 (4)	151 (7)	68
千手院	47 (4)	37 (1)	84 (5)	51
うぐいす1	42 (2)	49 (1)	91 (3)	56
鶯谷住宅1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
鶯谷住宅2	32 (1)	44 (0)	76 (1)	55
うぐいす2	12 (0)	13 (0)	25 (0)	17
うぐいす3	3 (0)	19 (5)	22 (5)	22
紫雲団地	19 (0)	19 (0)	38 (0)	27
凌雲団地	63 (1)	77 (0)	140 (1)	83
作水・尾細	8 (0)	8 (0)	16 (0)	13
桜茶屋・西郷	1 (0)	2 (0)	3 (0)	3
神谷 (西郷分)	11 (0)	5 (1)	16 (1)	11
神谷 (細川分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
西細川	17 (0)	25 (0)	42 (0)	26
細川住宅	5 (0)	6 (0)	11 (0)	6
東細川	9 (0)	7 (0)	16 (0)	9
花坂	65 (0)	52 (2)	117 (2)	58
下湯川	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1
上湯川	1 (0)	3 (0)	4 (0)	4
相ノ浦	6 (0)	6 (0)	12 (0)	8
大滝	3 (0)	4 (0)	7 (0)	6

〈資料〉 1 - 1 行政区別人口

西ヶ峰	2 (0)	1 (0)	3 (0)	2
林	4 (0)	2 (0)	6 (0)	4
南	3 (0)	3 (0)	6 (0)	6
平原	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1
檜原	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1
東又	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
杖ヶ藪	5 (0)	2 (0)	7 (0)	5
桜地蔵	6 (0)	5 (0)	11 (0)	7
成金	7 (0)	10 (0)	17 (0)	11
中々村	2 (0)	5 (0)	7 (0)	5
森	13 (0)	16 (0)	29 (0)	19
共立	11 (0)	13 (0)	24 (0)	19
下天神	11 (0)	11 (0)	22 (0)	15
福祉センター	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3
上天神	4 (0)	9 (0)	13 (0)	10
名迫	3 (0)	4 (0)	7 (0)	3
新生	11 (0)	8 (0)	19 (0)	14
桑原	13 (0)	13 (0)	26 (0)	9
上馬場	8 (0)	8 (0)	16 (0)	11
馬場手	12 (1)	10 (0)	22 (1)	14
松岡	8 (0)	10 (0)	18 (0)	11
上手	4 (0)	4 (0)	8 (0)	4
上稲葉	5 (0)	5 (0)	10 (0)	8
中稲葉	6 (0)	5 (0)	11 (0)	9
下稲葉	2 (0)	2 (0)	4 (0)	4
塙手	5 (0)	8 (0)	13 (0)	7
堂	4 (0)	5 (0)	9 (0)	6
中尾第1	4 (0)	5 (0)	9 (0)	7
中尾第2	4 (0)	6 (0)	10 (0)	7
宮	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1
中筒香第1	1 (0)	3 (0)	4 (0)	3
中筒香第2	1 (0)	2 (0)	3 (0)	3
下筒香第1	4 (0)	5 (0)	9 (0)	5
下筒香第2	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3
下筒香第3	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1
合計	1, 256 (35)	1, 331 (54)	2, 587 (89)	1, 526

※外国人を含めた集計です。() は外国人の数です。

2 土砂災害危険地区

2 - 1 山腹崩壊危険地区

近畿中国森林管理局

地区番号		市町村	大字	国有林名	面積 (ha)	備考
303445	1	高野町	高野山	高野山国有林	4.0	
303445	2	高野町	高野山	高野山国有林	4.0	
303445	3	高野町	高野山	高野山国有林	2.0	
303445	4	高野町	高野山	高野山国有林	1.0	
303445	5	高野町	高野山	高野山国有林	2.0	
303445	6	高野町	高野山	高野山国有林	1.0	
303445	7	高野町	高野山	高野山国有林	1.0	

和歌山県森林整備課

地区番号		市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
344	0001	高野町	西郷	休場尾	1.42	
344	0002	高野町	西郷	弁天峰	1.60	
344	0003	高野町	西郷	桜茶屋	2.53	
344	0004	高野町	西郷		5.64	
344	0005	高野町	西郷	神谷辻	1.53	
344	0009	高野町	細川	王子待	0.46	
344	0010	高野町	細川	井手奥	0.87	
344	0011	高野町	細川	浦ノ垣内	0.86	
344	0012	高野町	細川	羽子	9.28	
344	0013	高野町	細川	城谷	1.21	
344	0014	高野町	細川	岡垣内	2.66	
344	0015	高野町	細川	助垣内	0.59	
344	0016	高野町	細川	岩ノ尾	3.45	
344	0017	高野町	細川	赤土尾	1.27	
344	0018	高野町	細川	赤土尾	1.00	
344	0019	高野町	細川	瀧ノ谷	0.79	
344	0020	高野町	細川	瀧ノ谷	0.72	
344	0021	高野町	細川	瀧ノ谷	0.31	
344	0022	高野町	細川	岡ノ原	6.25	
344	0023	高野町	細川	岡ノ原	4.18	
344	0024	高野町	細川	桑原谷	1.01	
344	0025	高野町	細川	桑原谷	3.65	

〈資料〉 2 - 1 山腹崩壊危険地区

344	0026	高野町	細川	野手垣内	2.00	
344	0027	高野町	細川	野手垣内	0.93	
344	0028	高野町	細川	梅木尾	1.84	
344	0029	高野町	細川	西ノ迫	0.59	
344	0030	高野町	細川	梅木尾	0.88	
344	0031	高野町	花坂	八丁坂	5.96	
344	0032	高野町	花坂	辻ノ谷	2.57	
344	0033	高野町	花坂	大師原	6.43	
344	0034	高野町	花坂	ミヤノ前	0.92	
344	0036	高野町	花坂	大田和	0.99	
344	0037	高野町	花坂	木瀬原	0.93	
344	0038	高野町	花坂	上地藏	2.14	
344	0039	高野町	花坂	坊原	2.55	
344	0040	高野町	花坂	坊原	1.01	
344	0041	高野町	花坂		4.29	
344	0042	高野町	花坂		5.35	
344	0043	高野町	花坂	小南	1.34	
344	0044	高野町	花坂	西垣内	1.03	
344	0045	高野町	花坂	不動野	1.45	
344	0046	高野町	花坂	不動野	0.62	
344	0047	高野町	花坂	ウケフミ	0.93	
344	0048	高野町	花坂	午ノ瀬	6.00	
344	0049	高野町	花坂	小西谷	0.46	
344	0051	高野町	湯川	下垣内	2.61	
344	0052	高野町	湯川	森垣内	1.30	
344	0053	高野町	湯川	神森	0.80	
344	0054	高野町	湯川	垣内裕	2.53	
344	0055	高野町	湯川	垣内裕	2.78	
344	0056	高野町	湯川		5.39	
344	0057	高野町	湯川	宮垣内	2.16	
344	0058	高野町	湯川	宮垣内	0.79	
344	0059	高野町	湯川		4.61	
344	0060	高野町	相ノ浦		5.21	
344	0061	高野町	相ノ浦	上垣内	3.58	
344	0062	高野町	相ノ浦	上垣内	0.75	
344	0063	高野町	相ノ浦	上垣内	0.76	
344	0064	高野町	大滝	宮垣内	0.56	
344	0077	高野町	南	ヌタノ尾	6.57	
344	0078	高野町	南	南イ側	1.00	

〈資料〉 2 - 1 山腹崩壊危険地区

344	0079	高野町	西ヶ峰		8.97	
344	0080	高野町	西ヶ峰		14.46	
344	0081	高野町	西ヶ峰		9.60	
344	0082	高野町	西ヶ峰		2.60	
344	0083	高野町	南	中坊	0.33	
344	0084	高野町	南	中坊	1.73	
344	0086	高野町	林	東尾	2.77	
344	0087	高野町	林	東尾	1.13	
344	0088	高野町	平原	下山	0.41	
344	0089	高野町	平原	中垣内	2.62	
344	0090	高野町	平原	向い山	0.38	
344	0091	高野町	檜原	西原	2.62	
344	0092	高野町	檜原	上垣内	3.90	
344	0093	高野町	東又	東垣内	3.54	
344	0094	高野町	杖ヶ藪		6.46	
344	0123	高野町	相ノ浦	下垣内	5.96	
344	0124	高野町	相ノ浦	向井垣内	3.43	
344	1001	高野町	西郷	神谷	0.46	
344	1002	高野町	湯川	宮垣内	2.08	
344	5002	高野町	湯川		0.26	
344	5003	高野町	大滝	宮垣内	0.49	
344	5007	高野町	細川		0.15	
344	5008	高野町	南		0.10	
344	5022	高野町	細川	王子待	1.20	
344	5025	高野町	西郷	神谷	0.45	
344	5027	高野町	上筒香		0.21	
344	8018	高野町	林		18.13	
344	9002	高野町	花坂		0.41	

2 - 2 崩壊土砂流出危険地区

近畿中国森林管理局

地区番号		市町村	大字	国有林名	面積(ha)	備考
303445	1	高野町	高野山	高野山国有林	1.50	
303445	2	高野町	高野山	高野山国有林	0.30	
303445	3	高野町	細川	高野山国有林	1.62	
303445	4	高野町	細川	高野山国有林	0.96	
303445	5	高野町	花坂	高野山国有林	0.90	
303445	6	高野町	花坂	高野山国有林	1.65	
303445	7	高野町	花坂	高野山国有林	1.50	
303445	8	高野町	高野山	高野山国有林	0.98	
303445	9	高野町	高野山	高野山国有林	0.24	
303445	10	高野町	高野山	高野山国有林	4.14	
303445	11	高野町	高野山	高野山国有林	9.75	
303445	12	高野町	高野山	高野山国有林	0.54	
303445	13	高野町	高野山	高野山国有林	0.48	
303445	14	高野町	高野山	高野山国有林	4.50	
303445	15	高野町	高野山	高野山国有林	0.83	

和歌山県森林整備課

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)	備考
344	0001	高野町	西郷	尾細	5.54	
344	0002	高野町	西郷	桜茶屋	14.83	
344	0003	高野町	細川	大佐古	12.59	
344	0004	高野町	細川	井手奥	2.28	
344	0005	高野町	細川	王子待	1.99	
344	0006	高野町	細川	王子待	9.24	
344	0007	高野町	細川	田和	7.84	
344	0008	高野町	細川	入谷垣内	12.56	
344	0009	高野町	細川	桑原谷	30.93	
344	0010	高野町	細川	助垣内	5.01	
344	0011	高野町	細川	赤土尾	2.69	
344	0012	高野町	細川	桑原谷	24.76	
344	0013	高野町	細川	桑原谷	5.34	
344	0014	高野町	細川	桑原谷	17.47	
344	0015	高野町	細川	岡ノ原	17.74	
344	0016	高野町	細川	野手垣内	24.16	

344	0017	高野町	細川	野手垣内	16.42	
344	0018	高野町	細川	西ノ迫	5.67	
344	0019	高野町	細川	小田	2.24	
344	0020	高野町	花坂	八丁坂	2.75	
344	0023	高野町	花坂	ミヤノ前	1.37	
344	0024	高野町	花坂	西垣内	3.88	
344	0025	高野町	花坂	西垣内	2.78	
344	0026	高野町	花坂	田和垣内	4.19	
344	0027	高野町	花坂	不動野	3.62	
344	0028	高野町	花坂	不動野	4.64	
344	0029	高野町	花坂	掛谷	6.06	
344	0030	高野町	花坂	小西谷	3.33	
344	0031	高野町	湯川	森垣内	3.78	
344	0032	高野町	湯川	神森	33.23	
344	0033	高野町	湯川	神森	22.19	
344	0034	高野町	湯川	垣内砦	19.14	
344	0035	高野町	湯川	花折	106.05	
344	0036	高野町	湯川	花折	84.66	
344	0037	高野町	湯川	高野谷	112.98	
344	0038	高野町	相ノ浦	内子谷	46.66	
344	0039	高野町	相ノ浦	上垣内	4.72	
344	0062	高野町	西ヶ峰		5.04	
344	0063	高野町	南	中ノ坊	1.88	
344	0064	高野町	大滝		51.44	
344	0065	高野町	杖ヶ藪		251.09	
344	0066	高野町	杖ヶ藪		30.61	
344	0067	高野町	平原		4.10	
344	0068	高野町	平原	向イ山	11.33	
344	0085	高野町	西郷	森ノ脇	7.79	
344	1001	高野町	大滝		81.71	
344	1003	高野町	相ノ浦		5.94	
344	1004	高野町	湯川		6.84	
344	1005	高野町	湯川		21.05	
344	1006	高野町	湯川		109.07	
344	1007	高野町	湯川		52.50	
344	1008	高野町	湯川		50.60	
344	1009	高野町	湯川		35.53	
344	1010	高野町	湯川		48.32	

344	1011	高野町	湯川		8.11	
344	1012	高野町	湯川		47.08	
344	1013	高野町	湯川		190.10	
344	5008	高野町	東又		58.96	
344	5009	高野町	平原		3.76	
344	5010	高野町	林		5.40	
344	5011	高野町	林		4.40	
344	5012	高野町	林		6.39	
344	5013	高野町	細川		25.67	
344	5014	高野町	花坂		16.01	
344	5015	高野町	大滝		13.53	
344	5016	高野町	大滝		42.48	
344	5017	高野町	大滝		20.51	
344	5024	高野町	相ノ浦		13.00	
344	5025	高野町	相ノ浦		12.23	
344	5034	高野町	湯川		24.27	
344	5035	高野町	湯川		58.59	
344	5037	高野町	湯川		37.86	
344	5038	高野町	湯川		7.01	
344	5039	高野町	花坂		27.18	
344	5040	高野町	花坂		6.45	
344	5043	高野町	高野山		6.58	
344	5044	高野町	高野山		23.91	
344	5045	高野町	高野山		85.88	
344	5046	高野町	高野山		112.18	
344	5047	高野町	湯川		5.46	
344	5048	高野町	湯川		15.53	
344	5049	高野町	湯川		9.11	
344	5050	高野町	湯川		22.05	
344	5051	高野町	湯川		36.01	
344	5052	高野町	花坂		25.82	
344	5053	高野町	花坂		13.32	
344	5054	高野町	花坂		25.67	
344	5055	高野町	南		57.24	
344	5056	高野町	南		9.70	
344	5057	高野町	南		13.03	
344	5058	高野町	南		6.63	
344	5059	高野町	南		4.14	

〈資料〉 2 - 2 崩壊土砂流出危険地区

344	5060	高野町	西ヶ峰		11.81	
344	5061	高野町	林		24.47	
344	5062	高野町	南		24.38	
344	9002	高野町	西富貴		6.19	
344	9003	高野町	東富貴		4.91	
344	9004	高野町	上筒香		7.02	

2-3 地すべり危険地区

地すべり危険箇所

地すべり県指定箇所（令和7年4月1日現在）

国土交通省所管

NO.	市町村名	箇所番号	箇所名	大字	区域長	区域幅	備考
1	高野町	86	転軸山	高野山			3ブロック
2	高野町	87	鶯谷	高野山			3ブロック
3	高野町	396	湯子川	湯川			
4	高野町	417	小安	檜原	167	90	
5	高野町	418	杖ヶ藪	杖ヶ藪	128	99	
6	高野町	419	下筒香	下筒香			2ブロック
7	高野町	420	西ヶ峰	西ヶ峰・南			2ブロック
8	高野町	421	下湯川	湯川	387	344	
9	高野町	422	作水	西郷	103	80	

和歌山県森林整備課

NO.	市町村名	箇所番号	箇所名	大字	区域長	区域幅	備考
1	高野町	578	大滝	宮垣内	217	216	

2-4 土砂災害警戒区域

土石流危険溪流

土石流県指定箇所（令和7年4月1日現在）

和歌山県砂防課

NO.	市町村名	溪流番号	河川名	溪流名	字名	流域面積
1	高野町	3-344-1-001	丹生川	西平谷	下筒香	0.04
2	高野町	3-344-1-002	丹生川	東平谷	下筒香	0.06
3	高野町	3-344-1-003	丹生川	アラボリ谷	中筒香	0.03
4	高野町	3-344-1-004	丹生川	中尾谷川	上筒香	0.05
5	高野町	3-344-1-005	丹生川	右支溪	東富貴	0.01
6	高野町	3-344-1-006	丹生川	成金谷	東富貴	0.04
7	高野町	3-344-1-007	丹生川	山本洞谷	西富貴	0.03
8	高野町	3-344-1-008	丹生川	右支溪	西富貴	0.03
9	高野町	3-344-1-009	清川	右支溪	南	0.09
10	高野町	3-344-1-010	清川	左支溪	西ヶ峰	0.06
11	高野町	3-344-1-011	清川	左支溪	林	0.07
12	高野町	3-344-1-012	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
13	高野町	3-344-1-013	不動谷川	左支溪	高野山	0.05
14	高野町	3-344-1-014	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
15	高野町	3-344-1-015	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
16	高野町	3-344-1-016-1	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
	高野町	3-344-1-016-2	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
17	高野町	3-344-1-017	不動谷川	左支溪	高野山	0.03
18	高野町	3-344-1-018	不動谷川	左支溪	高野山	0.02
19	高野町	3-344-1-019	不動谷川	左支溪	高野山	0.02
20	高野町	3-344-1-020	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
21	高野町	3-344-1-021	不動谷川	左支溪	高野山	0.26
22	高野町	3-344-1-022	不動谷川	左支溪	西郷	0.22
23	高野町	3-344-1-023	不動谷川	五十町谷	細川	0.19
24	高野町	3-344-1-024	貴志川	右支溪	花坂	0.01
25	高野町	3-344-1-025	貴志川	右支溪	花坂	0.03
26	高野町	3-344-1-026	貴志川	右支溪	花坂	0.27
27	高野町	3-344-1-027	貴志川	右支溪	花坂	0.03
28	高野町	3-344-1-028	貴志川	右支溪	花坂	0.01
30	高野町	3-344-1-030	鳴戸川	右支溪	花坂	0.02
31	高野町	3-344-1-031	鳴戸川	右支溪	花坂	0.01
32	高野町	3-344-1-032	貴志川	左支溪	花坂	0.27
33	高野町	3-344-1-033-1	貴志川	左支溪	花坂	0.01
	高野町	3-344-1-033-2	貴志川	左支溪	花坂	0.02
34	高野町	3-344-1-034	貴志川	左支溪	花坂	0.07
35	高野町	3-344-1-035	湯子川	右支溪	湯川	0.01
36	高野町	3-344-1-036	湯子川	右支溪	湯川	0.03
37	高野町	3-344-1-037	湯子川	右支溪	湯川	0.01
38	高野町	3-344-1-038	内子谷	左支溪	高野山	0.05
39	高野町	3-344-1-039	御殿川	右支溪	高野山	0.07
40	高野町	3-344-1-040	御殿川	右支溪	高野山	0.04
41	高野町	3-344-1-041	御殿川	右支溪	高野山	0.01
42	高野町	3-344-1-042★	御殿川	右支溪	高野山	0.02
43	高野町	3-344-1-043	御殿川	右支溪	高野山	0.02
44	高野町	3-344-1-044	御殿川	右支溪	高野山	0.01

〈資料〉 2 - 4 土砂災害警戒区域

45	高野町	3-344-1-045	御殿川	右支溪	高野山	0.02
46	高野町	3-344-1-046	有田川	右支溪	高野山	0.02
47	高野町	3-344-1-047	御殿川	右支溪	高野山	0.03
48	高野町	3-344-1-048	御殿川	右支溪	高野山	0.01
49	高野町	3-344-1-049★	御殿川	右支溪	高野山	0.04
50	高野町	3-344-1-050	有田川	右支溪	高野山	0.04
51	高野町	3-344-1-051	御殿川	右支溪	高野山	0.01
52	高野町	3-344-1-052	御殿川	右支溪	高野山	0.03
53	高野町	3-344-1-053	御殿川	右支溪	高野山	0.22
54	高野町	3-344-1-054	御殿川	右支溪	高野山	0.02
55	高野町	3-344-1-055	御殿川	右支溪	高野山	0.02
56	高野町	3-344-1-056-1	御殿川	右支溪	高野山	0.18
	高野町	3-344-1-056-2	御殿川	右支溪	高野山	0.05
57	高野町	3-344-1-057	御殿川	右支溪	高野山	0.06
58	高野町	3-344-1-058	御殿川	右支溪	高野山	0.06
59	高野町	3-344-1-059	御殿川	右支溪	高野山	0.12
60	高野町	3-344-1-060	御殿川	右支溪	高野山	0.03
61	高野町	3-344-1-061	御殿川	右支溪	高野山	0.02
62	高野町	3-344-1-062	御殿川	右支溪	高野山	0.05
63	高野町	3-344-1-063	御殿川	右支溪	高野山	0.01
64	高野町	3-344-1-064	御殿川	右支溪	高野山	0.01
65	高野町	3-344-1-065	有田川	大門谷	高野山	0.02
66	高野町	3-344-1-066	御殿川	左支溪	高野山	0.02
67	高野町	3-344-1-067	御殿川	左支溪	高野山	0.01
68	高野町	3-344-1-068-1	御殿川	弁天谷川	高野山	0.06
	高野町	3-344-1-068-2	御殿川	弁天谷川	高野山	0.06
69	高野町	3-344-1-069-1	御殿川	学校谷	高野山	0.03
	高野町	3-344-1-069-2	御殿川	学校谷	高野山	0.01
70	高野町	3-344-1-070	御殿川	左支溪	高野山	0.01
72	高野町	3-344-1-072	御殿川	左支溪	高野山	0.02
73	高野町	3-344-1-073	御殿川	左支溪	高野山	0.02
74	高野町	3-344-1-074	御殿川	左支溪	高野山	0.02
75	高野町	3-344-1-075-1	御殿川	左支溪	高野山	0.01
	高野町	3-344-1-075-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
76	高野町	3-344-1-076	御殿川	左支溪	高野山	0.01
77	高野町	3-344-1-077	御殿川	左支溪	高野山	0.01
78	高野町	3-344-1-078-1	御殿川	左支溪	高野山	0.01
	高野町	3-344-1-078-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
79	高野町	3-344-1-079-1	御殿川	左支溪	高野山	0.03
	高野町	3-344-1-079-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
80	高野町	3-344-1-080	御殿川	左支溪	高野山	0.01
81	高野町	3-344-1-081	御殿川	左支溪	高野山	0.02
82	高野町	3-344-1-082	御殿川	左支溪	高野山	0.03
83	高野町	3-344-1-083	御殿川	左支溪	高野山	0.02
84	高野町	3-344-1-084	御殿川	左支溪	高野山	0.01
85	高野町	3-344-1-085	御殿川	左支溪	高野山	0.01
86	高野町	3-344-1-086-1	御殿川	左支溪	高野山	0.01
	高野町	3-344-1-086-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
87	高野町	3-344-1-087	御殿川	左支溪	高野山	0.01
88	高野町	3-344-1-088	御殿川	左支溪	高野山	0.01

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

89	高野町	3-344-1-089	御殿川	左支溪	高野山	0.02
90	高野町	1-344-1-901★	清川	左支流	西ヶ峯	0.03
1	高野町	3-344-2-001	東の川	右支溪	西富貴	0.01
2	高野町	3-344-2-002	東の川	左支溪	西富貴	0.10
4	高野町	3-344-2-004	丹生川	右支溪	上筒香	0.18
5	高野町	3-344-2-005	丹生川	堂谷	上筒香	0.15
6	高野町	3-344-2-006	丹生川	堂前谷川	上筒香	0.18
7	高野町	3-344-2-007	丹生川	右支溪	上筒香	0.10
8	高野町	3-344-2-008	丹生川	右支溪	東富貴	0.01
9	高野町	3-344-2-009	丹生川	右支溪	東富貴	0.01
11	高野町	3-344-2-011	丹生川	右支溪	東富貴	0.02
12	高野町	3-344-2-012	丹生川	右支溪	西富貴	0.01
13	高野町	3-344-2-013	丹生川	上天神谷	東富貴	0.03
14	高野町	3-344-2-014	丹生川	右支溪	東富貴	0.03
15	高野町	3-344-2-015	丹生川	名瀬迫谷	東富貴	0.04
16	高野町	3-344-2-016	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
17	高野町	3-344-2-017	丹生川	左支溪	東富貴	0.04
18	高野町	3-344-2-018	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
19	高野町	3-344-2-019	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
21	高野町	3-344-2-021	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
22	高野町	3-344-2-022	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
23	高野町	3-344-2-023	丹生川	左支溪	東富貴	0.02
25	高野町	3-344-2-025	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
26	高野町	3-344-2-026	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
27	高野町	3-344-2-027	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
28	高野町	3-344-2-028	丹生川	左支溪	東富貴	0.01
30	高野町	3-344-2-030	丹生川	左支溪	上筒香	0.01
31	高野町	3-344-2-031	丹生川	左支溪	上筒香	0.03
32	高野町	3-344-2-032	清川	右支溪	南	0.12
33	高野町	3-344-2-033-1	清川	左支溪	南	0.31
	高野町	3-344-2-033-2	清川	左支溪	南	0.15
34	高野町	3-344-2-034	清川	左支溪	西ヶ峰	0.09
35	高野町	3-344-2-035	清川	左支溪	南	0.05
36	高野町	3-344-2-036	清川	左支溪	南	0.01
37	高野町	3-344-2-037	清川	左支溪	南	0.01
38	高野町	3-344-2-038	清川	左支溪	林	0.05
39	高野町	3-344-2-039	不動谷川	右支溪	細川	0.12
40	高野町	3-344-2-040	不動谷川	右支溪	細川	0.07
41	高野町	3-344-2-041	不動谷川	右支溪	西郷	0.03
42	高野町	3-344-2-042	不動谷川	右支溪	西郷	0.03
43	高野町	3-344-2-043	不動谷川	右支溪	高野山	0.02
44	高野町	3-344-2-044	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
45	高野町	3-344-2-045	不動谷川	左支溪	高野山	0.01
46	高野町	3-344-2-046	不動谷川	左支溪	西郷	0.39
47	高野町	3-344-2-047	不動谷川	左支溪	細川	0.40
48	高野町	3-344-2-048	不動谷川	左支溪	細川	0.05
49	高野町	3-344-2-049	不動谷川	左支溪	細川	0.17
50	高野町	3-344-2-050	不動谷川	左支溪	細川	0.07
51	高野町	3-344-2-051	不動谷川	左支溪	細川	0.01
52	高野町	3-344-2-052	不動谷川	左支溪	細川	0.03

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

53	高野町	3-344-2-053	貴志川	右支溪	花坂	0.22
54	高野町	3-344-2-054	貴志川	右支溪	花坂	0.02
55	高野町	3-344-2-055	貴志川	右支溪	花坂	0.02
56	高野町	3-344-2-056-1	貴志川	右支溪	花坂	0.18
	高野町	3-344-2-056-2	貴志川	右支溪	花坂	0.05
57	高野町	3-344-2-057	貴志川	右支溪	花坂	0.06
58	高野町	3-344-2-058	貴志川	右支溪	花坂	0.06
59	高野町	3-344-2-059	貴志川	右支溪	花坂	0.12
60	高野町	3-344-2-060	貴志川	右支溪	花坂	0.03
62	高野町	3-344-2-062	鳴戸川	右支溪	花坂	0.05
63	高野町	3-344-2-063	鳴戸川	右支溪	花坂	0.01
64	高野町	3-344-2-064	湯子川	右支溪	湯川	0.04
65	高野町	3-344-2-065	湯子川	右支溪	湯川	0.01
66	高野町	3-344-2-066	湯子川	右支溪	湯川	0.23
67	高野町	3-344-2-067	湯子川	宮垣内谷	湯川	0.08
68	高野町	3-344-2-068	下垣内谷	下垣内谷右支川	相ノ浦	0.01
69	高野町	3-344-2-069	下垣内谷	下垣内谷右支川	相ノ浦	0.01
70	高野町	3-344-2-070	堂垣内谷		相ノ浦	0.15
71	高野町	3-344-2-071	御殿川	右支溪	相ノ浦	0.05
72	高野町	3-344-2-072	上垣内谷		相ノ浦	0.07
73	高野町	3-344-2-073	御殿川	右支溪	高野山	0.02
74	高野町	3-344-2-074	御殿川	右支溪	高野山	0.01
75	高野町	3-344-2-075	御殿川	左支溪	高野山	0.01
76	高野町	3-344-2-076	御殿川	左支溪	高野山	0.01
77	高野町	3-344-2-077	御殿川	左支溪	高野山	0.03
78	高野町	3-344-2-078	御殿川	左支溪	高野山	0.01
79	高野町	3-344-2-079	御殿川	左支流	高野山	0.01
1	高野町	3-344-3-001	不動谷川	右支流	高野山	0.01
2	高野町	3-344-3-002	不動谷川	右支流	高野山	0.03
3	高野町	3-344-3-003	不動谷川	右支流	高野山	0.03
4	高野町	3-344-3-004	不動谷川	右支流	高野山	0.02
5	高野町	3-344-3-005	不動谷川	右支流	高野山	0.01
6	高野町	3-344-3-006	不動谷川	左支流	高野山	0.01
7	高野町	3-344-3-007	不動谷川	左支溪	西郷	0.02
8	高野町	3-344-3-008	御殿川	右支溪	高野山	0.01
9	高野町	3-344-3-009	御殿川	右支溪	高野山	0.04
10	高野町	3-344-3-010	御殿川	右支溪	高野山	0.01
11	高野町	3-344-3-011★	御殿川	右支溪	高野山	0.03
12	高野町	3-344-3-012-1	御殿川	左支溪	高野山	0.01
	高野町	3-344-3-012-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
13	高野町	3-344-3-013	御殿川	左支溪	高野山	0.01
14	高野町	3-344-3-014	御殿川	左支溪	高野山	0.04
	高野町	3-344-3-012-2	御殿川	左支溪	高野山	0.01
13	高野町	3-344-3-013	御殿川	左支溪	高野山	0.01
14	高野町	3-344-3-014	御殿川	左支溪	高野山	0.04
19	高野町	3-344-3-019	御殿川	左支溪	高野山	0.01

急傾斜地県指定箇所（令和7年4月1日現在）

和歌山県砂防課

NO.	市町村名	危険区分	箇所番号	箇所名	大字	傾斜度	高さ
1	高野町	I	75	杖ヶ藪	杖ヶ藪	41	197
2	高野町	I	76	下筒香	下筒香	45	74
3	高野町	I	77	中筒香	中筒香	39	131
4	高野町	I	78	高野山 1	高野山	39	25
5	高野町	I	79	高野山 2	高野山	51	10
6	高野町	I	80	高野山 3	高野山	41	32
7	高野町	I	81	高野山 4	高野山	43	14
8	高野町	I	82★	高野山 5	高野山	43	8
9	高野町	I	85	高野山 6	高野山	39	63
10	高野町	I	86	細川 1	細川	37	38
11	高野町	I	87	細川 2	細川	37	44
12	高野町	I	2214	高野山 7	高野山	46	26
13	高野町	I	2215	上筒香	上筒香	41	76
14	高野町	I	3162	西郷神谷辻 1	西郷	48	34
15	高野町	I	3163	西郷神谷辻 2	西郷	47	39
16	高野町	I	3164	西郷神谷辻 3	西郷	38	53
17	高野町	I	3165	花坂上花坂 1	花坂	41	33
18	高野町	I	3166	花坂上花坂 2	花坂	39	38
19	高野町	I	3167	細川 3	細川	43	24
20	高野町	I	3168	花坂上花坂 3	花坂	45	27
21	高野町	I	3169	花坂 1	花坂	38	57
22	高野町	I	3170	花坂 2	花坂	38	72
23	高野町	I	3171	細川西細川 1	細川	36	67
24	高野町	I	3172	細川西細川 2	細川	40	70
25	高野町	I	3173	花坂掛谷 1	花坂	35	80
26	高野町	I	3174	花坂掛谷 2	花坂	45	13
27	高野町	I	3175	花坂上花坂 4	花坂	39	46
28	高野町	I	3176	花坂上花坂 5	花坂	48	30
29	高野町	I	3177	花坂上花坂 6	花坂	48	9
31	高野町	I	3179	花坂下花坂 1	花坂	39	92
32	高野町	I	3180	花坂上花坂 8	花坂	41	40
33	高野町	I	3181	花坂 3	花坂	41	26
34	高野町	I	3182	花坂上花坂 9	花坂	33	43
35	高野町	I	3183	花坂上花坂 10	花坂	34	137
36	高野町	I	3184	西郷神谷辻 4	西郷	44	89
37	高野町	I	3185	西郷神谷辻 5	西郷	39	60
38	高野町	I	3186	高野山鶯谷 1	高野山	40	23
39	高野町	I	3187	高野山鶯谷 2	高野山	58	10
40	高野町	I	3188	高野山鶯谷 3	高野山	39	16
41	高野町	I	3189	高野山鶯谷 4	高野山	51	10
42	高野町	I	3190	高野山鶯谷 5	高野山	43	16
43	高野町	I	3191	高野山鶯谷 6	高野山	32	15
44	高野町	I	3192	高野山鶯谷 7	高野山	37	15
45	高野町	I	3193	高野山千手院 1	高野山	47	31
46	高野町	I	3194	高野山千手院 2	高野山	37	34
47	高野町	I	3195	高野山千手院 3	高野山	43	33

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

48	高野町	I	3196	高野山千手院 4	高野山	36	21
49	高野町	I	3197	高野山千手院 5	高野山	39	36
50	高野町	I	3198	高野山五の室 1	高野山	51	12
51	高野町	I	3199	高野山五の室 2	高野山	44	22
52	高野町	I	3200	高野山五の室 3	高野山	38	67
53	高野町	I	3201	高野山 11	高野山	33	29
54	高野町	I	3202	高野山大門中部 1	高野山	39	30
55	高野町	I	3203	高野山谷ヶ峰 1	高野山	38	33
56	高野町	I	3204	高野山谷ヶ峰 2	高野山	40	38
57	高野町	I	3205	高野山西小田原 1	高野山	42	41
58	高野町	I	3206	高野山大門西部 1	高野山	37	36
59	高野町	I	3207	高野山大門中部 2	高野山	34	32
60	高野町	I	3208	高野山愛宕谷 1	高野山	38	34
61	高野町	I	3209	高野山愛宕谷 2	高野山	44	13
62	高野町	I	3210	高野山大門西部 2	高野山	43	25
63	高野町	I	3211	高野山文化通 1	高野山	42	43
64	高野町	I	3212	高野山文化通 2	高野山	38	18
65	高野町	I	3213	高野山文化通 3	高野山	37	34
66	高野町	I	3214	高野山学校通 1	高野山	46	28
67	高野町	I	3215	高野山学校通 2	高野山	41	44
68	高野町	I	3216	高野山弁天通 1	高野山	50	17
69	高野町	I	3217	高野山弁天通 2	高野山	44	15
70	高野町	I	3218	高野山南小田原 1	高野山	36	14
71	高野町	I	3219	高野山南小田原 2	高野山	34	44
72	高野町	I	3220	高野山蓮花谷 1	高野山	41	58
73	高野町	I	3221	高野山蓮花谷 2	高野山	37	75
74	高野町	I	3222★	高野山明遍通 1	高野山	51	11
75	高野町	I	3223★	高野山玉川通 1	高野山	54	7
76	高野町	I	3224	高野山中ノ橋 1	高野山	33	9
77	高野町	I	3225	高野山中ノ橋 2	高野山	37	15
78	高野町	I	3226	高野山中ノ橋 4	高野山	39	15
79	高野町	I	3227	東富貴 1	東富貴	39	55
80	高野町	I	3228	東富貴 2	東富貴	40	23
81	高野町	I	3229	東富貴 3	東富貴	44	16
82	高野町	I	3230	東富貴成金平 1	東富貴	42	21
83	高野町	I	3231	東富貴成金平 2	東富貴	36	50
84	高野町	I	3232	東富貴成金平 3	東富貴	45	33
85	高野町	I	3233	下筒香 1	下筒香	42	83
86	高野町	I	3234	中筒香 1	中筒香	40	61
87	高野町	I	3235	上筒香 1	上筒香	44	67
88	高野町	I	3236	上筒香 2	上筒香	39	75
89	高野町	I	3237	上筒香 3	上筒香	41	81
90	高野町	I	3238	西郷神谷辻 6	西郷	41	126
91	高野町	I	3239	西郷神谷辻 7	西郷	38	116
92	高野町	I	3240	高野山鶯谷 8	高野山	39	28
93	高野町	I	3241	高野山千手院 6	高野山	37	21
94	高野町	I	3242	高野山中ノ橋 3	高野山	44	16
95	高野町	I	3243	高野山中ノ橋 5	高野山	50	
96	高野町	I	3244	相ノ浦 1	相ノ浦	44	37
97	高野町	I	10004	高野山大門中部 6	高野山	39	27

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

98	高野町	I	10005	高野山文化通 5	高野山	41	10
99	高野町	I	10006	高野山文化通 6	高野山	39	8
100	高野町	I	10007	高野山弁天通 4	高野山	37	6
101	高野町	I	10008	高野山大門中部 7	高野山	32	24
102	高野町	I	10009	高野山 14	高野山	36	14
103	高野町	I	10010	高野山 15	高野山	34	23
104	高野町	I	10011	高野山西小田原 4	高野山	38	19
105	高野町	I	10028	南 101	南	38	86
106	高野町	I	10036	西郷 101	西郷	39	53
107	高野町	I	10037	西郷 102	西郷	37	77
108	高野町	I	10038	西郷 103	西郷	46	22
109	高野町	II	10377	杖ヶ藪 101	杖ヶ藪	60	6
110	高野町	I	10047	細川 101	細川	42	64
111	高野町	I	10048	細川 103	細川	42	136
112	高野町	I	10438	細川 104	細川	48	7
113	高野町	I	10439	細川 104	細川	39	790
114	高野町	I	10440	細川 105	細川	45	58
115	高野町	I	10441	細川 106	細川	36	91
116	高野町	I	10442	細川 107	細川	38	53
117	高野町	I	10443	細川 108	細川	37	51
1	高野町	II	1032	西郷作水垣内 1	西郷	51	8
2	高野町	II	1033	西郷作水垣内 2	西郷	45	88
3	高野町	II	1034	西郷作水垣内 3	西郷	41	24
4	高野町	II	1035	西郷尾細 1	西郷	43	27
5	高野町	II	1036	西郷尾細 2	西郷	39	12
6	高野町	II	1037	西郷尾細 3	西郷	52	5
7	高野町	II	1038	西郷尾細 4	西郷	40	71
8	高野町	II	1039	西郷尾細 5	西郷	39	46
9	高野町	II	1040	西郷尾細 6	西郷	41	40
10	高野町	II	1041	西郷尾細 7	西郷	41	13
11	高野町	II	1042	西郷神谷辻 17	西郷	38	47
12	高野町	II	1043	西郷神谷辻 8	西郷	46	7
13	高野町	II	1044	西郷神谷辻 9	西郷	41	17
14	高野町	II	1045	西郷神谷辻 18	西郷	37	49
15	高野町	II	1046	西郷神谷辻 10	西郷	43	19
16	高野町	II	1047	西郷神谷辻 11	西郷	35	27
17	高野町	II	1048	西郷神谷辻 12	西郷	53	14
18	高野町	II	1049	西郷神谷辻 13	西郷	37	17
19	高野町	II	1050	西郷神谷辻 14	西郷	46	22
20	高野町	II	1051	西郷神谷辻 15	西郷	41	12
21	高野町	II	1052	西郷	西郷	41	25
22	高野町	II	1053	細川神谷辻 3	細川	38	29
23	高野町	II	1054	細川神谷辻 4	細川	46	37
24	高野町	II	1055	細川神谷辻 5	細川	37	66
25	高野町	II	1056	細川東細川 1	細川	36	88
26	高野町	II	1057	細川東細川 2	細川	41	50
27	高野町	II	1058	花坂不動野 1	花坂	38	15
28	高野町	II	1059	花坂不動野 2	花坂	44	9
29	高野町	II	1060	花坂不動野 3	花坂	35	48
30	高野町	II	1061	花坂不動野 4	花坂	39	31

〈資料〉 2 - 4 土砂災害警戒区域

31	高野町	Ⅱ	1062	花坂上花坂 11	花坂	42	19
32	高野町	Ⅱ	1063	花坂上花坂 12	花坂	39	20
33	高野町	Ⅱ	1064	花坂不動野 5	花坂	39	37
34	高野町	Ⅱ	1065	花坂不動野 6	花坂	37	45
35	高野町	Ⅱ	1066	花坂不動野 7	花坂	46	49
36	高野町	Ⅱ	1067	花坂 4	花坂	42	74
37	高野町	Ⅱ	1068	花坂掛谷 3	花坂	43	39
38	高野町	Ⅱ	1069	花坂掛谷 4	花坂	36	45
39	高野町	Ⅱ	1070	花坂不動野 8	花坂	40	89
40	高野町	Ⅱ	1071	花坂不動野 9	花坂	39	31
41	高野町	Ⅱ	1072	花坂掛谷 5	花坂	37	130
42	高野町	Ⅱ	1073	細川西細川 3	細川	42	30
43	高野町	Ⅱ	1074	細川西細川 4	細川	41	71
44	高野町	Ⅱ	1075	細川西細川 5	細川	43	48
45	高野町	Ⅱ	1076	細川西細川 6	細川	41	34
46	高野町	Ⅱ	1077	細川西細川 7	細川	35	40
47	高野町	Ⅱ	1078	細川西細川 8	細川	44	41
48	高野町	Ⅱ	1079	細川西細川 9	細川	35	55
49	高野町	Ⅱ	1080	細川西細川 10	細川	44	45
50	高野町	Ⅱ	1081	細川西細川 11	細川	40	34
51	高野町	Ⅱ	1082	細川西細川 12	細川	42	41
52	高野町	Ⅱ	1083	細川西細川 13	細川	39	32
53	高野町	Ⅱ	1084	細川西細川 14	細川	42	100
54	高野町	Ⅱ	1085	細川西細川 15	細川	40	60
55	高野町	Ⅱ	1086	細川西細川 16	細川	38	90
56	高野町	Ⅱ	1087	細川西細川 17	細川	38	37
57	高野町	Ⅱ	1088	細川西細川 18	細川	39	56
58	高野町	Ⅱ	1089	花坂上花坂 13	花坂	42	9
59	高野町	Ⅱ	1090	花坂上花坂 14	花坂	39	21
60	高野町	Ⅱ	1091	花坂上花坂 15	花坂	43	27
61	高野町	Ⅱ	1092	花坂上花坂 16	花坂	49	46
62	高野町	Ⅱ	1093	花坂上花坂 17	花坂	42	40
63	高野町	Ⅱ	1094	花坂上花坂 18	花坂	42	87
64	高野町	Ⅱ	1095	花坂上花坂 19	花坂	38	105
65	高野町	Ⅱ	1096	花坂上花坂 20	花坂	43	73
66	高野町	Ⅱ	1097	花坂上花坂 21	花坂	50	8
67	高野町	Ⅱ	1098	花坂上花坂 22	花坂	51	10
68	高野町	Ⅱ	1099	花坂上花坂 23	花坂	52	10
69	高野町	Ⅱ	1100	花坂上花坂 24	花坂	39	49
70	高野町	Ⅱ	1101	花坂上花坂 25	花坂	37	92
71	高野町	Ⅱ	1102	花坂上花坂 26	花坂	41	117
72	高野町	Ⅱ	1103	花坂下花坂 2	花坂	43	97
73	高野町	Ⅱ	1104	花坂上花坂 27	花坂	37	72
74	高野町	Ⅱ	1105	花坂上花坂 28	花坂	43	26
75	高野町	Ⅱ	1106	花坂上花坂 29	花坂	37	21
76	高野町	Ⅱ	1107	花坂上花坂 30	花坂	39	16
77	高野町	Ⅱ	1108	花坂上花坂 31	花坂	37	118
78	高野町	Ⅱ	1109	西郷神谷辻 16	西郷	36	43
79	高野町	Ⅱ	1110	高野山転軸山公園 1	高野山	50	13
80	高野町	Ⅱ	1111	高野山鶯谷 8	高野山	38	39

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

81	高野町	Ⅱ	1112	高野山転軸山公園 2	高野山	39	12
82	高野町	Ⅱ	1113	高野山転軸山公園 3	高野山	36	9
83	高野町	Ⅱ	1114	高野山 8	高野山	37	12
84	高野町	Ⅱ	1115	高野山鶯谷 9	高野山	38	28
85	高野町	Ⅱ	1116	高野山転軸山公園 4	高野山	46	8
86	高野町	Ⅱ	1117	高野山鶯谷 10	高野山	40	10
87	高野町	Ⅱ	1118	高野山鶯谷 11	高野山	35	11
88	高野町	Ⅱ	1119	高野山鶯谷 12	高野山	37	25
89	高野町	Ⅱ	1120	高野山鶯谷 13	高野山	38	13
90	高野町	Ⅱ	1121	高野山鶯谷 14	高野山	33	32
91	高野町	Ⅱ	1122	高野山鶯谷 15	高野山	36	42
92	高野町	Ⅱ	1123	高野山 10	高野山	31	59
93	高野町	Ⅱ	1124	高野山大門中部 3	高野山	45	25
94	高野町	Ⅱ	1125	高野山大門中部 4	高野山	35	31
95	高野町	Ⅱ	1126	高野山大門西部 3	高野山	31	10
97	高野町	Ⅱ	1128	高野山西小田原 2	高野山	30	18
98	高野町	Ⅱ	1129	高野山西小田原 3	高野山	43	12
99	高野町	Ⅱ	1130	高野山千手院 7	高野山	36	21
100	高野町	Ⅱ	1131★	高野山弁天通 3	高野山	32	8
101	高野町	Ⅱ	1132	高野山南小田原 3	高野山	37	39
102	高野町	Ⅱ	1133	高野山南小田原 4	高野山	40	36
103	高野町	Ⅱ	1134	高野山南小田原 5	高野山	40	25
104	高野町	Ⅱ	1135	高野山南小田原 6	高野山	38	48
105	高野町	Ⅱ	1136	高野山南小田原 7	高野山	44	50
106	高野町	Ⅱ	1137	高野山明遍通 2	高野山	39	57
107	高野町	Ⅱ	1138	高野山明遍通 3	高野山	45	62
108	高野町	Ⅱ	1139	高野山蓮花谷 3	高野山	35	32
109	高野町	Ⅱ	1140	高野山蓮花谷 4	高野山	34	34
110	高野町	Ⅱ	1141	高野山明遍通 5	高野山	36	37
111	高野町	Ⅱ	1142	高野山明遍通 6	高野山		26
112	高野町	Ⅱ	1143	西ヶ峰 1	西ヶ峰	40	43
113	高野町	Ⅱ	1144	西ヶ峰 2	西ヶ峰	36	24
114	高野町	Ⅱ	1145	西ヶ峰 3	西ヶ峰	38	41
115	高野町	Ⅱ	1146	南 1	南	37	58
116	高野町	Ⅱ	1147	南 2	南	37	42
117	高野町	Ⅱ	1148	南 3	南	42	19
118	高野町	Ⅱ	1149	林 1	林	36	135
119	高野町	Ⅱ	1150	林 2	林	40	81
120	高野町	Ⅱ	1151	南 4	南	45	39
121	高野町	Ⅱ	1152	南 5	南	42	64
122	高野町	Ⅱ	1153	南 6	南	42	51
123	高野町	Ⅱ	1154	林 3	林	52	39
124	高野町	Ⅱ	1155	高野山中ノ橋 6	高野山	41	9
125	高野町	Ⅱ	1156	高野山中ノ橋 7	高野山	42	123
126	高野町	Ⅱ	1157	高野山中ノ橋 8	高野山	40	19
127	高野町	Ⅱ	1158★	高野山中ノ橋 9	高野山	50	12
128	高野町	Ⅱ	1159	高野山中ノ橋 10	高野山	38	12
132	高野町	Ⅱ	1163	平原 2	平原	33	138
133	高野町	Ⅱ	1164	平原 3	平原	41	43
134	高野町	Ⅱ	1165	平原 4	平原	38	76

〈資料〉 2 - 4 土砂災害警戒区域

135	高野町	Ⅱ	1166	平原 5	平原	41	109
136	高野町	Ⅱ	1167	平原 6	平原	47	77
137	高野町	Ⅱ	1168	平原 7	平原	41	41
138	高野町	Ⅱ	1169	東又 1	東又	38	103
140	高野町	Ⅱ	1171	檜原 1	檜原	38	28
141	高野町	Ⅱ	1172	檜原 2	檜原	44	9
142	高野町	Ⅱ	1173	檜原 3	檜原	39	110
143	高野町	Ⅱ	1174	湯川下湯川 2	湯川	35	7
144	高野町	Ⅱ	1175	湯川下湯川 3	湯川	44	9
145	高野町	Ⅱ	1176	湯川下湯川 4	湯川	39	61
146	高野町	Ⅱ	1177	湯川下湯川 5	湯川	43	48
147	高野町	Ⅱ	1178	湯川神森 1	湯川	43	17
148	高野町	Ⅱ	1179	湯川神森 2	湯川	38	51
149	高野町	Ⅱ	1180	湯川神森 3	湯川	43	35
150	高野町	Ⅱ	1181	湯川上湯川 1	湯川	36	62
151	高野町	Ⅱ	1182	湯川上湯川 2	湯川	37	51
152	高野町	Ⅱ	1183	湯川上湯川 3	湯川	40	34
153	高野町	Ⅱ	1184	湯川上湯川 4	湯川	39	20
154	高野町	Ⅱ	1185	湯川上湯川 5	湯川	43	31
155	高野町	Ⅱ	1186	湯川上湯川 6	湯川	37	56
156	高野町	Ⅱ	1187	湯川上湯川 7	湯川	37	99
157	高野町	Ⅱ	1188	湯川上湯川 8	湯川	45	13
158	高野町	Ⅱ	1189	湯川上湯川 9	湯川	37	13
159	高野町	Ⅱ	1190	湯川上湯川 10	湯川	41	32
160	高野町	Ⅱ	1191	湯川上湯川 11	湯川	41	70
161	高野町	Ⅱ	1192	湯川上湯川 12	湯川	34	71
162	高野町	Ⅱ	1193	湯川上湯川 13	湯川	43	16
163	高野町	Ⅱ	1194	湯川上湯川 14	湯川	41	48
164	高野町	Ⅱ	1195	湯川上湯川 15	湯川	39	50
166	高野町	Ⅱ	1197	大滝 2	大滝	37	63
167	高野町	Ⅱ	1198	大滝 3	大滝	42	84
168	高野町	Ⅱ	1199	相ノ浦 2	相ノ浦	47	134
169	高野町	Ⅱ	1200	相ノ浦 3	相ノ浦	37	129
170	高野町	Ⅱ	1201	相ノ浦 4	相ノ浦	44	23
171	高野町	Ⅱ	1202	相ノ浦 5	相ノ浦	46	15
172	高野町	Ⅱ	1203	相ノ浦 6	相ノ浦	42	45
173	高野町	Ⅱ	1204	相ノ浦 7	相ノ浦	43	44
174	高野町	Ⅱ	1205	相ノ浦 8	相ノ浦	44	32
175	高野町	Ⅱ	1206	相ノ浦 9	相ノ浦	37	62
176	高野町	Ⅱ	1207	相ノ浦 10	相ノ浦	36	102
177	高野町	Ⅱ	1208	相ノ浦 11	相ノ浦	37	50
178	高野町	Ⅱ	1209	西富貴 1	西富貴	37	36
179	高野町	Ⅱ	1210	西富貴 2	西富貴	44	22
180	高野町	Ⅱ	1211	西富貴 3	西富貴	41	13
181	高野町	Ⅱ	1212	西富貴 4	西富貴	45	14
182	高野町	Ⅱ	1213	西富貴 12	西富貴	45	9
183	高野町	Ⅱ	1214	西富貴 5	西富貴	41	10
184	高野町	Ⅱ	1215	西富貴 6	西富貴	42	9
185	高野町	Ⅱ	1216	西富貴 11	西富貴	49	10
186	高野町	Ⅱ	1217	西富貴 7	西富貴	38	12

〈資料〉 2 - 4 土砂災害警戒区域

189	高野町	Ⅱ	1220	西富貴 5	東富貴	39	59
190	高野町	Ⅱ	1221	東富貴 6	東富貴	34	23
191	高野町	Ⅱ	1222	東富貴 7	東富貴	46	36
192	高野町	Ⅱ	1223	東富貴 8	東富貴	36	81
193	高野町	Ⅱ	1224	東富貴 9	東富貴	44	9
194	高野町	Ⅱ	1225	東富貴 10	東富貴	35	37
195	高野町	Ⅱ	1226	東富貴 11	東富貴	39	12
196	高野町	Ⅱ	1227	東富貴 12	東富貴	36	48
197	高野町	Ⅱ	1228	東富貴 13	東富貴	36	31
198	高野町	Ⅱ	1229	東富貴 14	東富貴	36	19
199	高野町	Ⅱ	1230	東富貴 15	東富貴	47	29
200	高野町	Ⅱ	1231	東富貴 16	東富貴	42	32
201	高野町	Ⅱ	1232	東富貴 17	東富貴	56	7
203	高野町	Ⅱ	1234	西富貴 10	西富貴	45	13
204	高野町	Ⅱ	1235	東富貴 19	東富貴	41	48
205	高野町	Ⅱ	1236	東富貴 20	東富貴	36	15
206	高野町	Ⅱ	1237	東富貴 21	東富貴	39	13
207	高野町	Ⅱ	1238	東富貴 22	東富貴	38	13
208	高野町	Ⅱ	1239	東富貴 23	東富貴	44	16
209	高野町	Ⅱ	1240	東富貴 24	東富貴	46	38
210	高野町	Ⅱ	1241	東富貴 28	東富貴	41	16
211	高野町	Ⅱ	1242	東富貴 25	東富貴	48	25
212	高野町	Ⅱ	1243	東富貴 26	東富貴	46	20
213	高野町	Ⅱ	1244	東富貴成金平 4	東富貴	35	18
214	高野町	Ⅱ	1245	東富貴成金平 5	東富貴	45	19
215	高野町	Ⅱ	1246	東富貴成金平 6	東富貴	43	22
216	高野町	Ⅱ	1247	東富貴 27	東富貴	43	50
217	高野町	Ⅱ	1248	中筒香 2	中筒香	41	45
218	高野町	Ⅱ	1249	中筒香 3	中筒香	40	116
219	高野町	Ⅱ	1250	上筒香 4	上筒香	39	55
220	高野町	Ⅱ	1251	上筒香 5	上筒香	39	21
221	高野町	Ⅱ	1252	上筒香 6	上筒香	43	25
222	高野町	Ⅱ	1253	上筒香 7	上筒香	43	45
223	高野町	Ⅱ	1254	上筒香 8	上筒香	41	30
225	高野町	Ⅱ	1256	上筒香 10	上筒香	41	44
226	高野町	Ⅱ	1257	上筒香 11	上筒香	49	55
227	高野町	Ⅱ	1258	高野山 9	高野山	40	7
230	高野町	Ⅱ	1261	上筒香 15	上筒香	39	107
231	高野町	Ⅱ	1262	西郷神谷辻 19	西郷	46	25
232	高野町	Ⅱ	1263	細川西細川 19	細川	40	66
233	高野町	Ⅱ	1264	高野山鶯谷 16	高野山	37	11
234	高野町	Ⅱ	1265	高野山軸山公園 6	高野山	33	25
235	高野町	Ⅱ	1266	高野山鶯谷 17	高野山	43	12
236	高野町	Ⅱ	1267	高野山大門中部 5	高野山	38	24
237	高野町	Ⅱ	1268★	高野山中ノ橋 13	高野山	35	5
238	高野町	Ⅱ	1269★	高野山中ノ橋 14	高野山	32	13
239	高野町	Ⅱ	1270★	高野山中ノ橋 15	高野山	62	5
240	高野町	Ⅱ	1271	下筒香 2	下筒香	53	15
241	高野町	Ⅱ	1272	上筒香 16	上筒香	50	82
242	高野町	Ⅱ	10012	高野山南小田原 8	高野山	34	23

〈資料〉 2-4 土砂災害警戒区域

243	高野町	Ⅱ	10013	高野山南小田原 9	高野山	44	12
244	高野町	Ⅱ	10014	高野山南小田原 10	高野山	53	11
245	高野町	Ⅱ	10023	高野山中ノ橋 20	高野山	43	25
246	高野町	Ⅱ	10024	高野山中ノ橋 21	高野山	58	5
247	高野町	Ⅱ	10025	高野山五の室 5	高野山	40	35
248	高野町	Ⅱ	10026	高野山 13	高野山	41	13
249	高野町	Ⅱ	10027	高野山鶯谷 18	高野山	37	11
250	高野町	Ⅱ	10028	高野山 12	高野山	59	8
251	高野町	Ⅱ	10029	高野山蓮花谷 4	高野山	32	25
252	高野町	Ⅱ	10113	上筒香	上筒香	44	12
253	高野町	Ⅱ	10114	中筒香	中筒香	39	8
254	高野町	Ⅱ	10115	下筒香	下筒香	46	9
255	高野町	Ⅱ	10240	相ノ浦 101	相ノ浦	41	111
256	高野町	Ⅱ	10241	相ノ浦 102	相ノ浦	52	24
257	高野町	Ⅱ	10242	相ノ浦 103	相ノ浦	49	8
258	高野町	Ⅱ	10243	相ノ浦 104	相ノ浦	39	145
259	高野町	Ⅱ	10266	東富貴 101	東富貴	38	28
260	高野町	Ⅱ	10267	東富貴 102	東富貴	49	7
261	高野町	Ⅱ	10268	東富貴 103	東富貴	39	18
262	高野町	Ⅱ	10269	東富貴 104	東富貴	36	30
263	高野町	Ⅱ	10270	東富貴 105	東富貴	39	37
264	高野町	Ⅱ	10271	東富貴 106	東富貴	33	11
265	高野町	Ⅱ	10272	東富貴 107	東富貴	55	13
266	高野町	Ⅱ	10273	東富貴 108	東富貴	50	7
267	高野町	Ⅱ	10274	東富貴 109	東富貴	46	42
268	高野町	Ⅱ	10275	東富貴 110	東富貴	47	7
269	高野町	Ⅱ	10276	東富貴 111	東富貴	44	13
270	高野町	Ⅱ	10277	東富貴 112	東富貴	38	8
271	高野町	Ⅱ	10278	東富貴 113	東富貴	40	13
272	高野町	Ⅱ	10279	東富貴 114	東富貴	39	33
273	高野町	Ⅱ	10280	東富貴 115	東富貴	46	40
274	高野町	Ⅱ	10281	東富貴 116	東富貴	44	19
275	高野町	Ⅱ	10282	平原 101	平原	37	33
276	高野町	Ⅱ	10283	林 101	林	41	53
277	高野町	Ⅱ	10284	林 102	林	46	11
278	高野町	Ⅱ	10285	林 103	林	40	14
279	高野町	Ⅱ	10286	林 104	林	54	19
280	高野町	Ⅱ	10287	林 105	林	46	25
281	高野町	Ⅱ	10288	林 106	林	49	17
282	高野町	Ⅱ	10289	南 102	林	47	45
283	高野町	Ⅱ	10290	南 103	林	46	11
284	高野町	Ⅱ	10299	西郷 104	西郷	39	114
285	高野町	Ⅱ	10300	西郷 105	西郷	38	23
286	高野町	Ⅱ	10301	西郷 106	西郷	47	21
287	高野町	Ⅱ	10302	西郷 107	西郷	38	65
288	高野町	Ⅱ	10303	西郷 108	西郷	51	25
289	高野町	Ⅱ	10304	西郷 109	西郷	37	17
300	高野町	Ⅱ	10305	西郷 110	西郷	49	56
301	高野町	Ⅱ	10306	西郷 111	西郷	43	19
302	高野町	Ⅱ	10307	西郷 112	西郷	41	14

〈資料〉 2 - 4 土砂災害警戒区域

303	高野町	Ⅱ	10320	湯川 101	湯川	33	52
304	高野町	Ⅱ	10321	湯川 102	湯川	40	31
305	高野町	Ⅱ	10322	湯川 103	湯川	40	78
306	高野町	Ⅱ	10377	杖ヶ藪 101	杖ヶ藪	60	6
307	高野町	Ⅱ	10456	花坂 101	花坂	47	11
308	高野町	Ⅱ	10457	花坂 102	花坂	36	11
309	高野町	Ⅱ	10458	花坂 103	花坂	37	22
310	高野町	Ⅱ	10459	花坂 104	花坂	46	22
311	高野町	Ⅱ	10460	花坂 105	花坂	39	97
312	高野町	Ⅱ	10461	花坂 106	花坂	43	38
2	高野町	Ⅲ	281	湯川上湯川 16	湯川	52	76
3	高野町	Ⅲ	282	高野山五の室 4	高野山	47	23
4	高野町	Ⅲ	283	高野山中ノ橋 17	高野山	41	23
5	高野町	Ⅲ	284	高野山転軸山公園 7	高野山	39	10
6	高野町	Ⅲ	285	細川神谷辻 8	細川	37	75
7	高野町	Ⅲ	286	下筒香 3	下筒香	43	109
9	高野町	Ⅲ	288	西ヶ峰 4	西ヶ峰	43	20
10	高野町	Ⅲ	289	高野山千手院 8	高野山	37	31
11	高野町	Ⅲ	290	高野山中ノ橋 19	高野山	52	12
12	高野町	Ⅲ	10004	細川 110	細川	43	90

2-5 土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設及び学校

1 高齢者施設等 (2 施設)

施設名		
社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム南山苑	住所	高野町高野山44-22
	連絡先	TEL 0736-56-4990 FAX 0736-56-5023 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／急傾斜地
富貴高齢者 生活福祉センター	住所	高野町東富貴442-1
	連絡先	TEL 0736-53-2200 FAX 0736-53-2100 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流

2 障がい者施設等 (1 施設)

施設名		
就労継続支援事業所 ル・モン・コウヤ	住所	高野町高野山22-3
	連絡先	TEL 0736-56-8807 FAX 0736-56-8817 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／急傾斜地

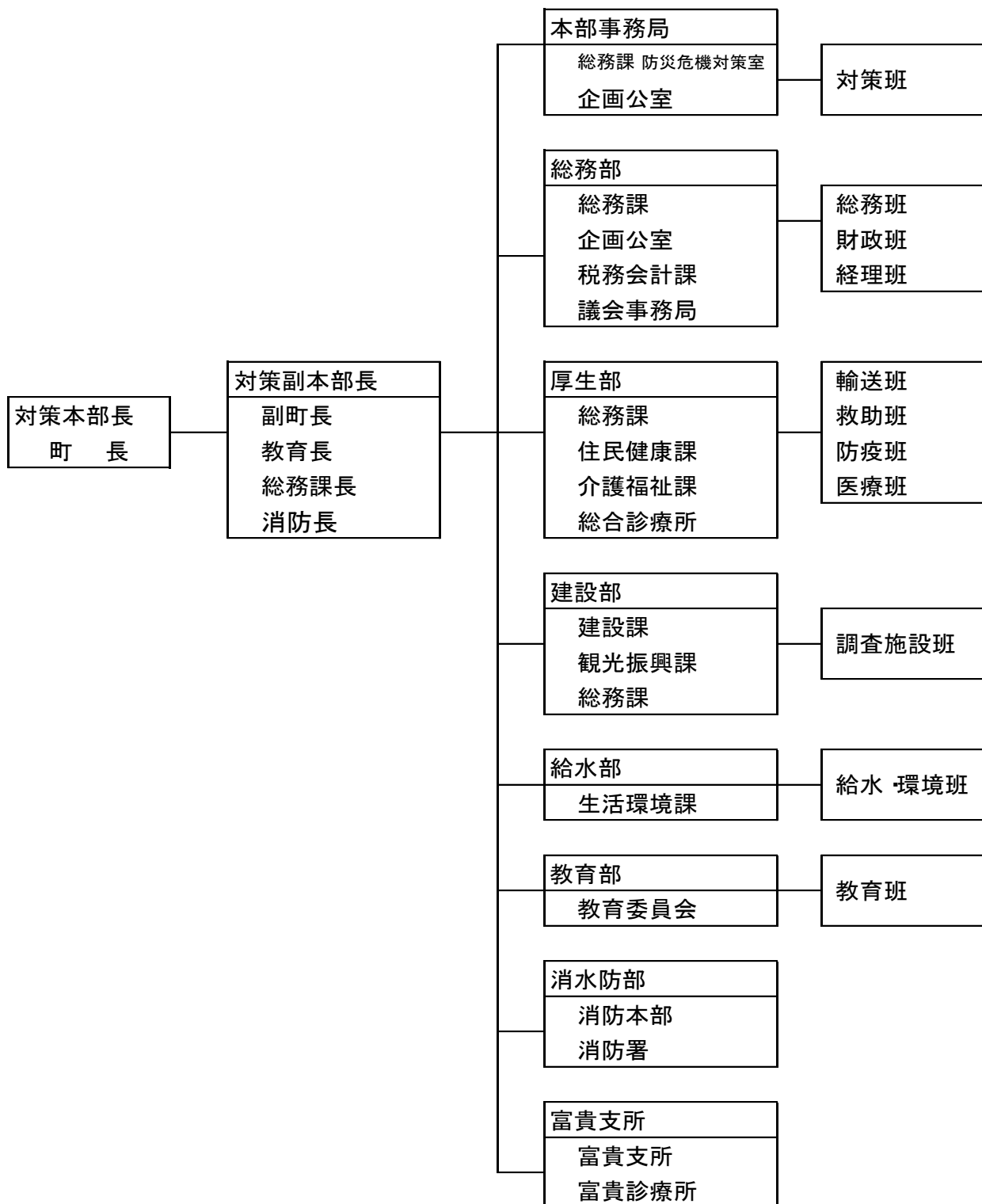
3 教育施設等 (3 施設)

施設名		
高野山学びの杜内 町立 高野山小学校	住所	高野町高野山26-5
	連絡先	TEL 0736-56-2140 FAX 0736-56-5557 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地
高野山学びの杜内 町立 高野山中学校	住所	高野町高野山26-5
	連絡先	TEL 0736-56-2116 FAX 0736-56-2090 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地
私立 高野山学園 高野山高校	住所	高野町高野山212
	連絡先	TEL 0736-56-2204 FAX 0736-56-3705 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地

3 災害対策本部

3-1 本部組織図

災害対策本部組織図



3-2 各部・班の事務分掌

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">災害対策本部長</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副本部長</div> <p style="text-align: center;">↓</p>		
部（部長）	班（担当）	任務分担
本部事務局 （企画公室長）	対策班 （総務課 防災危機対策室 企画公室）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本部の企画運営 (2) 災害関係軽微関係情報の収集・報告・伝達・広報 (3) そのために必要な資材・現地写真等の収集 (4) 本部配備の召集及び本部長（町長）の特命事項 (5) 報道関係への報道依頼 (6) 本部命令・指示の伝達 (7) 消水防関係・災害対策関係機関・団体との連絡調整 (8) 県に対する自衛隊災害派遣要請の要求
総務部 （総務課長）	総務班 （総務課 議会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 各部・班との連絡調整 (2) 災害対策用自動車の確保と管理 (3) ボランティアに対する対応 (4) その他各部に属さないこと
	財政班 （総務課 企画公室 税務会計課）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策に関する予算・資金の確保 (2) 応急物資の調達 (3) 受援・応援に関すること (4) 町有財産・造営物の被災応急対策 (5) 政府・国会・県等に対する陳情・要請事項等のとりまとめ
	経理班 （企画公室 税務会計課）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害救助費の出納 (2) 災害救助基金の管理・経理 (3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに災害救済資金の貸付けに関すること
厚生部 （住民健康課長）	輸送班 （総務課）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害者の避難所への誘導 (2) 救助物資の輸送 (3) 災害救助に必要とされる車両の調達・とりまとめ (4) 輸送協力関係・団体との連絡
	救助班 （介護福祉課）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 救助必要物資の確保・あつ旋 (2) 救助必要物資及び義援物資の受入・配分 (3) 現地に派遣する救助班の編成、他市町村からの救助班との連絡調整 (4) 福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡、調整 (5) 被災者の疎開宿泊の連絡、調整
	防疫班 （住民健康課）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 現地に派遣する防疫班の編成、清掃、消毒の運用、計画 (2) 倒壊及び損傷、浸水、家屋の調査、消毒 (3) 斎場の稼働計画 (4) 医療班との連絡、調整
	医療班 （高野山総合診療所）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 救急患者の救護 (2) 現地に派遣する医療班の編成、他市町村からの医療班との連絡調整

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 悪疾流行防止のための予防接種、伝染病患者の隔離、保菌者の検査等 (4) 衣料品、衛生材料等の供給
建設部 (建設課長)	調査施設班 (建設課 観光振興課 総務課)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人的・住家の被害調査、及び町内会との連絡、調整 (2) 農林、土木施設、河川、砂防施設等の被災状況調査・情報収集 (3) 農林、土木施設、河川、砂防施設等の応急復旧並びに復旧計画 (4) 農林物産の被害調査、復旧対策 (5) 商工業関係の被害調査、観光施設の防災、復旧対策 (6) 町有建築物の応急補修並びに復旧計画 (7) 応急住宅の仮設及び建築指導
給水部 (生活環境課長)	給水・環境班 (生活環境課)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地に対する給水及び非常事態における給水体制の確立 (2) 飲料水の適否の検査 (3) 上下水道施設の被災状況調査・情報収集 (4) 上下水道施設の応急復旧並びに復旧計画 (5) 避難所等のし尿処理対策 (6) 災害がれき処理対策の確立
教育部 (教育長)	教育班 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒の被災状況調査並びに応急避難指導 (2) 文教施設・文化財の被害状況調査並びに情報収集 (3) 文教施設・文化財の応急補修並びに復旧計画 (4) 教材・学用品等の調達及び供給 (5) 被災時における学校給食の指導 (6) 教育機関等との連絡調整 (7) 文教施設を避難所として開放
消水防部 (消防長)	消防本部 (消防本部 消防署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消火、警戒、水防の任務 (2) 災害時における情報の収集、伝達 (3) 被災者の救助及び搬送 (4) 医療搬送、医療品等の緊急輸送 (5) 障害物の除去
富貴支所 (支所長)	富貴支所 (支所 診療所)	本部事務局と常に連絡をとり、富貴支所管内におけるすべての任務

部長の代行が生じた場合は、班に属する課内から代行者を定めること

4 気象観測施設

4-1 雨量観測所

県水防本部が雨量報告を受ける観測所

観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄 振興局 建設部	備考
	市町村	字							
高野	高野町	高野山	高野町役場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	有田川	伊都	テレメーター
上筒香	高野町	上筒香	筒香多目的 集会所	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	丹生川	伊都	テレメーター
花坂	高野町	花坂	花坂集会場	和歌山県	伊都振興局 建設部職員	0736 34-1700	貴志川	伊都	テレメーター

4-2 地震観測所

和歌山地方气象台

観測所	所在地	震度発表名称	所管官署	備考
高野山	高野町高野山26-2	和歌山高野町高野山 中学校	和歌山地方气象台	震度計、地震計

文部科学省

観測所	設置場所	震度発表名称	備考
高野	高野町高野山33	和歌山高野町役場	県に分岐

地震観測施設

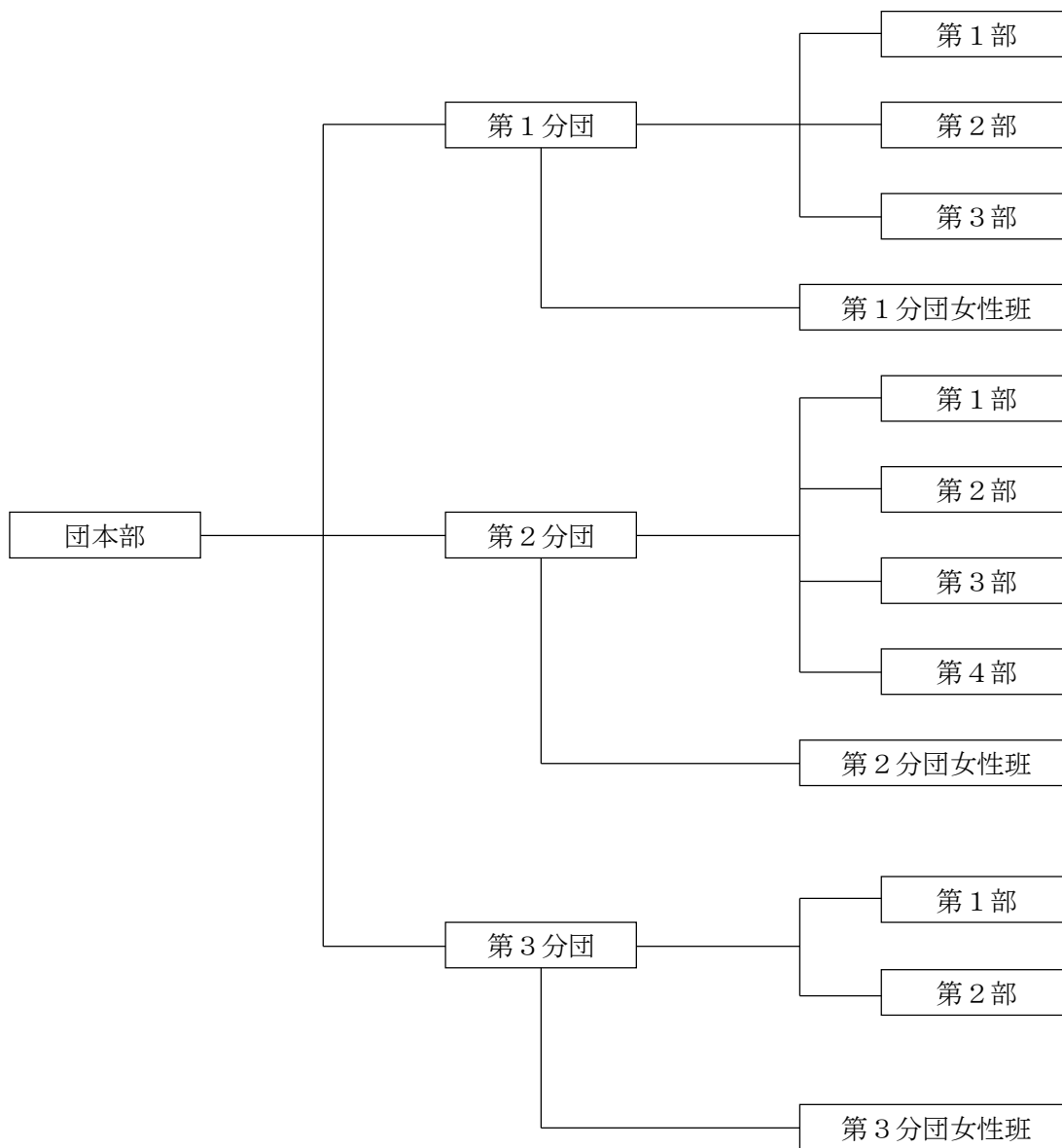
観測点名	設置場所所在地	計測震度計等座標				震度計 の所管
		北緯		東経		
		度	分	度	分	
和歌山高野町役場	高野町高野山33 駐車場	34	13	135	35	文科省

5 消 防

5 - 1 消防相互応援協定等の締結状況

応援協定の名称	内 容	締結団体名	協定年月日
橋本市伊都郡消防相互応援協定	火災・救急・救助・水害等	橋本市・かつらぎ町・高野町・九度山町	平成4年12月1日
高野町・野迫川村消防相互応援協定	大規模災害・特殊災害	高野町・野迫川村	平成3年9月18日
宗教学法人金剛峰寺が高野町に対して行う消防援助協定	火災等の災害時における自衛消防隊の派遣及び炊き出しの実施	高野町・金剛峯寺	平成4年10月5日
和歌山県下消防広域相互応援協定	火災・救急・救助・自然災害等	和歌山県下内全市町村	平成8年3月1日
和歌山県防災ヘリコプター運用応援協定	火災・救急・救助・自然災害等	和歌山県内全市町村及び消防本部	平成8年4月1日
高野町と有田川町とにおける国道371号線上(旧高野龍神スカイライン)での災害活動に関する協定書	火災・救急・救助等	高野町・有田川町	平成17年9月8日
高野町と伊都消防組合とにおける国道371号線上(旧高野龍神スカイライン)での災害活動に関する協定書	火災・救急・救助等	高野町・伊都郡消防組合	平成17年9月8日
高野町と野迫川村とにおける国道371号線上(旧高野龍神スカイライン)での災害活動に関する協定書	火災・救急・救助等	高野町・野迫川村	平成17年9月8日
五條市と高野町における消防相互応援協定	・火災事案 ・特に応援が必要と認める事案	高野町・五條市	平成19年12月1日
高野龍神国定公園における消防相互応援協定	火災・救急・救助等	田辺市・かつらぎ町・高野町・有田川町・伊都消防組合・野迫川村・十津川村・奈良県広域消防組合	令和6年3月21日

5-2 消防団の組織



5-3 火災発生状況

年	総出火件数	建物火災	林野火災	車両火災	その他火災	損害額(千円)
平成17年	2		1		1	0
平成18年	4		3		1	16
平成19年	9	2	4		3	8,706
平成20年	5	1	1	2	1	2,248
平成21年	5		3		2	15
平成22年	3		1		2	1
平成23年	6	3			3	5,884
平成24年	3	1	1		1	423
平成25年	4		3		1	4,616
平成26年	7	5	1		1	2,646
平成27年	4	1	1		2	1,257
平成28年	4	1			3	6
平成29年	2	1	1			7,257
平成30年	2				2	0
令和元年	2	2				4,238
令和2年	6	2	1		3	9,475
令和3年						
令和4年	3	2			1	18,221
令和5年	2	1			1	8,353
令和6年	4	3			1	4,925

5-4 職員数・団員数等の概要

(令和7年4月1日現在)

消防本部 消防署	総数	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	その他
	21	1	1	10	0	2	7	0
消防団	総数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長・班長・団員	機能別団員
	198	1	3	3	7	9	154	21
	団本部	第1分団		第2分団		第3分団		
	4	100 (うち女性8) (うち機能別6)		38 (うち女性4) (うち機能別2)		56 (うち女性10) (うち機能別13)		

(人)

5-5 主力機械器具の概要

(令和7年4月1日現在)

消防本部 消防署	タンク車	救助工作車	指令車	高規格救急車	軽積載車	小型救助車
	1	1	1	2	1	1
消防団	タンク車	ポンプ車	小型ポンプ付積載車		その他の車両	
	2	4	14		3	

5-6 消防水利の現況

(令和7年4月1日現在)

消火栓		防火水槽			簡易水道消火栓	その他の水利
公 設	私 設	公 設	うち耐震	私 設	40	32
101	134 (うち文化財用72)	59	7	11		

5-7 林野火災対策用資器材保有状況

(令和7年4月1日現在)

	チェーンソー	ジェットシューター	組立水槽	ノコギリ	カマ	ナタ	山林火災用ポンプ
消防本部 消防署	2	13	5	5	14	8	1
消防団	11	55	11	21	104	35	9

5－8 高野町緊急消防援助隊受援計画〈平成27年度〉

第1章 総則

1 目的

この計画は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画（平成25年3月21日消第2191号。以下「県受援計画」という。）第31条の規定に基づき、本町が消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、円滑に緊急消防援助隊の活動及び運用ができる体制の確保を図ることを目的とする。

第2章 応援要請

1 応援要請要領

(1) 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第1のとおり行うものとする。

(2) 本町から知事への応援要請連絡

町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、本町消防力及び和歌山県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して運用要綱別記様式1－2により応援要請を行うものとする。

ただし、知事と連絡を取ることができない場合は、長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

(3) 応援要請時に必要な情報

町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別・状況

エ 人的・物的被害の状況

オ 必要応援部隊・任務

カ その他必要事項

(4) 緊急消防援助隊の応援決定通知

町長は、知事から運用要綱別記様式2－3により長官の応援決定通知を受けた場合は、その旨を消防長に対して通知するものとする。

(5) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

町長は、知事に対する第一報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き次に掲げる内容を速やかに連絡しなければならない。

ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

イ 緊急消防援助隊の進出拠点

ウ 緊急消防援助隊の到達ルート

エ その他必要な情報

2 連絡体制

- (1) 応援要請時の関係機関への連絡は別表第1のとおりとする。ただし、別表第1以外の関係機関への連絡は県受援計画別表第2を準用するものとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又は有線FAXによるものとするが、有線断絶時等の場合は、衛星電話、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

- (1) 指揮者は、知事が消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置した場合は、法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員として、消防長が指名する職員を派遣し協議させるものとする。
- (2) 被害状況により調整本部に職員を派遣することができない場合には、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- (3) 本町に調整本部が設置される場合は、消防本部内及び消防団中央屯所2階会議室とする。

2 消防本部の対応

- (1) 消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、和歌山県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (2) 消防長は、高野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- (2) 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

2 通信運用体制

緊急消防援助隊活動時の無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線通信運用体制については、次のとおりとする。

- ア 調整本部と災害対策本部（消防本部含む。）は、和歌山県防災行政無線を使用するものとし、データ情報等は、和歌山県総合防災情報システムを活用するものとする。
- イ 調整本部、指揮本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互の通信は、統制波を使用するものとし、統制は、調整本部又は指揮支援本部が行うものとする。
- ウ 和歌山県内消防本部の部隊間及び都道府県隊内の部隊間の通信は、各都道府県の主運用波を使用するものとし、統制は、和歌山県の主運用波は調整本部又は代表機関が、各都道府県の主運用波は都道府県隊本部が行うものとする。
- エ 消防本部と都道府県隊との通信は、消防本部の活動波を使用するものとし、都道府県隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行うものとする。
- オ 大規模な災害が発生した場合、必ず統制波の無線局を開局しておくものとする。
- カ 通信は、必要最低限にとどめるものとする。

第5章 消防応援活動の調整等

1 迅速出動時の部隊受入れ

指揮者は、迅速出動要綱に規定する災害が発生し迅速出動が適応になった場合は、早期に被害状況及び緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。

2 進出拠点

- (1) 消防本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について、消防庁及び調整本部と協議するものとする。
- (2) 陸上部隊の進出拠点は、別表第2のとおりとする。
- (3) 指揮者は、決定した進出拠点に連絡員等を派遣するものとし、必要に応じ都道府県隊車両に同乗させるものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して任務等の情報提供を行うものとする。

3 任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- ア 被害状況
- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 使用無線系統
- オ 地水利状況
- カ その他必要な事項

4 資機材の貸出し

- (1) 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- (2) スピンドルドライバーの形状は四角で、口径32mm～38mmとする。

5 ヘリコプター離着陸可能場所

ヘリコプター離着陸可能場所は、別表第3のとおりとする。

6 宿営場所

- (1) 陸上部隊の宿営場所は別表第4のとおりとする。
- (2) 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所とする。

7 燃料補給場所

- (1) 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第5のとおりとする。ただし、別表第5のうちから供給可能な給油取扱所を消防本部が確認して通知するものとする。
- (2) 航空部隊の燃料補給場所は、別表第6のとおりとする。

8 燃料調達要請

- (1) 指揮者は、燃料の調達が必要と判断した場合は災害対策本部と協議し、災害対策本部から関係団体に燃料補給の協力を要請するものとする。
- (2) 指揮者は、前項の規定により関係団体から燃料補給の協力があつた場合は、燃料補給場所を調整本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

9 重機派遣要請

- (1) 指揮者は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は災害対策本部と協議し、大規模災害時における応急対策業務に関する協定に基づき派遣の協力を要請するものとする。
- (2) 指揮者は、前項の規定により関係団体から重機派遣の協力があった場合は、調整本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。
- (3) 大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している高野町建設業協会の団体は、別表第7のとおりとする。

10 食料品等物資調達可能場所

食料品等物資の調達可能な場所は、別表第8のとおりとする。

11 物資等調達要請

- (1) 指揮者は、食糧等の調達が必要と判断した場合は災害対策本部と協議し、防災関係の協働事業に関する協定及び大規模災害相互物資援助協定に基づき、調達の協力を要請するものとする。
- (2) 前号の協定を締結している団体は、別表第9のとおりとする。

12 部隊移動

- (1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第2のとおりとする。
- (2) 長官の求め又は指示による部隊移動
指揮者は、長官の求めを受けた知事から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、運用要綱別記様式4-2により意見を回答するものとする。
- (3) 知事の指示による部隊移動
指揮者は、知事の求めを受けた調整本部から部隊移動に関する意見を求められた場合は、町内の消防応援等の状況を総合的に勘案して、部隊移動に関する意見を回答するものとする。

13 医療機関

本町内の医療機関は、別表第10のとおりとする。

第6章 活動終了

1 活動終了

指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

第7章 その他

1 情報提供

消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

2 地理情報

消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した管内地図を予め作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点 別図1、別図2
- (2) ヘリコプターの離着陸可能場所 別図1、別図2
- (3) 燃料補給場所 別図1、別図2
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況 . . . 別図3等

- (5) 食料品等物資調達可能場所 別図 2
- (6) 宿営場所 別図 2
- (7) 避難施設 別図 1、別図 2
- (8) 医療機関 別図 1、別図 2

3 災害時の体制整備

町長及び消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

6 水 防

6-1 高野町水防活動実施計画書〈平成19年度修正〉 （平成18年4月1日 消防長訓令第3号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第3条及び高野町警防規程（平成17年1月1日訓令第1号）第12条第3項の規定に基づき、水防活動の円滑なる実施のための必要な事項を定め、洪水等による水災害を警戒防衛し、その被害を軽減することを目的とする。

（災害の想定）

第2条 本町の地理的条件から判断し、台風及び集中豪雨による洪水や浸水に重点をおくものとする。

第2章 水防機構

（臨時水防本部の設置及び組織）

第3条 和歌山県水防本部からの情報及び和歌山地方気象台からの異常気象通報を受け、消防機関において水災害が予想され、その危険が解消されるまでの間、高野町水防計画に基づき、消防長は、水災害の状況により必要と認めた場合には臨時水防本部を消防本部内に設置し、臨時水防本部の組織表（別表第1）をもって水防事務を処理する。

2 消防長は、前項の臨時水防本部を設置した場合は、直ちに水防管理者（町長）に通報しなければならない。

3 水防管理者は、次の場合には、伊都振興局建設部に連絡するものとする。

ア 消防団員を出動させたとき

イ 河川が氾濫したとき

ウ その他必要があると認められる事態が生じたとき

（臨時水防本部の事務分掌）

第4条 臨時水防本部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

（条例等との整合）

第5条 高野町災害対策本部条例（昭和41年6月10日条例第12号）及び同規則（昭和43年5月13日規則第4号）並びに同地域防災計画の定めるところにより災害対策本部が設置されたときは、その機構に従うものとする。

（通信連絡系統）

第6条 気象、洪水等の予警報及び水防情報の連絡系統は、別表第3のとおりとする。

第3章 水防態勢

（非常配備）

第7条 臨時水防本部は、水災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、消防職員及び消防団員の非常配備を発令することができるものとする。

2 職員及び団員の配備は、配備体制の基準（別表第4）のとおりとする。

（編成）

第8条 臨時水防本部は、前条第2項の配備体制の基準に従い職員及び団員の配備や編成を確立させ、

水防活動に支障のないようにしなければならない。

(水防態勢への移行)

第9条 臨時水防本部は、水災害の発生が予想される場合は、配備区分の基準に従い水防態勢をとり、資器材等諸般の準備を行うものとする。

(召集)

第10条 臨時水防本部は、水防要員として消防職団員を召集する場合は、加入電話又はサイレン吹鳴により召集するものとする。

(指揮)

第11条 召集された水防要員は、署長及び副団長の現場指揮により水防活動を遂行しなければならない。

第4章 重要水防区域等

(監視及び警戒)

第12条 水防法第9条に基き、水防要員は随時重要水防区域(別表第5)の巡視を行い、水防上危険があると認められる箇所を発見したときは、臨時水防本部長に報告しなければならない。

(臨時水防本部長の措置)

第13条 臨時水防本部長は、前条の報告を受けたときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

第5章 水位及び雨量の観測

(水位及び雨量の観測)

第14条 水防要員は、重要水防区域の河川の増水状況を臨時水防本部長に報告しなければならない。

2 前項の増水状況報告は、相当の雨量が継続している場合は、30分毎とするものとする。

3 臨時水防本部は、降雨量が次の場合には雨量計を設置している建設課に1時間毎の雨量観測を指示し、その報告を受けなければならない。

ア 総雨量が170ミリに達したとき

イ 時間雨量が80ミリに達したとき

4 水防臨時水防本部長は、前項の報告を受けたときは必要により水防管理者に報告するものとする。

第6章 避難及び救助

(避難勧告及び指示)

第15条 水防管理者(町長)は、河川の増水等により著しく危険が切迫した場合は、区域の居住者に対し避難のための立退きを勧告(指示)するものとする。

(避難勧告等の伝達及び責任)

第16条 前条の勧告(指示)の伝達は、次のとおりとし、最も迅速な方法をもって行うものとする。

(1) 防災行政無線設備によるサイレン吹鳴及び放送

(2) 消防車の車載マイク、携帯トランジスタメガホンによる広報、サイレン及び警鐘による信号

(3) 戸別訪問による口頭伝達

2 避難のための立退き勧告(指示)の伝達及び避難者の誘導並びに救助の主たる責任は、水防要員とする。

3 避難のため立退きの勧告(指示)を次のとおり区分する。

(1) 避難のための立退き準備の勧告

(2) 避難のための立退きの勧告(指示)

ア 事前避難

水災害による危険が事前に予測される場合は、あらかじめ老幼者、病人、身体障害者、妊産婦

を避難させる

イ 緊急避難

水災害により危険が切迫した場合、又は事前避難のいとまがない場合に行う

(避難誘導の留意点)

第17条 水防要員は、最も安全な避難経路及び避難場所を指示するとともに特に危険な場所については誘導員を配置し、避難中の事故防止に努めなければならない。

2 夜間においては、可能な限り投光器等の照明器具を使用し、避難方向を照射するものとする。

(避難者の救護)

第18条 臨時水防本部は、避難者に対する応急生活物資等の支給、その他救援に関することについては、総務課長と協議するものとする。

(避難先)

第19条 避難先は、地域防災計画の定めるところによる。

(警察との協調)

第20条 臨時水防本部は、避難及び救助の必要があると認めたときは、高野幹部交番所長に通報するとともに応援を要請することができる。

2 避難勧告及び指示にあたっては、高野幹部交番所長と協議し、合議の上、行うものとする。

第7章 水防資器材等

(水防資器材の整備状況)

第21条 水防資器材の整備状況は、水防用器具整備状況(別表第6)のとおりとする。

(輸送)

第22条 臨時水防本部は、水防資器材並びに人員の輸送を確保するため、町有トラック等を借上げするものとする。

(分団の活動地域)

第23条 原則として消防団の活動地域は、分団別に分類し、分団水防活動地域(別表第7)のとおりとする。

第8章 水防解除

(水防解除)

第24条 臨時水防本部長は、水災害の危険がなくなったときは、水防態勢を解除し、その旨を一般に周知するものとし、水防管理者に水防態勢解除の報告を行うものとする。

第9章 水防報告

(水防報告)

第25条 臨時水防本部長は、次の事項に対して、最も迅速な方法により報告するものとする。

(1) 水防活動実施報告書(様式第1号)

(2) 被害状況調査報告書(様式第2号の1・様式第2号の2)

第10章 水防訓練

(水防訓練)

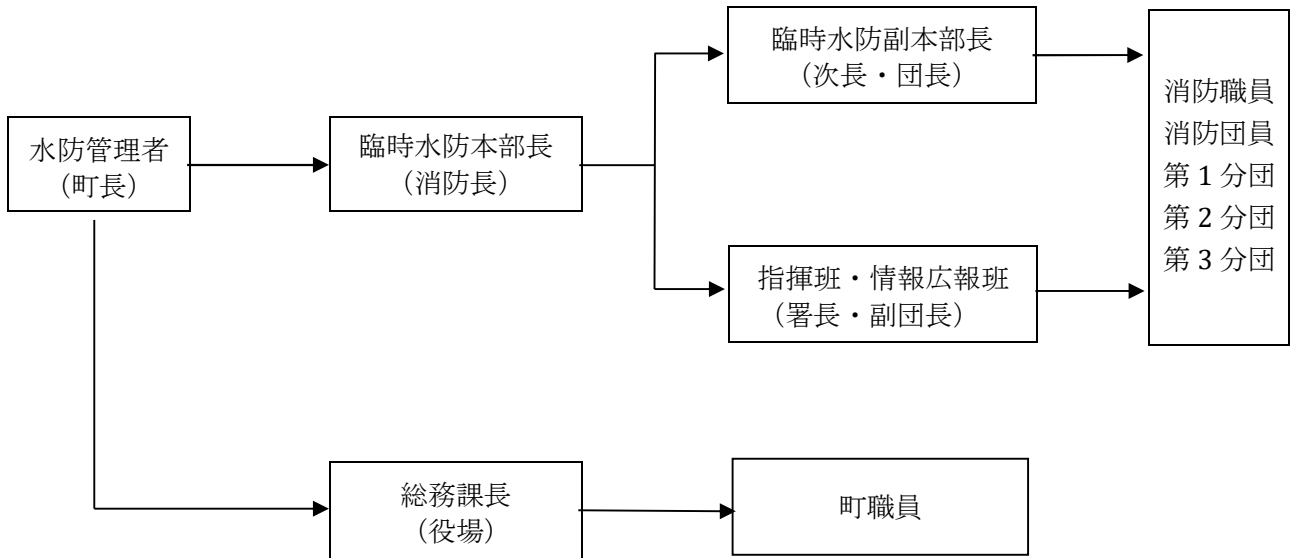
第26条 消防長は、必要に応じて水防訓練を実施するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

別表第 1

臨時水防組織表



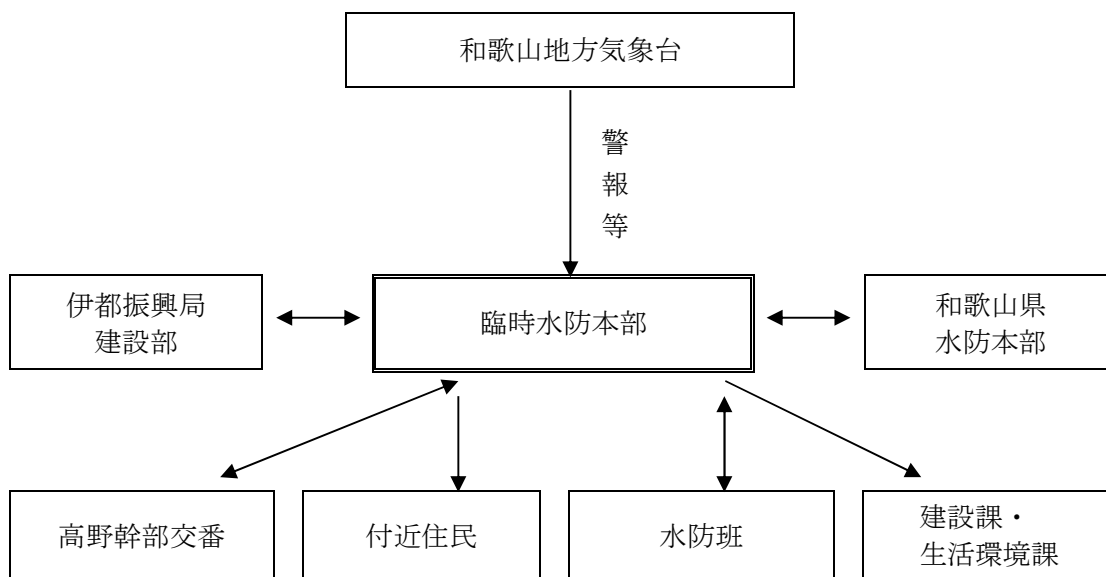
別表第2

臨時水防本部の事務分掌

部・課	班 別	事 務 内 容
本 部	本 部 会 議	1. 協議決定事項 ① 水防指令の発令 ② 避難勧告（指示・命令）の発令 ③ 関係機関に対する応援要請 ④ 災害対策本部設置の必要性の有無 ⑤ その他重要事項
	指 揮 班	1. 水防隊に対する水防工法等の指揮命令 2. 水防活動報告に関すること。 3. 管内被害状況調査に関すること。 4. 避難に関すること。
	情報広報班	1. 各種情報の受理、伝達並びに収集、記録に関すること。 2. 広報活動に関すること。 3. 各種通信の運用に関すること。
水 防 要 員	署・団 連合水防班	1. 管内河川の増水状況及び危険区域の巡視警戒に関すること。 2. 水防工法活動の実施に関すること。 3. 水防実施状況報告に関すること。 4. 広報活動に関すること。 5. 避難誘導に関すること。 6. 救急・救助に関すること。
総 務 課 (役場)		1. 水防資器材、各種必要物資の応急調達に関すること。 2. 輸送用トラックの配車に関すること。 3. 避難所の設備・管理に関すること。 4. 避難者に対する救援に関すること。

別表第3

気象等の予警報及び水防情報の連絡系統図



連絡先一覧表

連絡先	電話番号
和歌山地方気象台	073-422-5348 (昼) 073-422-1328 (夜) 自動応答 073-427-7869 自治体用ホットライン 073-422-1371
和歌山県水防本部	073-441-3130・3132・3133・3134
伊都振興局建設部	34-1700 (代表) 用地・管理課 (用地 G) 33-4923 (管理 G) 33-4934
橋本警察署	33-0110
高野幹部交番	56-2436
富貴駐在所	53-2012
自衛隊信太山駐屯地	0725-41-0090
自衛隊和歌山駐屯地	073-822-2501
近畿地方整備局和歌山河川 国道事務所	073-424-2471
生活環境課 (雨量観測)	56-3760

別表第4

配備体制の基準

区 分	状 況	配 備 体 制		
		消防職員	消防団員	町職員
準備体制	① 大雨及び洪水の各警報が発令されたとき ② 台風が和歌山県に接近し、臨時水防本部長が嚴重な警戒を要すると認めたとき ③ 排水路が浸水し、排水ポンプの作動等が必要とされるとき	召集待機又は自宅待機		
水防配備態勢第1号	① 少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり事態の推移によって、直ちに召集その他活動ができる態勢をいう ② 具体的な水防活動を必要とするまでには、かなりの時間的な余裕があるとき	全員召集	各分団の3分の1	建設課・生活環境課全員
水防配備態勢第2号	① 所属職員の半数を増員し、活動の必要な事態が発生すれば、そのまま活動が遅滞なく遂行できる態勢を言う ② 大雨、洪水、暴風雨等の警報が発令され、今後水防活動の開始が予想されるとき	全員召集	各分団の2分の1	建設課・生活環境課全員と残り職員の2分の1
水防配備態勢第3号	① 現に水災害が発生し、又は相当規模の水災害が発生する恐れのあるとき ② 事態が切迫し、直ちに水防活動の開始が予想されるとき	全員召集	全員召集	全員召集

別表第5

重要水防区域

危険区域	予想される 災害の種類	予想される災害の状況				原因となる 河川等
		家屋		農地		
		流失倒壊 (戸)	浸水(戸)	流失(a)	冠水(a)	
ふない橋～ 東富貴バス停 まで (延長 600m)	水災		20			丹生川

別表第6

水防用器具整備状況

令和7年4月1日現在

保管場所（数量） 器具名	消防署	第1分団			第2分団				第3分団	
		第1部	第2部	第3部	第1部	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部
土のう	100									
土のう袋	50	20	50	6	43	23	16	50	160	70
杭	2									
防水シート	5	2	9	10	1				1	
ツルハシ	3				2	1	1	1	1	
スコップ	10	8	11	5	7	3	5	3	4	6
掛矢	3	2	2	2	2		1	1	1	
はぐち	5		1		3				1	1
てみ	4									
動力発電機	6	1	1	1	1	1	1	2	1	2
投光器	3	1	1		4	1	3	1	4	1
救命胴衣	3	20	28	20	9	12	7	7	10	7
ハンドマイク	4				1				1	

別表第7

分団水防活動流域

分 団 別	河 川 名	流域面積 (k m ²)
第1分団	御 殿 川	2.00
	うぐいす谷川	0.393
	丹 生 川	0.76
第2分団	貴 志 川	0.549
	不 動 谷 川	0.204
	不 動 野 谷 川	0.462
第3分団	丹 生 川	0.76

※ 分団の担当区域は、原則として別表第7のとおりとし、災害の発生が予想される流域の巡視警戒、避難体制、水防活動等災害予防上、必要な措置を講ずるものとする。

様式第 1 号

水防活動実施報告書

		町 長	副町長	総務課長	総務課長補佐		
水防実施の台風 又は豪雨名							
場 所	左 川 岸 地先 m 右 地区						
日 時	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分						
出動人員	消防職員	消防団員	警 察	役場職員	その他	計	
	人	人	人	人	人	人	
水防作業の概況及び工法							
水防の 結 果	家		人	田	畑	鉄道	道路
	効果	棟 世帯	人	a	a	m	m
	被害	棟 世帯	人	a	a	m	m
他の団体の応援出動状況							
移住者出動状況							
警察の援助							
現場指揮者							
水防関係者の死傷							
使用資器材	土のう	防水シート	動力発電機	投光器	掛 矢	杭	
	つるはし	スコップ	可搬ポンプ				
立ち退きの状況及びそれを指示した理由							

作成年月日及び作成者氏名

年 月 日

氏名

Ⓔ

被害状況調査報告書

						町 長		副町長		総務課長		総務課長補佐						
水防実施の台風 又は豪雨名																		
被害種別 地区別	罹 災 世 帯 (世帯)	罹災者 (人)	人的被害 (人)				家屋被害 (戸)						田畑被害 (アール)					
			死者	行方 不明	負傷		住 非	流失	浸 水		倒 壊		田		畑			
					重傷	軽傷			床 上	床 下	全壊	半壊	流失	冠水	流失	冠水		

被害状況調査報告書

被害種別 地区別	道路被害		橋梁被害			鉄道被害	がけ及び 山崩れ (箇所)	その他の被害
	決壊箇所	延長 (m)	流失橋梁名	橋梁河川名	流失箇所及 び長さ (m)	不通区間及び延長 (m)		

作成年月日及び作成者氏名

年 月 日

氏名

⑩

参考

水防用備蓄主要資器材

伊都振興局 建設部	種別	数量	種別	数量
	土のう袋 (枚)	3,800	縄 (巻)	18
	むしろ	128	ロープ (巻)	5
	シート	3	丸太杭 (本)	100
	鉄線 (kg)	100	鎌 (丁)	10
	ツルハシ (丁)	2	スコップ (丁)	25
	のこぎり (丁)	7	じょれん (丁)	20
	掛矢 (丁)	4	照明器具 (台)	4
	オイルフェンス (m)	70	吸着マット (枚)	800

7 避 難

7-1 指定避難所（兼）指定緊急避難場所

施設名	所在地 連絡先	構 造 (収容可能人数)	指 定 避 難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地 震	洪 水 ・ 浸 水 害	土 砂 災 害	
高野山学びの杜 高野山小・中学校	高野山26-5 電話56-3050	鉄筋コンクリート造2階 床面積 922 m ² (720 m ²) (収容可能人数 240 人)	○	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 高野町民体育館	高野山486 電話56-3000	鉄筋コンクリート造1階 床面積 588 m ² () (収容可能人数 196 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
元 高野山小学校体育館	高野山376 電話56-3000	鉄骨造2階 床面積 550 m ² (385 m ²) (収容可能人数 128 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
高野町民体育館	高野山26-2 電話56-2076	鉄骨造2階 床面積 800 m ² (560 m ²) (収容可能人数 186 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
元 白藤小学校体育館	細川471	鉄筋コンクリート造3階 床面積 188 m ² () (収容可能人数 62 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 西細川小学校体育館	細川198	鉄筋コンクリート造1階 床面積 145 m ² () (収容可能人数 48 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
元 花坂小学校体育館	花坂651 電話56-3000	鉄筋コンクリート造2階 床面積 370 m ² (260 m ²) (収容可能人数 86 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
富貴小学校体育館	東富貴202 電話53-2120	鉄筋コンクリート造1階 床面積 380 m ² (266 m ²) (収容可能人数 88 人)	○	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 筒香小学校体育館	中筒香235	鉄筋コンクリート造1階 床面積 275 m ² () (収容可能人数 83 人)	○	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
桜団地公園	高野山20-135	広場 (収容可能人数 100 人)	-	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山森林公園 駐車場	高野山45-10	広場 (収容可能人数 100 人)	-	○	○	-	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆
高野山森林公園 ちびっこ野球場	高野山45	広場 (収容可能人数 200 人)	-	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆

施設名	所在地 連絡先	構造 (収容可能人数)	指定 避難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地震	洪水・ 浸水害	土砂 災害	
高野山森林公園 屋内多目的広場	高野山44-24	鉄骨造 (収容可能人数 100 人)	—	○	○	—	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 高野山小学校運動場	高野山376 電話56-2140	グラウンド 2,559 m ² (収容可能人数 300 人)	—	○	○	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 高野山中学校運動場	高野山26-2 電話56-2116	グラウンド 11,658 m ² (収容可能人数 300 人)	—	○	○	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山大師教会 大講堂・研修道場	高野山347 電話56-2015	鉄筋コンクリート造2階 (収容可能人数 300 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山大学 松下講堂黎明館	高野山385 電話56-2921	鉄筋コンクリート造2階 (収容可能人数 800 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山大学 体育館・武道場・学生ホール	高野山385 電話56-2921	鉄筋コンクリート造 (収容可能人数 200 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山高校体育館	高野山212 電話56-2204	鉄筋コンクリート造 (収容可能人数 300 人)	—	○	○	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
元 花坂小学校運動場	花坂651 電話56-4034	グラウンド 576 m ² (収容可能人数 200 人)	—	○	○	—	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
富貴小学校運動場	東富貴202 電話53-2120	グラウンド 3,852 m ² (収容可能人数 300 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
老人憩いの家	高野山17-59 電話56-4656	鉄筋コンクリート造2階 床面積 297.66 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	—	○	○	地震 ☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
高野山多目的集会所	高野山233	鉄骨造2階 床面積 353.45 m ² (m ²) (収容可能人数 40 人)	—	○	○	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
花坂多目的集会所	花坂651 電話56-3527 ぼうさいこうや53	木造2階 床面積 290.98 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	○	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
湯川集会所	湯川406 電話56-1100 ぼうさいこうや43	木造1階 床面積 77.52 m ² (m ²) (収容可能人数 16 人)	—	○	○	—	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
神谷集会所	細川457 ぼうさいこうや48	木造 床面積 66.54 m ² (m ²) (収容可能人数 10 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆

施設名	所在地 連絡先	構造 (収容可能人数)	指定 避難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地震	洪水・ 浸水害	土砂 災害	
細川団地集会所	細川689-2	鉄骨造1階 床面積 71.52 m ² (m ²) (収容可能人数 10 人)	—	○	△	△	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
西細川多目的集会所	細川852	鉄骨造2階 床面積 200.46 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	△	△	地震☆☆☆ 水害☆ 土砂☆
東富貴多目的集会所	東富貴4 4 2-1 電話53-2408	鉄骨造2階 床面積 415.68 m ² (m ²) (収容可能人数 40 人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆☆☆
筒香多目的集会所	上筒香46 電話53-2166 ぼうさいこうや50	鉄骨造2階 床面積 345.33 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	△	○	地震☆☆☆ 水害☆ 土砂☆☆☆

7-2 福祉避難所

施設名	所在地 連絡先	構造 (収容可能人数)	安全レベル
特別養護老人ホーム南山苑	高野山 44-22 電話 56-4990	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 (収容可能人数 10 人)	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
高野町保健福祉センター	高野山 26-8 電話 56-2941	鉄筋コンクリート造2階 床面積 855 m ² (210 m ²) (収容可能人数 100 人)	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
富貴高齢者生活福祉センター	東富貴 442-1 電話 53-2200	鉄骨造1階 床面積 1,525 m ² (200 m ²) (収容可能人数 60 人)	地震☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆
富貴児童館	西富貴 45 電話 53-2301	鉄骨造1階建 床面積 198 m ² (30 m ²) (収容可能人数 30 人)	地震☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆

7-3 避難所開設・運営マニュアル〈令和3年度版〉

避難所開設・運営マニュアルの策定にあたって

地震、風水害等の大規模災害が発生し、地域住民が避難を余儀なくされる場合に備え、避難所の運営が円滑に行われるよう、あらかじめ運営基準などを定める必要があります。

本町においては、和歌山県の避難所運営マニュアル（平成20年3月）を参考に「高野町避難所開設・運営マニュアル」を平成20年度に修正し、災害時の避難所運営に備えてきました。

しかし、東日本大震災や紀伊半島大水害では、多くの被災者が避難し、かつ、その避難期間が長期に渡ったこともあり、様々な課題が指摘されたことに伴い「避難所開設・運営マニュアル」を改正し、住民と連携した避難所運営訓練を行うなど、円滑な避難所運営体制の構築を図り運営体制の強化に努めています。

今回は、避難所における要配慮者への支援対策及び食物アレルギー対策の充実や、平成30年台風21号は暴風をもたらし、電線の破断や電柱が倒れ多くの地域で停電が発生、山間部等の一部地域では停電が続き生活できない事例があり、長期停電に伴う避難所の開設等の内容を追加された。

また、停電等により必要となる発電機等の資機材や避難所生活が長期化することを想定した備蓄を改めるなど県マニュアルの改定が行われたため、本町の避難所の開設・運営マニュアルの見直しを行いました。

1 避難所の状況想定

災害発生時の避難所の状況は、災害の規模や時間経過に伴って大きく変化します。

そのため、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討します。

(1) 時系列

時 期	避難所の状況想定
【初動期】 災害発生直後 ～3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者が殺到し、避難者の精神状態は不安定な状況 ・ 町の担当者や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・ 町は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難。 ・ 余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物の漏洩等により避難者が混乱 ・ 食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい。 ・ 各種情報の不足で、避難者の不安が拡大 ・ 要配慮者の状況把握が困難 ・ 安否確認の問い合わせが殺到 ・ 駐車場等で車中泊者が現れる。 ・ ペットを同伴させる避難者が現れる。 ・ 避難所運営について住民の協力と運営への主体的な参加を構築することが必要 ・ 混乱に紛れた侵入者等により窃盗等が発生する可能性がある。

時 期	避難所の状況想定
【展開期】 3日～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等、健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅の被災者も含めて拡大することが予想される。 ・ボランティアの人数や物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。
【安定期】 1週間 ～2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーが期待できる段階 ・避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要となる。 ・臨時開設や民間施設の避難所は、統廃合の検討を開始 ・避難生活の長期化に伴い、プライバシーの確保等の対策が必要となる。 ・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校が避難所となっている場合、教職員が本来の業務へシフトする。 ・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・生活関連支援や応急仮設住宅の情報が必要となる。
【撤収期】 2週間 ～3ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる段階 ・町では、住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ボランティアも減少し、避難所運営体制の維持が困難となる。 ・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。(※下記参照) ・仮設住宅の提供等により、町は避難所の撤収に向けての調整等を開始

※ 季節を考慮しての対策

○暖房設備の整備

避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討する。

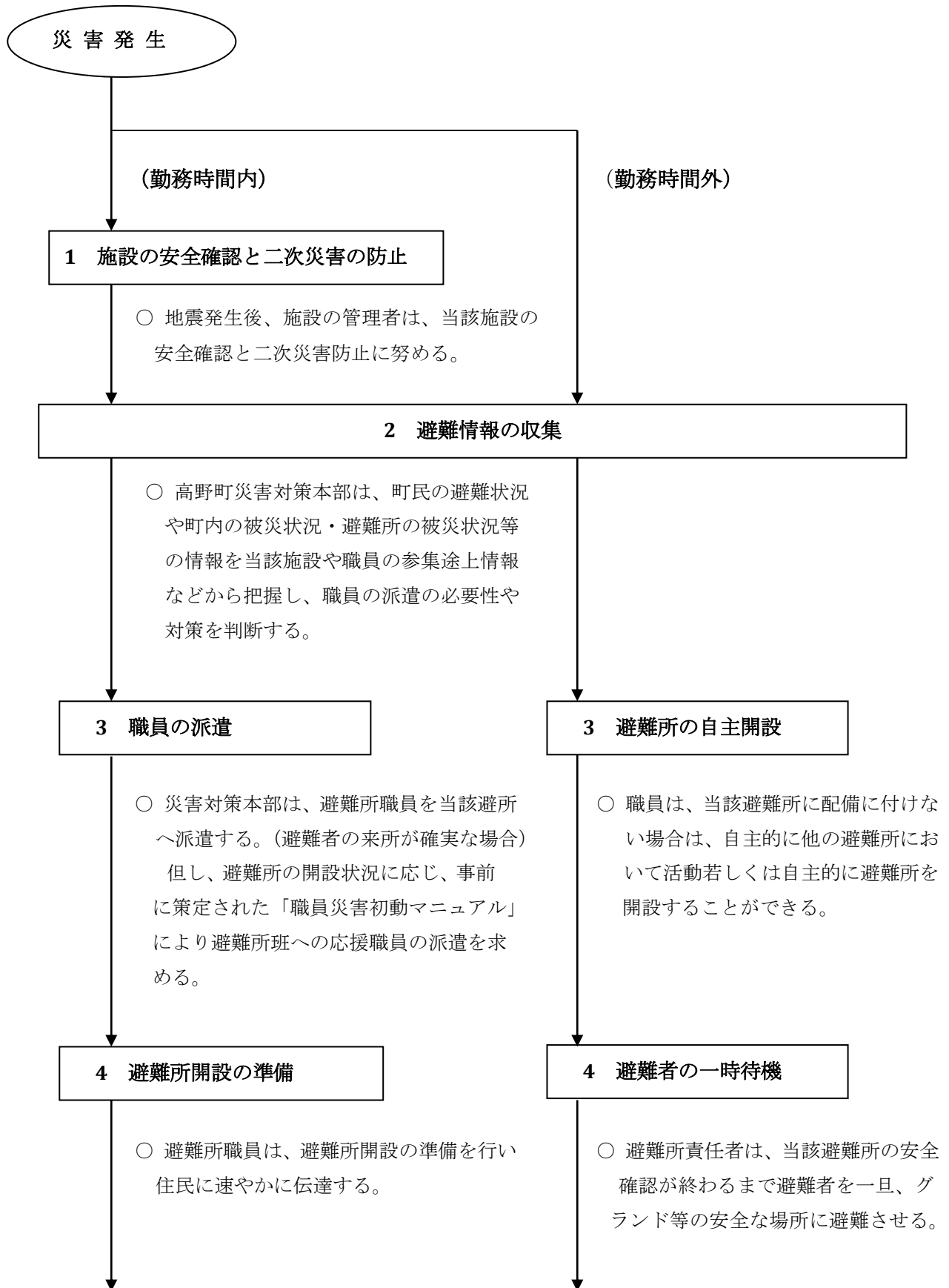
○生鮮食料品等の保管設備の整備

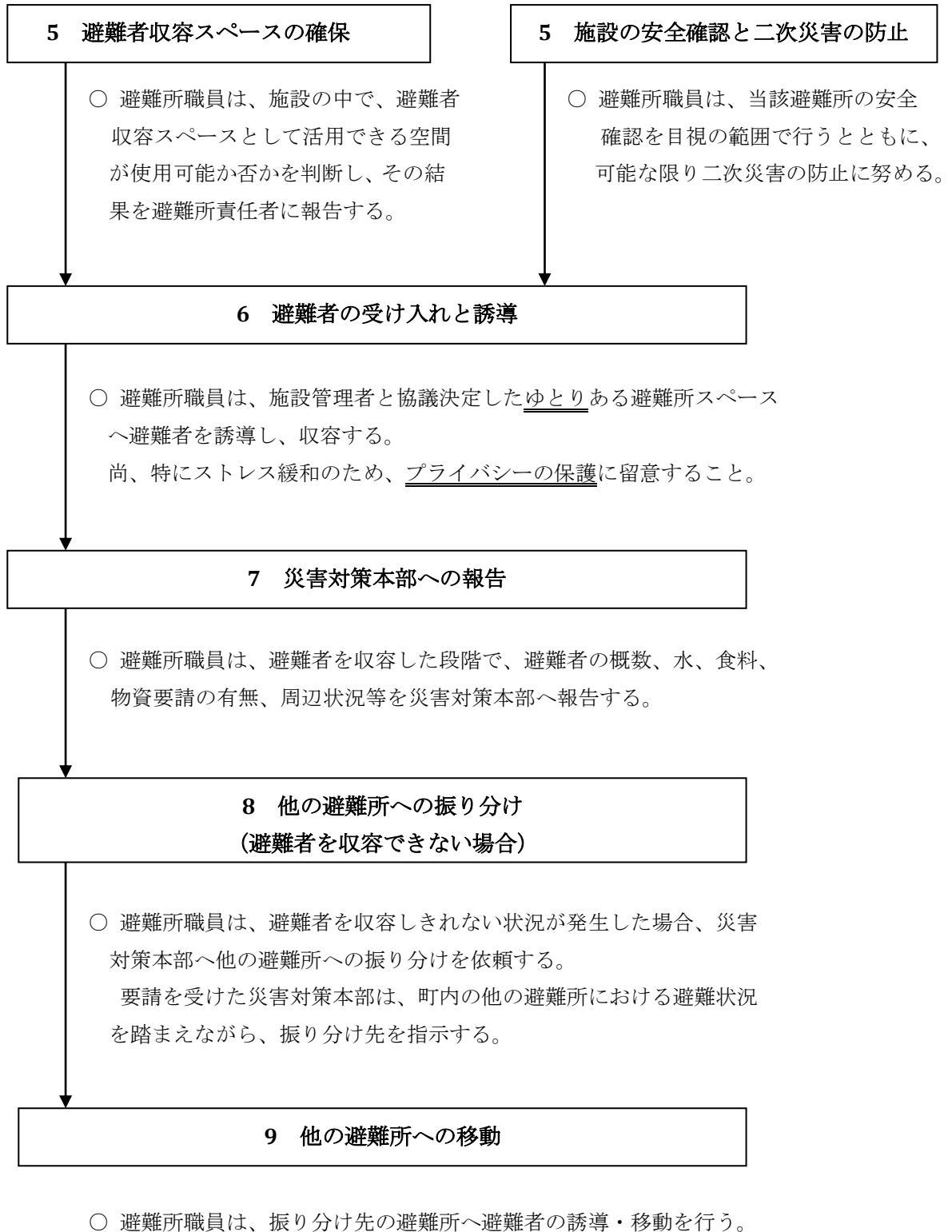
梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

○簡易入浴施設の確保

避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討するが、地域の民間施設（寺院・宿坊）の浴場の利用も検討する。

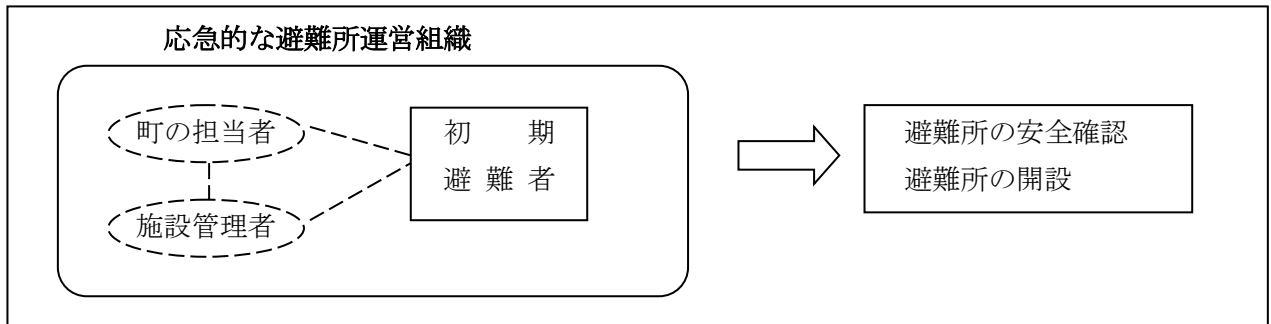
(2) 避難所開設のフロー



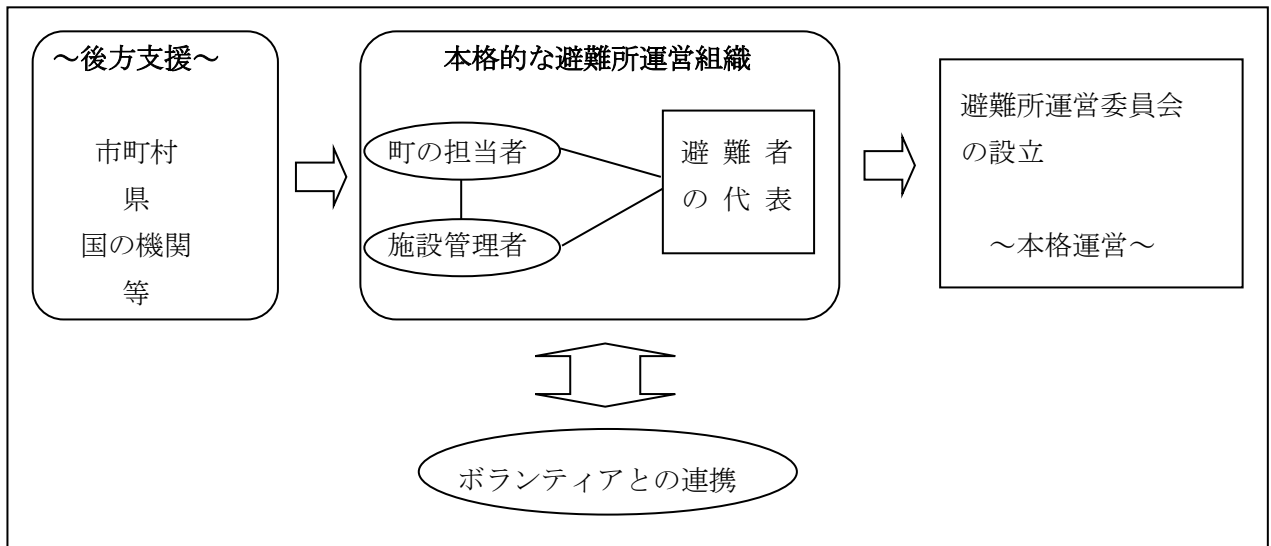


(3) 避難所運営のフロー

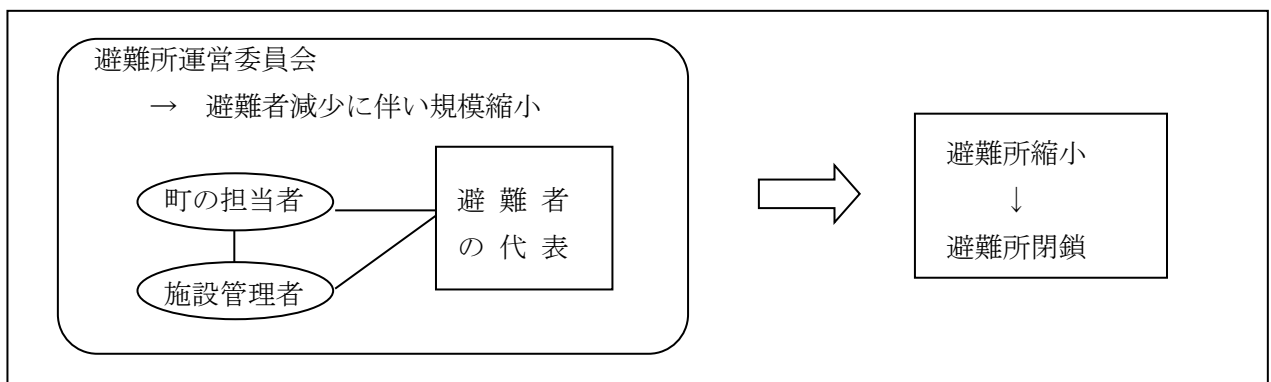
【初動期】 災害発生直後～3日程度



【展開期～安定期】 3日～2週間程度



【撤収期】 2週間～3ヶ月程度



★ 停電時の避難所の状況は、この想定とは異なります。

2 避難所における基本的事項

(1) 避難所の開設・点検

避難所の開設

避難所は、町があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時や長期の停電時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。（資料 1）

自主防災組織等でも鍵を保管

夜間や休日に、大規模な災害が発生した場合は、鍵を所有する町職員や施設管理者の被災も懸念され、避難所の開設がスムーズに行われぬことも想定されます。このような場合に備えて、自主防災組織や町内会等（以下「自主防災組織等」という。）の会長も鍵を保管するようにします。

施設内への立ち入りには注意

施設内への立ち入りについては、建物の倒壊や宅地の変状による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。（資料 2）

(2) 避難所の運営主体

避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、自主防災組織等の地域住民による運営を基本とします。

また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをします。

町職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。

避難所運営の中心人物を選出

大規模災害時は、町職員自身が被災したり、他の災害対応業務に従事することが考えられるため、町職員が避難所運営を行うことは困難になります。

避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織等の役員など地域住民から選出することを基本とし事前に決めておきます。

また、その人物が事故にあうことも考慮して、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮します。避難所運営の中心となる人は次のような方です（長期的に就任できる方が望ましい）。

- ① 自主防災組織等の会長、副会長、防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人 など

事前に決められた中心人物は県や町が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を取得するようにします。

中心人物の補助者の設置

避難生活が長期化してくると、中心人物が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、中心人物の補助者を作っておきます。

また、中心人物が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。（資料 6）

避難所運営委員会議の開催

災害当初は中心人物を中心に避難所運営を行います。本格的な避難所運営が必要となった場合は、委員会を立上げ委員長を選出、避難所の運営を円滑に進めるために、定期的に避難所運営会議を開催します。伝達事項や問題点についての協議を行うなど、情報を共有し連携した対応を行います。（資料 7）

避難所運営委員会議の参加者

この会議には、町職員や施設管理者も参加します。

また、ボランティアの中でも、避難所運営について一定の役割を担っている場合は、オブザーバーとして参加してもらいます。

(3) 居住グループの編成

世帯を基本単位に居住グループを編成

1つの居住グループの構成人数は、おおよそ30名程度が適当です。その中からグループをまとめるグループリーダーを決めます。

居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。

その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

観光客や滞在者等への対応

高野町は国内外から多くの人を訪れるまちで、地域住民以外にも避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、交通状況が改善すれば移動できるので、長期にわたって避難所に留まらないと考えられます。地域の避難者とは分けて避難施設に誘導します。

(4) 部屋（区画）割り

施設の利用方法を明確に

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。

事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にしておきます。避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。

特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、特別教室などの利用が考えられますが、

教育活動の再開を考慮しながら設定します。

また、校長室、事務室、職員室、保健室などは学校運営や避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

高齢者等要配慮者を優先

発生直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、難病患者等の要配慮者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉スペースを設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

別に町が拠点的な福祉避難所等を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ町に受入を要請します。

(5) 避難者名簿の作成

避難者に記入してもらう事項

町は、避難者に記入してもらう様式をあらかじめ準備しておきます。

世帯ごとに記入用紙を配布し、記入してもらいます。(資料 3)

記入項目は、主に次のような項目です。

- ① 氏名 (ふりがな)
- ② 性別
- ③ 年齢
- ④ 続柄 (例：妻・息子・娘・父・母・・・)
- ⑤ 住所 (小字・〇〇番地程度)
- ⑥ 緊急時の連絡先 (親戚、知人、担当民生児童委員・・・)
- ⑦ 避難者名簿の掲示・公開における同意の有無
- ⑧ 避難内での居住場所 (居住グループ)
- ⑨ 特に留意する事項

※ 持病については、病名の把握とともに、疾病に応じた医薬品や人工透析、人工呼吸器など特別な対応の必要性

※ 障害については、傷害の種別 (視覚、聴覚、精神等)

- 名簿等の個人情報の管理は責任者を決めて、鍵の施錠できるところに管理します。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取扱いには特に注意します。
- 食物アレルギーの誤食事故を防ぐためアレルギーの有無を確認します。
- 視覚障害や手の負傷等のため自分で記入できない方については、避難所職員が聞き取ったうえで作成するようにします。
- 避難者受入時に、「避難所における感染症評価 (症候群サーベイランス) 用紙」(資料 13) を活用し、避難者の健康状態を把握します。

緊急を要する要望を同時に調査

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。(資料 9 資料 10 資料 11)

(6) 避難者名簿の公開

避難者の同意を得て名簿を公開

被災直後は安否確認に対応するため、避難者の同意を得て避難名簿を掲示・公開します。掲示・公開する際は、世帯の代表者の住所（番地以降を省く）・氏名程度にとどめ、個人情報保護の観点から注意をはらいます。落ち着いてきた場合は、掲示を取りやめ、個別に対応します。

3 避難所の空間配置

(1) 居住空間の管理

居住空間の区画整理

居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するような形で設定します。通路や世帯同士の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればビニールテープ等で分かりやすく表示します。

一度決まった居住空間の変更は容易ではないため、避難所の開設直後の区画整理は慎重に行います。平常時にどのように区画整理するか図面を作成することが必要です。

通路分の面積を別途確保（車いすでの通行を考慮し、1m以上の幅を確保）し、一人あたり荷物スペースも含め3㎡程度（要配慮者については4㎡程度）を目標として居住空間を確保します。

感染症対策として、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペース（人の間隔は少なくとも1m以上）を確保できるよう留意します。

また、配慮が必要な方へのスペースを確保することも必要です。

プライバシーを確保

室内テント、カーテン式間仕切りや段ボール間仕切りなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。

定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行います。

居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、避難所運営委員会議で決定します。

また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

また、学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

(2) 共有空間の管理

★ 避難所には居住空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。

[避難所運営委員会室]

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営委員会室とし、町職員や施設職員等と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。電話やパソコン機器の使用可能な場所を確保します。

[情報掲示板]

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。聴覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできるだけ掲示します。また視覚障害のある人に対しては、掲示した情報の内容を別途伝達する配慮が必要です。

[受付]

避難所の入口近くに設けます。外来者へは用件を確認し、面会場所や居住空間等の立入禁止区域など避難所でのルールを簡単に説明します。

特に女性や子供の安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切です。

[仮設電話]

N T Tでは、災害時に避難所に特設公衆電話を設置します。

長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

[食料・物資置場]

救援物資などを収納、管理するための場所が必要であり、直射日光が入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利で施錠可能な場所が最適です。特に食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくするほか、生鮮食料品等の保存のための冷蔵庫も可能な限り準備します。

[食料・物資の配給所]

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

食事の配給は、居住グループ単位で行います。

※ 小麦、そば、卵、乳、落花生の有無については重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、これらの材料が少量でも含まれている場合は、食物アレルギー対象食料を配膳場所に掲示するなど、避難者が分かるようにします。また、食事の配膳時に食物アレルギーの有無について声掛けを行い確認するようにします。

食物アレルギーがある避難者の誤食事故に向けた工夫とした、周りから目視で確認できる食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート、または食物アレルギー防止カード等を活用することも有効です。（資料 5）

[調理室]

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、テントを設置する等して屋外に調理場を設置します。火気を扱う場合

は、火の元には十分に注意を払うよう呼びかけを行います。

[医務室]

すべての避難所に救護所は設置されないため、施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。医務室がない場合は、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを確保します（気分がすぐれなくなった方の休憩場所としても使用します。）。

[感染症の疑いのある方の専用スペース]

発熱や咳等、感染症が疑われる症状が出た方には、専用のスペースを確保します。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保し、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をするようにします。

[福祉スペース]

避難所に要介護者や在宅療養者などの要配慮者がいる場合には、できる限り専用の居室を設けます。1階で出入口に近く、日当たりや換気が良く、医務室やトイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮した部屋にします。

[授乳室・育児室]

乳幼児を伴って避難している場合、子供の泣き声などで周囲に迷惑をかけないように気遣うなど、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。落ち着いて授乳でき、乳幼児の危険となる障害物がないような場所を用意します。

授乳のための環境を整えるため、専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[更衣室]

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣のための空間を確保します。

専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[給水場]

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

[ペット飼育場スペース]

鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。

[洗濯場・洗濯物乾し場]

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。洗濯物乾し場は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を確保します。

[仮設トイレ]

屋外で安全に行ける場所に男女別のほか男女共用も設置します。設置場所は調理場や居住空間か

ら距離をあけ、臭いなどの問題が起こらないよう注意し、高齢者や障害のある人専用のバリアフリー対策をしたトイレを近くに設けます。

また、日没後の利用も考慮して、通路等に十分な明かりを用意することも必要です。

トイレの確保と管理については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成 28 年 3 月国土交通省）」を参考とします。

[風呂]

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

また、日没後の利用を考慮して、風呂への通路等に十分な明かりを用意することが必要です。

[ごみ置き場]

臭気や衛生の問題から、居住空間からある程度離れ、ごみ収集車が近づきやすい位置にごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

感染症の疑いのある方のゴミは密封し分別管理します。

[喫煙場所]

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。居住空間からある程度離れた屋外に喫煙場所を設け、灰皿もしくは水を入れたバケツ等を設置します。

なお、もともと敷地内全面禁煙となっている学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

[駐車場]

施設管理者と相談し、必要最小限のスペースを確保します。その際も緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

なお、一時外出の際の駐車位置の確保は、他の避難者等とのトラブルにつながることから認めないようにします。

また、車内に寝泊まりすることは原則認めませんが、発災直後で避難スペースが不足する等やむを得ない場合は、一時的に認めることとします。

車中泊者の対応については以下の点に留意します。

- 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症するおそれがあることから、予防のためのチラシの配布や保健師等の巡回等により周知を行います。（資料 4）
- 車中泊者の氏名や人数等を把握するため、車中泊者に避難者名簿の様式を配布、記入を依頼し名簿を作成します。（資料 3）

[遺体安置場所]

大規模災害では、一時的に遺体を安置する必要があります。遺体を収容した場所には遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

[相談スペース]

個人のプライバシー等に配慮した相談スペース（個室）を設けます。

★ 避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、避難所運営委員会や施設管理者と協議して避難者

の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。

[食堂]

衛生面を考慮し、居住空間と食事専用の空間を設置します。

[子供部屋・勉強部屋]

子供の遊び場所としての部屋及び中高生の勉強のため、専用の部屋の確保もしくはスペースを用意します。

また、各々の部屋を確保できない場合は、昼間は子供部屋として、夜間は勉強部屋として使用する等の時間による使用用途の変更を行います。

[休憩室]

消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できる多目的スペースを設けます。

4 避難所の生活ルール

多くの避難者が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って心地よく生活を送っていくことが必要です。女性、子供、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営委員会で避難所の生活ルールを策定し、避難者に周知徹底を行います。

(資料 6)

[生活時間]

起床時間		7時00分
消灯時間		22時00分
食事時間	朝食	8時00分
	昼食	12時00分
	夕食	18時00分
避難所運営会議		20時00分

[生活空間の利用方法]

- ・ 居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画して使用します。
- ・ 居住空間は、ほこり防止や衛生環境の確保のため土足厳禁とし、脱いだ靴は各自がビニール袋等に入れ保管します。
- ・ 共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・ 来訪者の面会は共有空間や屋外とします。

[食事]

- ・ 食事の配給は、居住グループ単位で行います。

[清掃]

- ・ 世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・ 共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ・ トイレなど避難者全員で使用する共用部分については、避難所運営委員会の指示に従

って、全員が協力して清掃します。

[洗濯]

- ・ 洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行いません。
- ・ 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。
- ・ 男性立入禁止とした女子専用の物干し場を設置します。

[ごみ処理]

- ・ 世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に捨てます。
- ・ ごみは、必ず分別して捨てます。
- ・ 感染症の疑いのあるごみは、感染症の予防のため責任者を決め取扱いに注意します。

[プライバシーの確保]

- ・ 世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・ 居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

[携帯電話の使用]

- ・ 居住空間での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。
- ・ 居住空間ではマナーモードに設定し、他の避難者へ迷惑にならないようにします。

[火災防止]

- ・ 屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ・ 屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

[ペットの取扱い]

- ・ 居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。
- ・ ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。 **(資料 12)**

[防犯]

- ・ 特に女性、子供、高齢者は、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で行かないなど注意することが必要です。

[健康管理]

- ・ 避難者は各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は、速やかに避難運営スタッフに相談します。
- ・ 相談を受けた避難所運営スタッフは、「避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用して健康状態を把握し、感染症の疑いがある場合は、「避難所における隔離予防策」を参考として可能な限りの隔離予防策等を行うとともに、速やかに保健所に報告しま

す。(資料 13 資料 15)

- ・ また、避難者が各自で日々健康状態を確認できるよう、避難所における感染症評価(症候群サーベイランス)用紙を避難所内に掲示又は配布します。(資料 14)

[ソーシャルディスタンスの確保]

- ・ 感染症対策のため、避難者及び避難所運営スタッフ*は、人との距離をできるだけ2m(少なくとも1m以上)空けます。
※ 避難所運営本部員等、避難所運営に従事する者

★ その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜避難所運営委員会で検討を行います。

5 避難所の統廃合・撤収

方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、施設管理者及び町災害対策本部と相談し、避難所の統廃合または撤収の方針を決めます。その方針をできるだけ早く避難者へ示すことによって、避難者に自立の目標を持ってもらいます。

避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。学校、民間施設等を優先的に廃止し、最終的に学校以外の施設に集約します。

なお、統廃合にあたっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

避難者への移動の要請

統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合はボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

在宅避難者や車中泊者の名簿の引き継ぎ

避難所を解消する際に在宅避難者や車中泊者が残っている場合は、町災害対策本部に名簿台帳等を引き継ぎます。(資料 7 資料 8)

6 平常時から実施する業務

災害時に避難所の運営を行うため平常時から準備しておくことが重要です。

避難所運営体制の確立

平常時より町関係部局、自主防災組織等が集まる会議を実施し、運営方法や役割分担を決めるなどして顔の見える関係づくりを構築しておきます。

特に要配慮者対策、トイレ対策(生活水の確保対策含む)、物資の受入れ・管理体制、居住空間の配置図及び敷地内のペット専用のスペースを事前に検討しておくことが重要です。

避難所の整備

指定避難所となる施設については、被災により使用できないことがないように、施設管理者により施設の耐震化と非構造部材（天井、照明器具、窓・ガラス等）の耐震対策を行っておきます。

非構造部材はチェックリストを用いて点検を行います。（資料 13）

また、バリアフリー化のほか、エレベーターなどへの点字シールの貼付や筆談用具の準備についてもできる限り実施しておきます。

避難所への備蓄

毛布、非常食、飲料水、清掃用具、カーテン式間仕切り、紙おむつ、生理用品等の避難所運営に必要な物資を備蓄しておきます。

なお、食物アレルギー対応食も事前に用意しておくことも必要です。

水については、飲料水以外にも生活水の確保も必要です。近隣の水源や井戸の災害時利用や避難所への井戸整備等について検討を行います。

資器材については、カーテン間仕切りや簡易ベット、発電機等の災害用資機材の他、テレビやラジオ等も整備、長期の避難生活も想定し、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、備蓄や資機材をより一層充実させます。

なお、避難所資機材（消耗品除く）の購入や井戸整備等について、県の「わかやま防災力パワーアップ補助金」の活用が可能です。

必要な書式等の準備

施設の被害チェックシート、名簿等の様式、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防チラシ等の避難所運営に必要な様式を用意しておきます。

災害用トイレの確保方法の検討

既存トイレが使用できなくなる可能性があることから、災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）の確保方法について検討を行っておきます。

検討については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成 28 年 3 月国土交通省）」を参考とします。

訓練の実施

マニュアルに沿った運営ができるよう関係者を集めた避難所運営訓練を行います。

また、避難所運営ゲーム（HUG）の実施により、図上で運営方針の確認を行うことも効果的です。

避難所運営リーダーの養成

避難所運営の中心人物となる自主防災組織の会長等は県や町が実施する避難所運営リーダー養成講座に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします。

避難所の規模にもよりますが、交替等を踏まえて 1 避難所あたり少なくとも 3 名以上のリーダーを養成しておきます。

資料 1 避難所運営のチェックリスト

【避難所開設時のチェックリスト】

項目	主な対応内容
<input type="checkbox"/> 1. 避難所の立ち上げ	<u>施設の安全確認など</u>
<input type="checkbox"/> 2. 避難所の開設・点検	<u>避難所運営の中心人物を選出</u>
<input type="checkbox"/> 3. 居住グループの編成	<u>世帯を基本単位に居住グループを編成</u>
<input type="checkbox"/> 4. 部屋（区画）割り	<u>施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする</u>
<input type="checkbox"/> 5. 避難者名簿の作成	<u>世帯ごとに避難者名簿に記入</u>

(対応内容の詳細については、マニュアル本編 P. 5 避難所における基本的事項を参照)

資料 2 避難所状況報告書

避難所状況報告書 〈第1報 (発災後 or 参集後すぐ)〉

※ 第1報は、状況確認できるものだけで構いません。

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難種別	避難指示等 ・ 自主避難

◇ 報告先 : 災害対策本部
 ◇ 受信者 : 所属 _____ 班
 氏名 _____

報告日時	月 日 時 分	報告者			
避難所 受信手段	TEL _____ FAX _____ 伝令 ・ その他 (_____) 無線 ぼうさいこうや _____				
避難人数	約 _____ 人	避難世帯数	約 _____ 世帯		
周辺の 状況	建物被害	有 (_____) ・ 無			
	避難所使用	可 ・ 不可			
	延焼	有 ・ 無			
	ライフライン	電気	電話	ガス	水道
		可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可	可 ・ 不可
	建物倒壊	有 (約 _____ 棟) ・ 無			
	道路状況	有 (状況) ・ 無			
斜面・護岸の状況	有 (状況) ・ 無				
◇ 緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)					
[警戒体制] 従事可能な教職員数					
[配備体制] 参集した避難所担当職員					
参集した施設管理者	校長・教頭・教職員 (_____)	氏名			

資料 2 避難所状況報告書

避難所状況報告書 〈第 報 (定期報告)〉

避難所名	
報告者	
報告日時	月 日 時 分
避難所 受信手段	TEL : — — FAX : — — その他 ; () 無線 ぼうさいこうや_____

◇ 報告先 : 災害対策本部
◇ 受信者 : 所属 _____ 班
氏名 _____

報告事項			備考・特記事項
避難者	避難者数	名	※ 避難者に関すること
	負傷者数	傷者 名 傷者 名	
	要配慮者数	名	
	在宅避難者数	名	
施設	建物被害	有 ・ 無	※ 施設に関すること
	避難所としての使用	可 ・ 不可	
ライフライン	電気使用の可否	可 ・ 不可	※ ライフラインに関すること
	電話使用の可否	可 ・ 不可	
	ガス使用の可否	可 ・ 不可	
	水道使用の可否	可 ・ 不可	
従事職員	避難所担当職員	名	※ 職員に関すること
	教職員	名	
	その他	名	
避難所運営協議会		設置済 ・ 未設置	
◇ 町災害対策本部への要請事項・連絡事項 (具体的に箇条書き)			

孤立集落非常時通信用無線局

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz)

呼出名称	目的	相互	形態	電力	常置場所
ぼうさいこうや 41	防災	○	可搬	10	大滝集会所
ぼうさいこうや 42	防災	○	可搬	10	杖ヶ藪 龍福寺
ぼうさいこうや 43	防災	○	可搬	10	湯川集会所
ぼうさいこうや 44	防災	○	可搬	10	下筒香集会所
ぼうさいこうや 45	防災	○	可搬	10	西郷集会所
ぼうさいこうや 46	防災	○	可搬	10	西ヶ峰 藤田宅
ぼうさいこうや 47	防災	○	可搬	10	相ノ浦集会所
ぼうさいこうや 48	防災	○	可搬	10	神谷集会所
ぼうさいこうや 49	防災	○	可搬	10	西細川 消防機器庫
ぼうさいこうや 50	防災	○	可搬	10	筒香多目的集会所
ぼうさいこうや 51	防災	○	可搬	10	元筒香小学校
ぼうさいこうや 52	防災	○	可搬	10	東細川 消防機器庫
ぼうさいこうや 53	防災	○	可搬	10	花坂多目的集会所
ぼうさいこうや 54	防災	○	可搬	10	高根集会所

※ 防災・相互波は主に他の防災機関との通信に使用すること (周波数 158.35 MHz)

資料 3 建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手順)

1. 町の避難所担当職員や施設管理者がいない場合で、早急に施設内への避難が必要な場合、避難者が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目に関わらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、町の災害対策本部へ連絡し、被災建築物応急危険度判定士による判定を待ちます。

避難所名： _____ 避難所
 点検実施日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
 点検実施者名： _____

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質 問	該 当 項 目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている

8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど) <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

【判断基準】

1, 質問1～10を集計します。

A	B	C

2, 必要な対応をとります。

◎ **C** の答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎ **B** の答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎ **A** のみの場合

危険箇所に注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、市町村へ連絡し、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による判定を受けて下さい。

避難者記入用

カードNO.

資料 4 避難者カード

避難者カード (避難者用)

避難所名 : _____

入所年月日	年 月 日					
ふりがな 世帯主氏名	性別	男・女	家屋の 被害 状況	居住の可否		可・否
	年齢	歳		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止 電話不通		
	避難 確認					
職業・資格・特技	※1		町内会名			
住 所	高野町		車	車種	ナンバー	
			ペット	有 (種類) 無		
電話番号	-		携帯番号	- -		
緊急連絡先 (必ず記入して ください)	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
家 族 構 成	氏 名	続柄	性別	要配慮	職業・資格・特技等 ※1	避難確認
要配慮区分 1 要介護 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 言語障害 5 肢体不自由 6 内部障害 7 知的障害 8 精神障害 9 発達障害 10 認知症 11 乳幼児 12 妊産婦 13 難病 14 傷病 15 外国人 16 アレルギー 17 その他 ()						
避難者名簿の掲示・公開 ※2		<input type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない				

※1 活動班編成の時参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。

※2 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※3 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。

※4 自分で記入できない方は、避難所職員が聞き取りしますので、お申し出ください。

退所状況					
退所年月日	年 月 日				
退 所 後 連 絡 先	住 所				
	電話番号	-	携帯番号	-	-
	備 考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。			

避難者記入用

カードNO.

避難者カード (在宅避難者・車中泊者用)

避難所名 : _____

記入年月日	年 月 日	避難種別		在宅避難者・車中泊者		
ふりがな 世帯主氏名		性別	男・女	家屋の 被害 状況	居住の可否	可・否
		年齢	歳		全壊・半壊・一部損壊	
		避難 確認			断水・停電・ガス停止 電話不通	
職業・資格・特技	※1	町内会名				
住 所	高野町	車	車種 ナンバー			
		ペット	有 (種類) 無			
電話番号	-	携帯番号	- -			
緊急連絡先 (必ず記入して ください)	氏 名					
	住 所					
	電話番号					
家族 構成	氏 名	続柄	性別	要配慮	職業・資格・特技等 ※1	避難確認
要配慮区分 1 要介護 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 言語障害 5 肢体不自由 6 内部障害 7 知的障害 8 精神障害 9 発達障害 10 認知症 11 乳幼児 12 妊産婦 13 難病 14 傷病 15 外国人 16 アレルギー 17 その他 ()						
避難者名簿の掲示・公開 ※1		<input type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない				
上記により配慮が必要なこと(手話・要約筆記が必要、食物アレルギーの対象食料、服用している薬等)や負傷・疾病の状況等、特に申告する必要があること ※3						
【車中泊の場合記入】 車中泊の場所 (必要に応じて地図を記載)						

※1 活動班編成時の時参考としますので、過去の職業も含め、できる限り記入をお願いします。

※2 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

※3 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。

資料 7 要配慮者ニーズ調査

事務局記入用

要配慮者ニーズ調査表

カードNO.

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班

記入日

年 月 日

ふりがな 氏名	男・女	明・大・ 昭 平・令	年 月 日生	歳
住 所	家屋の 被害状況		全壊 半壊 全焼 半焼 被害僅少 被害なし	
要配慮 区分	1 要介護 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 言語障害 5 肢体不自由 6 内部障害 7 知的障害 8 精神障害 9 発達障害 10 認知症 11 乳幼児 12 妊産婦 13 難病 14 傷病 15 外国人 16 アレルギー 17 その他 () 食物アレルギーの対象食料や負傷・疾病の状況等			
家 族	1 ひとり暮らし (別居の親族 無) 3 高齢者のみの世帯 (夫婦等)		2 ひとり暮らし (別居の親族 有) 4 その他同居家族有	
介護者	有 () 無 続柄 ()	連絡先		
自立度	1 ほぼ自立 2 一部介助 ()		3 全介助	
健康状態	1 良好 2 おおむね良好 3 普通 4 要注意 5 悪い			
医療依存	1 人工透析 (回/週) 4 服薬 ()		2 酸素吸入 3 経管栄養 5 その他 ()	
帰宅先の 見込・ 意 向	1 福祉避難所 2 緊急施設入所 5 親族等の受入れ 6 仮設住宅希望 8 見込・意向なし (どこでもよい)		3 短期入所 4 入院 7 条件次第で帰宅	
支 援 希 望	1 福祉避難所へ移動 3 医師の診察・治療 5 補装具・日常生活用具の付 7 アレルギー対応食の提供 9 その他 ()		2 ホームヘルパー等の派遣 4 保健師による巡回指導・訪問看護 6 物資・薬品の提供 () 8 生活に支障なし	

(以下については、避難所運営委員会にて記入)

記入者	調査日時	年 月 日 時 分
対応結果	1 入院 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 親族等受入れ 5 福祉避難所(施設)へ移送 6 仮設住宅・市営住宅等に入居 7 福祉避難スペースへ移動 8 ホームヘルパー派遣 9 医師の診察・治療 10 保健師による巡回指導・訪問看護 11 定期的見守り 12 補装具・日常生活用具の給付 13 アレルギー対応食の提供 14 物資の提供 () 15 その他 ()	
備 考		

資料 8 避難所における要配慮者名簿

事務局記入用

要配慮者名簿

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班

記載日	カードNo.	ふりがな 氏名	性別	区要配 分慮	介 護 者	自 立 度	健 康 状 態	医 療 依 存	帰 住 先	支 援 希 望	備 考
			生年月日								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								
			男・女		有・無						
			・								

要配慮区分	1 要介護 2 視覚障害 3 聴覚障害 4 言語障害 5 肢体不自由 6 内部障害 7 知的障害 8 精神障害 9 発達障害 10 認知症 11 乳幼児 12 妊産婦 13 難病 14 傷病 15 外国人 16 アレルギー 17 その他 ()
自立度	1 ほぼ自立 2 一部介助 3 全介助
健康状態	1 良好 2 おおむね良好 3 普通 4 要注意 5 悪い
医療依存	1 人工透析 2 酸素吸入 3 経管栄養 4 服薬 5 その他
帰住先	1 福祉避難所 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 入院 5 親族等の受入 6 仮設住宅希望 7 条件次第で帰宅 8 見込・意向なし (どこでもよい)
支援希望	1 福祉避難所へ移動 2 ホームヘルパー等の派遣 3 医師の診察・治療 4 保健師による巡回指導・訪問看護 5 補装具・日常生活用具の給付 6 物資・薬品の提供 7 アレルギー対応食の提供 8 生活に支障なし 9 その他 ()

資料 9 避難所ペット登録台帳

事務局記入用

避難所ペット登録台帳

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班

カード No.	飼 養 者	入退所日	種 類	性別	特 徴	飼育スペース
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()
	氏名: 住所: 電話:	入 月 日 退 月 日	犬 ・ 猫 その他 ()	オス ・ メス	名前: 体格: 毛色:	外() 内()

資料 10 避難所運営記録簿

事務局記入用

避難所運営記録簿

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班 _____

年 月 日 () 天気		記入者	
避難者数	新規入所者数		退所者数
世帯 (人)	世帯 (人)		世帯 (人)
避難所運営委員会議内容			
【連絡事項】			
【会議での検討事項】			
【行政からの伝達事項】			
【避難所内の主な出来事】			

資料 11 事務引継書

事務局記入用

事務引継書

引継日	年 月 日	
避難所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における 注意点		
避難者からの 要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

資料 12 郵便物等受取台帳

事務局記入用

郵便物等受取台帳

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班

NO.	受付日	宛名	居住班	郵便物等の種類	受取日	受取人
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	
	月 日			葉書・封書・小包・その他 ()	月 日	

- ・ 被災者管理班の担当者は、「受付日～郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・ 受取については、原則、居住組ごとに代表者が取りにくることとし、受取の際には、代表者に「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・ 本人に直接渡す必要がある郵便物等は、代表者にその旨を伝え、本人に受取に来てもらい、同様に記入してもらいます。

資料 13 物資配送依頼票

事務局記入用

物資配送依頼票

依頼 NO : _____



【担当】 _____ 班 _____

避難所名		住所	
依頼日時	月 日	午前・午後	時 分
依頼者			
避難所連絡先	TEL _____	FAX _____	

	分類	品目	必要数 (※注文数)	配送可能数 (※受注側で記載)		
				発注数	配送形状	
【発注側】 避難所	食料品					
	飲料					
	物資					
【受注側】 災害対策本部	受信日時					
	担当者 (受注・発注)					
	発生日時					
	発注業者					
	配送業者					
	配送確認時間					

【配送業者欄】

※ 物資を指定の避難所へ配送しましたら、数量を確認のうえ必ず受領サインをもらってください。

配送担当		避難所受領サイン	
------	--	----------	--

本部への発注は、教育委員会または地域拠点経由で行います。

資料 15 ボランティア管理票

事務局記入用

ボランティア管理票

避難所名 : _____

【担当】 _____ 班

NO.	氏名 住所 電話	性別	活動内容	備考 (特技等)	参加日				
					月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
	氏名 住所 電話	男 ・ 女			/	/	/	/	/
合 (小) 計									

資料 16 避難所生活のルール

避難所生活のルール

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、町担当者、施設管理者、自主防災組織の役員等からなる避難所運営委員会を組織します。
 - 避難所運営委員会議を、毎日午前9時と午後2時に開催します。
 - 避難所運営委員会に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、災害時要配慮者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。(状況により、規模の縮小や統合もあります。)
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
 - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
 - 犬、猫などの動物類を居室に入れることは原則禁止です。
- 5 職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
 - 避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
 - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営委員会で配布基準を決定します。
 - 食料・物資は在宅の被災者にも配布します。
 - ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜10時です。
 - 廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。
 - 避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。
 - 居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 衛生管理のため、避難所内を清潔に保ちます。
 - 居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して置き場に運ぶ。
 - 共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。
- 11 各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は速やかに避難運営スタッフに相談します。

資料 17 ペットの飼育ルール

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守って下さい。

- ① ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で自らの責任のもと飼って下さい。
- ② ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行って下さい。
- ⑤ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけて下さい。
- ⑥ ノミの駆除に努めて下さい。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行って下さい。
- ⑧ ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。
- ⑨ ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部に相談してください。
- ⑩ 万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部まで届け出て下さい。

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



（「深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（厚生労働省よ

資料 19 食物アレルギー原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが
明らかである食品

下記の特定期原材料は、少量でも含まれていると重篤な食物アレルギーを引き起こす可能性があるため、食事の配膳時に食物アレルギーの有無について確認する。

▼ 特定原材料 8 品目

とくに発症者数や症状の重症度が高く、表示する必要性の高い食品 8 品目を「特定原材料」と定められている。



▼ 特定原材料に準ずるもの 推奨 20 品目

義務ではないため、含まれていても表示されていないことがある。



▼ サインプレート ・ 食物アレルギー防災カード

○ サインプレート (例)

<p>食物アレルギーがあります</p> <p>卵 ・ 牛乳</p> <p>を食べると具合が悪くなります。</p>
--

(表面)

保護者氏名
連絡先(電話番号)
かかりつけ医療機関
病院・診療所名
所在地
電話番号

(裏面)

※ 記入例 アレルギー食材 を記入

○ 食物アレルギー防災カード (例) * 平常時から携帯しておくことが有効*

<p>食物アレルギー防災カード (高野町)</p> <p>原因となるアレルゲン 卵、牛乳</p> <p>禁止食品 卵、マヨネーズ、かまぼこ、ウイナー、揚げ物 牛乳、ヨーグルト、チーズ、バター、アイスクリーム、 乳酸菌飲料等</p>

(表面)

ふりがな 氏名
連絡先(電話番号)
かかりつけ医療機関
病院・診療所名 :
所在地 :
電話番号 :

(裏面)

※ 記入例 原因となるアレルゲンと禁止食品 を記入

資料 20 要配慮者の留意事項

区 分	避難所での留意事項
高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。 ・体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。 ・下痢等の症状が認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。
妊 産 婦	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。 ・食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したり、タンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。 ・産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。
災 害 孤 児	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。 ・突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。
外 国 人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をひらがななどで平易にするよう心がけます。 ・地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。
視 覚 障 害 の 有 り 人	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。 ・食事、トイレ、入浴などの情報は、必ず読み上げて、伝達します。 ・トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。 ・通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。
聴 覚 ・ 言 語 障 害 の 有 り 人	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による連絡事項は、必ず文字で掲示します。 ・手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。 ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。 ・出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。
肢 体 不 自 由 の 有 り 人	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むように配慮します。 ・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。

区 分	避難所での留意事項
内部障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。 ・常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。 ・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。
知的障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。 ・トイレ、食事、入浴などの情報が理解できているか、声をかけ確認します。 ・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。
発達障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。 ・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。 ・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。力づくで押さえつけることは逆効果となります。
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。 ・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。 ・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。
難病患者 人工透析患者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内）が必要です。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が必要となります。
LGBTや 性同一性障害 のある人等	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレは、男女別のほか男女共用も設置するなど、利用しやすいように配慮します。 ・更衣室や入浴施設は、一人ずつ使える時間帯を設けるよう配慮します。 ・生理用品や下着など周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮します。

資料 21 避難所等における感染症評価（症候群サーベイランス）

感染症評価（症候群サーベイランス）用紙

ひなんしゃ

● 避難者は

ひなんしよとうちゃくじ

① 避難所到着時

まいにち ていきてき かごとなど

② できれば毎日（あるいは定期的2～3日毎等）

びょういんいそうじ ひょうか

③ 病院移送時に評価

ひなんしよんえい まいにち じこひょうか

● 避難所運営スタッフは毎日、自己評価

ねん がつ にち なまえ
年 月 日 名前

すうじ

あてはまるものの数字に○をつけてください。

かぜ しょうじょう はつねつ ねつ

1. 風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい

じょうきどうえんしょうしょうじょう せき びじゅう いんとうつう

2. 上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある

ようしょうじょう ぜんしん さむけ ずつう かんせつつう きんにくつう

3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある

せき いきぐる またち たん

4. 咳（せき）があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる

ほっしん

5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている

ほっしん

いた

6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある

くちびる くちまわ ほっしん で いた

7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある

くび かん いた

8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする

げりべん みず べん やわ べん かたち べん ふきだ べん で

9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た

は は け
10. 吐いた、または吐き気がする

いた べん ち
11. おなかが 痛く、便に血がまざっている

め あか め で
12. 目が赤く、目やにが出ている

きず うみ あか は いた
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛かったりする

しょうに なんさい なんかげつ
14. 小児である → 何歳（何ヶ月）？（ ）

いか しかいひょうか
※ 以下は、初回評価のみ

げつかん にゅういん たざいたいせいきん
15. この3ヶ月間に入 院 したことがあり“多剤耐性菌（MRS など）”があるといわれ
た

こうきんやく の かんせんしょう ちりょう う
16. 抗 菌 薬 を飲んでいる（感 染 症 の 治 療 を受けている） → なに？
（ ）

ひさいご よぼう ちゅうしゃ う
17. 被災後、予 防 注 射 を受けた → なに？（ ） いつ？
（ ）

感染評価に基づく感染対策

ひなんしょうえい ひょうじゅんよぼうさく
避難所運営スタッフは「標準予防策」を行う。

ばあい ひまつよぼうさく せつしょくよぼうさく くうきよぼうさく ついか
次の場合に「飛沫予防策」「接触予防策」「空気予防策」を追加。

ひょうじゅんよぼうさくとう ぐたいてき ほうほう しりょう ひなんしょ かくりよぼうさく
(標準予防策等の具体的な方法は資料22「避難所における隔離予防策」に

きさい
記載)

いじょう など
■ 1、2、3の1つ以上【インフルエンザ等?】→

せつしょくよぼうさく ひまつよぼうさく ついか
「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加

いじょう しょうにこきゅうきかんせんしょう
■ 1、2、3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症?】→

せつしょくよぼうさく ひまつよぼうさく ついか
「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加

けっかく た かんせんしょう
■ 4【結核やその他の感染症?】→

せつしょくよぼうさく ひまつよぼうさく くうきよぼうさく ついか
「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加し

びょういんはんそう けんとう
病院搬送を検討

すいとう はしかなど くうきよぼうさく ついか びょういんはんそう けんとう
■ 1と5【水痘や麻疹等?】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討

さいきんせいずいまくえんなど ひまつよぼうさく ついか
■ 1と5と8【細菌性髄膜炎等?】→「飛沫予防策」を追加し

びょういんはんそう けんとう
病院搬送を検討

たいじょうほうしん かいせんなど せつしょくよぼうさく ついか
■ 6のみ【帯状疱疹や疥癬等?】→「接触予防策」を追加

たんじゅん かんせんしょう せつしょくよぼうさく ついか
■ 7のみ【単純ヘルペスウイルス感染症?】→「接触予防策」を追加

かんせんしょう た しょうかきかんせんしょう
■ 9または10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症?】→

せつしょくよぼうさく ついか
「接触予防策」を追加

さいきんせい きゅうせいげりしょう せつしょくよぼうさく ついか
■ 11 【細菌性の急性下痢症?】 → 「接触予防策」を追加し

びょういんはんそう けんとう
病院搬送を検討

せいけつまくえん せつしょくよぼうさく ついか
■ 12 のみ 【ウイルス性結膜炎?】 → 「接触予防策」を追加

そうしょうかんれんかんせんしょう せつしょくよぼうさく ついか
■ 13 のみ 【創傷関連感染症?】 → 「接触予防策」を追加

感染症評価（症候群サーベイランス）注意事項

つぎ しょうじょう ばあい

次の 症 状 がある場合は

ひなんしょうんえい し

すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

かぜ しょうじょう はつねつ ねつ

1. 風邪の 症 状 や 発 熱 がある、または 熱 っぽい

じょうきどうえんしょうしょうじょう せき びじゅう いんとうつう

2. 上気道炎症 症 状 （咳、鼻汁、咽頭痛など）がある

ようしょうじょう ぜんしん さむけ ずつう かんせつつう きんにくつう

3. インフルエンザ様 症 状 （全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛、筋肉痛など）がある

せき いきぐる またち たん

4. 咳 があり、息 苦しい又は血がまざった痰 ができる

ほっしん で

5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている

ほっしん で いた

6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある

くちびる くち まわ ほっしん で いた

7. 唇 や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある

くび かん いた

8. 首 がかたい感じがしたり、痛 かったりする

げりべん みず べん やわ べん かたち べん ふきだ べん で

9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形 のない便、噴出すよう な便など）が出た
は は け

10. 吐いた、または吐き気がする

いた べん ち

11. おなかが痛く、便 に血がまざっている

め あか め で

12. 目が赤く、目やにが出ている

きず うみ あか は いた

13. 創 などがあり、膿 がでたり、赤 かったり、腫れていたり、痛 かったりする

資料 22 避難所における感染症対策

感染症対策

場面ごとに以下に記載された装備を装着ください。

	マスク	フェイスシールド (眼の防護具)	ビニール手袋	防護服 (ガウン)
受付 ※飛沫防止幕設置	○		○	
検温担当者	○	○	○	
一般居住スペース ・ トイレ等の清掃	○	○	○	
療養室での 対応・清掃	○	○	○	
隔離室での 対応・清掃	○	○	○	○
ごみ処理	○	○	○	○

(1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具※を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
 - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
 - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
 - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
 - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空け、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にするのが望ましい

※ 個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

(2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する

- 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
2. マスクを着用する
 - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
 3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
 4. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
 5. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室/区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する

(3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌（MRSA、VRE 等）による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。

標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室/区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域/部屋にいてもらう
2. 隔離室/区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室/区域に入る際に個人用防護具を着用する
 - 1) ガウン
 - 2) 手袋
3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
4. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う

(4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する
 - 1) 可能であれば陰圧個室を使用する
 - 2) 一時的な陰圧室を作る場合：
 - (1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ
 - (2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から約8m（25フィート）以上離れているか、他の建物から約90m（100ヤード）以上離れていること）

(3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

- ・ 望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ
- ・ バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける

(4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す

- ・ 据え置き室内空気循環システム
- ・ ポータブル室内空気循環システム
- ・ 窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）
- ・ 窓から空気を排気できる空気清浄機
- ・ 床／窓の換気扇を使用

※ 陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること

(5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。望ましい順に：

- ・ 超高性能（HEPA）フィルターを使用する
- ・ ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。

※ 避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間立たないよう指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう
3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
4. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する
5. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う

資料 23 感染を広げないための避難所のルール

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。
- ※ マスクが常時着用できない乳幼児などもいますので、ご配慮ください。



- 避難所内は感染予防のため、土足厳禁です。
- 避難スペースに入る前、食事の前やトイレに行った後は液体石けんで手を洗い、消毒をしましょう。
- 毎日、朝・夕に体温を計り、咳や発熱等の症状がある方は運営スタッフにお知らせください。
- 可能ならば、30分に1回程度換気を行いましょう。
- 避難所内には療養室（発熱や咳の症状がある方の生活スペース）等を設置しています。療養室等専用スペースには運営スタッフ以外の一般の方は立ち入らないでください。



療養室（発熱者等用スペース）で 生活されている方へのお願い

感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

療養室では以下のことに協力

をお願いします。



- 避難所内ではマスクを着用しましょう。
- 毎日、朝・夕に健康状態の確認を行います。
- 体調が悪化した場合、運営スタッフに申し出てください。
- 避難スペースに入る前、食事の前やトイレに行った後は液体石けんで手を洗い、消毒をしましょう。
- 原則、療養室内に留まってください。
- 万が一、外出される際は運営スタッフに声を掛けてください。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。 使用後は消毒液で便座を消毒ください。
- 生活スペースの清掃は各自行ってください。
- 可能ならば、30分に1回程度換気を行いましょう。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフにご相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。

避難者健康チェックシート (発熱者・濃厚接触者等)

氏名 (ふりがな)	年齢	避難者カードNO.	現在療養中の病気	既病歴

日 付		/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体温測定	朝 . °C	朝 . °C	朝 . °C	朝 . °C	朝 . °C	朝 . °C	朝 . °C
	夕 . °C	夕 . °C	夕 . °C	夕 . °C	夕 . °C	夕 . °C	夕 . °C
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・ 息が荒くなった ・ 急に息苦しくなった ・ 少し動くと息があがる ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしたり、ぜーぜーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
におい・味	においや味を感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	せきやたんがひどい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き気がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	食欲がない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	鼻水・鼻づまり・のどの痛み	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	頭痛・関節痛・筋肉痛	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	一日中気分が優れない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	体にブツブツ(発疹)が出ている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	目が赤く、目やにが多い	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
チェック欄							

資料 24 非構造部材点検チェックリスト

点検チェックリスト（学校用）

《点検結果》

- A：異常は認められない、または対策済み
- B：異常かどうか判断がつかない、わからない
- C：異常が認められる

記入者名			
点検箇所 (該当に○)	棟名		階
	屋内運動場 廊下	普通教室 昇降口	特別教室 外部 その他
室名			

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に番号記入					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)			
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質					
				1 ず れ て い る	2 曲 が つ て い る	3 ゆ た ん で い る	4 傾 い ん で い る	5 凹 み が あ る			6 膨 ら が ん で か た い す い る	1 切 れ が あ る	2 折 れ が あ る
I. 天井													
①	天井 天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C			
II. 照明器具													
①	照明器具 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C			
III. 窓・ガラス													
①	ガラス 窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	26							A・B・C			
②	窓・ドア 窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	劣化	26							A・B・C			
③	クレセント 開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	使い方	27							A・B・C			
④	窓ガラス周辺 地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い方	27							A・B・C			
⑤	扉など 教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	27							A・B・C			
IV. 外壁(外装材)													
①	外装(外装材) 外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28							A・B・C			

V. 内壁(内装材)										
1	内壁 (内装材)	内壁に汚れ、ひび割れ等の異常は見当らないか	劣化	28						A・B・C
VI. 設備機器										
1	放送機 器・体育 器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当らないか	劣化	29						A・B・C
2	守訓室外機	守訓室外機は傾いていないか	劣化	29						A・B・C
VII. テレビなど										
1	天井吊り	テレビ本体は天井のテレビ台に固定されているか	耐震性	30						A・B・C
2	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか	耐震性	30						A・B・C
3	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか	耐震性	31						A・B・C
VIII. 収納棚など										
1	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか	耐震性	31						A・B・C
2	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか	使い方	32						A・B・C
3	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか	使い方	32						A・B・C
IX. ピアノなど										
1	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか	耐震性	33						A・B・C
X. エキスパンション・ジョイント										
1	14系、15系ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか	劣化	34						A・B・C
2	14系、15系ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか	使い方	34						A・B・C

〔「学校施設の非構造部材耐震化ガイドブック(改訂版)」より〕

7-4 避難行動要支援者避難支援対策

第1章 災害に備えた事前対策

第1節 避難行動要支援者の把握と管理

事前に災害時の高齢者等の要配慮者を把握するために、町の情報をもとに作成する「避難行動要支援者名簿」と地域が自主的に作成する「避難行動要支援者台帳」があります。

1 避難行動要支援者名簿

「避難行動要支援者名簿」とは、町が保有している情報をもとに町長が作成する避難行動要支援者の名簿になります。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成にあたり、高野町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第8条の規定に基づき、町が保有している情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼することができる。

- ① 住民基本台帳
- ② 身体障害者手帳交付台帳
- ③ 教育手帳交付台帳
- ④ 要介護、要支援認定台帳
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付名簿（保健所）
- ⑥ 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

イ 名簿に記載する者の範囲

- ① 避難行動要支援者で被災リスクの高い者
 - ア 身体障害者手帳1・2・3級の者
 - イ 療育手帳A1・A2の者
 - ウ 65歳以上で、介護保険要介護認定要介護度3以上の者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者
 - ② その他の対象者
 - 自力歩行が困難などの事情で避難支援を希望する者
 - ア 介護保険の要支援以上で一人暮らしの高齢者、いずれもが要支援以上の高齢者のみの世帯、そのほか日中一人暮らし高齢者、要介護非該当の一人暮らし高齢者などで、避難支援を希望する者
 - イ 障害者自立支援法（身体・知的・精神障がい）に基づく障害程度区分認定者（1～6）
 - 上記①ア以外の身体障害者手帳所持者で避難支援希望者
 - 避難支援を希望する障がい児（手上げ方式で把握）
 - ウ 難病患者等の在宅療養者（人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している者、定期的な人工透析を必要とする者など）
 - エ その他、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項
- ※ 乳幼児、妊産婦など、状況が変化する対象者については名簿の対象者にはしません。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・管理

町が保有し、関係行政機関が収集・共有すべき要配慮者情報は次のとおり取り扱います。

ア 避難行動要支援者名簿の保有情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由

イ 避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿は、介護福祉課において適正な管理を行い、少なくとも年一回定期的に更新し最新の状態に保つこととする。

(3) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

高野町個人情報保護条例第8条第1項「住民の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむをえないと認められるとき」に該当する場合、保有している避難行動要支援者名簿を安否確認・誘導避難・救助救出・緊急避難等の必要に応じて、関係機関職員や住民協力者等の実際に救護・支援活動に従事する組織・個人に開示することができる。

情報を提供する際は、必要最小限の範囲内の個人情報を対象に行います。

- ① 町域で震度5弱以上の地震が発生し、家屋の倒壊や火災の発生などにより、被害が発生している地域
- ② 大雨等により、避難情報（高齢者等避難・避難指示）が発令されている地域
- ③ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、警戒区域が設定された地域
- ④ その他、これらに準ずる被害等が想定される地域

(4) 避難行動要支援者名簿の提供（留意事項）

① 避難行動要支援者名簿を開示・共有する範囲

ア 避難行動要支援者名簿保有情報すべてを開示・共有

町の関係組織（介護福祉課、総務課）及び警察署、消防署、民生児童委員

イ 避難行動要支援者名簿の基本情報（住所、氏名、性別、生年月日）を開示・共有

町内会等の自主防災組織、消防団、保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、その他避難行動要支援者情報の共有が必要と町長が判断した地域組織

② 守秘義務の確保

ア 民生児童委員については、本来要配慮者の支援を職務とする非常勤特別職（公務員）であり、民生委員法により守秘義務が課せられています。

イ 消防団員については、地方公務員法上の非常勤特別職（公務員）であり、消防組織法に基づく条例により守秘義務が課せられています。

ウ 民生児童委員、消防団員以外の自主防災組織（町内会等）については、組織として避難行動要支援者のプライバシー保護・守秘義務に関する協定を町と取り交わして、従事者の誓約書の提出等の協力を求め、個人情報保護に関する研修の実施を含めて、避難行動要支援者の個人情報保護の趣旨を徹底します。

(5) 避難行動要支援者情報の収集・共有方式

避難行動要支援者情報の収集・共有の方式については以下のものがあります。

① 関係機関共有方式

町の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部署等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部署、自主防災組織、民生児童委員などの関係機関等の中で共有する方式です。

「避難行動要支援者名簿」は、この方式で作成・共有を行っています。

② 手上げ方式

避難行動要支援者登録制度の創設について、広報・周知した後、自ら避難行動要支援者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式です。

実施主体の負担は少ないものの、避難行動要支援者への直接的な働きかけをせず、本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できない傾向にあります。

③ 同意方式

避難行動要支援者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式です。

避難行動要支援者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等きめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難です。

このため、関係機関共有方式と組み合わせて活用することが望ましいとされています。

※ 今後、高野町においては、町の保有情報を積極的に活用しつつ、地域と協同した「同意方式」を基本として取り組むこととします。また、既成の取り組みや地域の実情を考慮して「手上げ方式」の取り組みも柔軟に対応できるようにします。

2 地域で自主的に取り組む「避難行動要支援者台帳」（作成の留意事項）

(1) 取り組みの主体等

- ① 地域の実情に応じて、自主防災組織（町内会等）、民生児童委員、当事者団体・保護者会、NPO、災害ボランティア組織等の自主的な取り組み、あるいはこれら複数組織のネットワークとします。
- ② 取り組みの目的、組織、保管・取扱責任者、従事者の範囲、取扱う情報の範囲、情報収集方法、情報の保管方法、「避難行動要支援者台帳」活用の基準（平常時・発災後）、不要となった情報の処分方法などについて、組織として共有し運用するために、あらかじめそのためのルールを定めて明文化しておきます。

(2) 情報収集の方法

- ① 情報の収集は、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合は、その家族）の同意を得て行います。
- ② 情報の収集にあたっては、第三者に情報が見られないよう注意します。（封筒などを使用し、回収時にも中が見られないように取り扱います。）

(3) 収集する情報項目

- ① 「基本情報」
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - ウ 性別
 - エ 生年月日

- オ 電話番号
- カ 緊急連絡先
- ② 「個別情報」
 - ア 家族の状況（同居・別居）
 - イ 情報収集手段（FAX 番号、メールアドレス等）
 - ウ 要介護・障がいの態様（要介護度、障害程度区分、認知症の有無、現在の介助・介護者等）
 - エ 日常生活状況（ADL:日常生活動作、APL:生活関連動作等）
 - オ 災害時避難や避難所生活で考慮してほしい希望・要望内容
 - カ サービスの利用状況
 - キ 担当ケアマネージャー
 - ク かかりつけ医
 - ケ 常用薬・医療器具、補足具・日常生活用具
 - コ 近隣や当事者同士で支援してくれる人（事前に了解を得た複数の避難支援者）
 - サ その他避難支援に必要な事項
- ※ 個別情報の聴取

「避難行動要支援者台帳」への記載同意を得られない対象者については、避難支援の趣旨を十分説明し、重ねて同意を促した上で、なお同意を得られない場合は、避難行動要支援者台帳からは削除し、別に不同意者名簿（仮称）等に登録しておきます。

第2節 避難支援計画（個別避難計画）について

1 「個別避難計画」の作成

(1) 個別避難計画の位置づけ

- ① 個別避難計画は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として、地域で作成します。
- ② 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合は、その家族）の参加のもとで、近隣の避難支援者、民生児童委員、町内会等役員など、地域で直接支援に携わるメンバーが協議し、本人の意向を尊重しながら、避難支援者（複数）、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法などについて具体的に話し合い、確認しておきます。

また、必要に応じてケースワーカー又は保健師、担当ケアマネージャー等の専門的な助言・支援を要請します。

- ③ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人・家族とともに、避難支援者及び本人が同意した者に配付します。

- ア 消防団等の救援機関
- イ 民生児童委員
- ウ 自主防災組織（町内会等）

配付先については、あらかじめ避難行動要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合は、その家族）に同意を得た範囲内とします。

(2) 個別避難計画の対象者の考え方（範囲）

第1節「避難行動要支援者名簿」の対象者と同様で、次のとおりになります。

- ② 身体障害者手帳 1・2・3級の者
- ② 療育手帳 A1・A2の者

- ③ 65歳以上で、介護保険要介護認定要介護度3以上の者
- ④ 介護保険の要配慮者以上で一人暮らしの高齢者、いずれもが要支援以上の高齢者のみの世帯
そのほか日中一人暮らし高齢者、要介護非該当の一人暮らし高齢者などで、避難支援を希望する者
- ⑤ 障害者自立支援法（身体・知的・精神障がい）に基づく障害程度区分認定者（1～6）上記①ア以外の身体障害者手帳所持者で避難支援希望者、避難支援を希望する障がい児（手上げ方式で把握）
- ⑥ 難病患者等の在宅療養者（人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している者、定期的な人工透析を必要とする者など）

(3) 「避難支援者」の定め方

- ① 町は、自助（本人・家族）、地域（近隣）の共助の順で、地域の関係者が避難行動要支援者一人につき複数の「避難支援者」を定めることについて、近隣住民の理解・協力を得られるよう積極的に町民に広報し、町民との協働で「地域防災力」を高めていけるよう、地域の実情を踏まえながら、あらゆる機会をとらえて「地域ぐるみで災害から避難行動要支援者を守る」活動を支援していきます。
- ② 人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者等は、消防署、地域医療機関、病院など関係する機関が連携し、避難支援者とともに、病院等への搬送などの個別の避難支援方法を具体化しておきます。
- ③ 自助・共助による必要な支援が受けられない避難行動要支援者については、町は消防署・消防団等の救護機関、自主防災組（町内会等）、近隣住民、福祉サービス事業者、障がい当事者団体、保護者会等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）などのさまざまな機関と連携を図り、地域における避難支援者の特定を支援します。
- ④ 避難支援者等は、避難行動要支援者本人・家族との信頼関係の醸成に平常時から努めます。

(4) 避難支援者の役割

- ① 自主防災組織（町内会等）、民生児童委員、消防団や町と連携し、地域に居住する要配慮者の生活状況等の把握に努めます。
- ② 日頃から、支援者同士、また避難行動要支援者本人・家族との間で連絡を取り合い、発災時の対応について共通の認識のもと、その対応方法について情報等を共有します。
- ③ 避難場所周辺、避難経路における目標物や危険箇所（危険物）等、又はそれらの問題点などについて、本人・家族を含めた関係者で話し合い、確認しながら迅速で的確な避難方法を検討します。
- ④ 避難行動要支援者の安否確認について、その所在情報の収集方法や確認方法等を検討しておきます。

※ 避難支援者には、避難行動要支援者への日頃の声かけや、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いするものであり、あくまでも一町民としてできる範囲での支援を行うにあたって、責任を伴うものではありません。避難支援等関係者が、避難行動要支援者についての避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮したうえで実施する。

2 「個別避難計画」の更新・管理等

- (1) 町は、町保有情報を積極的に活用（避難行動要支援者名簿の年1回配付）しつつ、地域の「避難行動要支援者台帳」の更新（年1回以上）に合わせて、個別避難計画の登録情報の更新を行います。

また、関係機関や地域と共同で、各種災害や避難について、避難行動要支援者本人・家族や避難支援者の理解を深める取り組みを支援します。

- (2) 民生児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、障がい者団体等の福祉関係者は、町と連携して個別避難計画の登録情報の更新、避難支援訓練への参加、避難行動要支援者等に係る理解の促進などを進めます。
- (3) 避難行動要支援者本人及び家族は、日頃から地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時の心がまえを体得するとともに、近隣とのコミュニケーションを図るように努めます。
- (4) 個別避難計画は、平常時は避難行動要支援者本人が同意した者以外が閲覧することがないように管理します。
- (5) 個別避難計画の活用
 - ① 災害発生時に、町は地域の取組主体（民生児童委員、自主防災組織（町内会等）、消防団）による個別避難計画（あらかじめ情報伝達手段を盛り込む）の活用を通じて、「避難準備・高齢者等避難開始」等を避難行動要支援者本人・家族及び避難支援者に迅速かつ的確に伝達します。（「避難準備・高齢者等避難開始」等の個別・具体的な伝達方法については、別途に検討します。）なお、消防団は災害現場における人命救助・救出活動等に従事する場合には、当該活動を優先します。
 - ② 町は、特に避難場所や居宅での安否確認や避難場所生活の支援に個別避難計画を活用するよう、地域の取組主体に協力を依頼します。
 - ③ 平常時から、町は避難支援計画の策定に向けた取り組みに個別避難計画情報を活用するとともに、ハザードマップ、避難場所等を地図情報と組み合わせ、現状と課題を把握します。

第3節 日頃の備え

1 防災マップの作成

災害時に、素早く効果的・効率的な避難支援ができるように、町の関係機関（介護福祉課、総務課）及び警察署、消防署、民生児童委員は、関係支援団体と協力をして避難行動要支援者の居住地のわかる「避難行動要支援者マップ」の作成に努めます。

2 二次避難所の確保

災害時において、指定避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者に対し、専門介助者や介助機能を有する施設（二次避難所）での避難生活を提供するため、介護福祉課では各施設を調査（所在・機能・規模等）し、災害時における二次避難所としての利用について各施設と協議し協定を締結します。

二次避難所との調整及び協定は、障がい者・高齢者施設は福祉保健課が行い、協定の見直しや施設との避難行動要支援者に関する具体的内容について協議し、マニュアルを作成します。

なお、施設と協定の締結により二次避難所としての利用が可能となった施設の情報は、施設の機能及び地域別に検索できるように整理します。

※ 協定済みの施設一覧は、別紙資料参照

3 避難行動要支援者対策の周知

町が行う避難行動要支援者対策について、支援の対象となりうる障がい者・高齢者又はその家族に対し説明し、理解を得るよう努めます。また、町民等からの理解を得るため、「障がい者サービスガイドブック」・「高齢者のための福祉の手引き」など、ホームページや広報で広く周知します。

4 防災訓練の実施

町、もしくは地域は、災害時において迅速かつ円滑な避難行動要支援者支援が行えるように防災訓練を立案します。なお、訓練はできるだけ要配慮者本人が参加し、災害時における支援計画の検証が行えるものを計画します。

5 避難行動要支援者対策推進協議会の設置

高野幹部交番所、高野町消防本部、民生児童委員、町内会・連合町内会、高野町社会福祉協議会等の関係団体による対策推進協議会を設置し、連絡体制や支援体制について協議します。

第2章 災害発生直後の対応

1 避難勧告等発令時の対策

高野町は災害対策本部を設置後、直ちに厚生部の体制を整えるとともに、関係機関等との情報収集・伝達を行います。

2 発災直後の対応

避難行動要支援者は、移動に支障を生じ自宅に取り残されたり、あわてて怪我をすることも考えられるため、普段から地域との連携を密にしておくことが重要です。

発災直後は必要な情報が不足し、不安を与え混乱を招く可能性があるため、町からの情報やテレビ・ラジオ等での確かな情報を収集することが必要となります。

災害発生時の対応については、町では発災後数時間で支援体制を立ち上げる予定ですが、発災直後については近隣住民の援助活動が重要となります。

避難行動要支援者の安否確認は、地域と関係支援団体等との連絡体制を確立して行います。また、災害時に避難する必要があるのに自宅から動けない避難行動要支援者も予想されるため、関係支援団体と近隣住民（地域支援者）は、連絡を密にして救助を行います。

※ 災害の発生時、町職員はまず自分の身の安全の確保を行い、家族との安否確認を行った後に、飲料水と食料を三日分用意し、避難所担当職員は指定された避難所へ、その他の職員は、被災状況を把握しながら町災害対策本部に参集します。なお、参集したくても自宅の被災や交通状況等により参集できない場合は、所属課長もしくは総務課まで連絡し指示を受けること。

第3章 災害発生後の対策

1 厚生部の設置

災害発生後、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し対応業務を分担します。福祉保健課は、厚生部を組織し主に次の活動を実施します。

- ① 避難所の開設及び運営
- ② 避難行動要支援者の救援及び避難誘導
- ③ 応援物資集積場の開設及び運営
- ④ ボランティアセンターの立上げ調整（町保健福祉センター）

※ 震度6弱（災害対策本部設置）の地震時では、全ての職員が参集し、各避難所には指定された職員が配備されるため、数日後には災害対策本部の指示により避難所運営を行う。

2 要配慮者の安否確認

災害が発生した場合、福祉避難所に配備された職員（以下、福祉避難所担当職員）は、地域の避

難支援者と協力して、安否の確認及び各種情報（被害状況・避難等）の把握を行います。

福祉避難所担当職員は、避難支援者との連絡調整時に情報の提供や二次避難所への移送者の有無を確認、避難行動要支援者名簿との照会も行い、避難行動要支援者に対し確認漏れの内容に配慮します。

3 避難誘導

避難支援者は、避難が必要と判断したときは、避難行動要支援者本人及びその家族に避難の必要性を説明し、避難を促します。

避難行動要支援者が単身者又は避難に際して同居者による介助ができない場合、避難支援者が地域（自主防災組織等、民生児童委員、消防団）と協力して避難所等への避難誘導を行います。避難する際、応援及び搬送車両等が必要な場合は、町災害対策本部へ応援要請をします。搬送車両の応援については、町災害対策本部が手配し福祉班に指示します。

4 避難所等での対応

避難所担当職員は、避難者全員（避難行動要支援者に係わらず避難してきた住民）が、記入した避難者名簿から避難行動要支援者に関するものについて、下記の事項を確認して避難者名簿に記載します。なお、避難行動要支援者本人又はその家族が避難者名簿に記入することができない場合は、本人からの聞き取りにより避難所担当職員が記入します。

- 介助者が必要か（常に付き添いの介助が必要か）
- 医療措置が必要か（医療機関への移送が必要か）
- 一般避難者と居住するスペースを分ける必要があるか
- 二次避難所への移送が必要か（一般の避難所生活が困難か）
- 必要な物資等（介助器具、医薬品、生活物資等）

確認した避難行動要支援者に関する情報は、避難所担当職員が一般の避難者名簿とともに災害対策本部へ報告します。

5 避難行動要支援者情報の管理

福祉班の「避難行動要支援者の救援及び避難誘導」の責任者は、避難所からの避難状況報告と避難行動要支援者名簿を照合し、避難行動要支援者の所在や実施した措置等を管理します。照合の結果を避難所担当者へ情報を提供します。

6 避難行動要支援者に係る要請の取りまとめ及び対応

福祉班の「避難行動要支援者の救援及び避難誘導」の責任者は、現地へ派遣した職員及び避難所からの避難行動要支援者に係る要員（人員、物資、医療、搬送手段）を取りまとめ、災害対策本部へ連絡及び要請を行います。

7 避難行動要支援者相談窓口の設置

避難所担当者は、避難行動要支援者用の相談窓口を設置し、健康状態等の確認や相談対応を行い、必要となる支援の内容を具体化して、災害対策本部へ報告します。

8 二次避難所への移送

避難所担当者は、避難者との生活が困難又は専門の介助が必要な避難行動要支援者について、その状況を災害対策本部へ報告し、二次避難所の開設及び移送手段の手配を要請します。

7-5 避難行動要支援者登録

避難行動要支援者登録について

町では、阪神淡路大震災・中越地震・最近では東日本大震災等、国内外において大きな災害が多発しているなかで、和歌山県においても近年発生するであろうと言われている「南海トラフ巨大地震」等の災害時要配慮者の救援対策として、「避難行動要支援者登録」の整備を進めています。本町においては津波災害等の心配はありませんが、中越地震や中国四川大震災などの例では山崩れ等により生活道路が寸断され、陸の孤島となり、救援隊・救援物資等の搬入が遅れ、またその地区の要配慮者の情報不足のため必要な支援が遅れ命を落とした例も報告されています。このような事態を防ぐためにも、避難行動要支援者の登録をお願い致します。

災害が起こったときや事前対策の全てを行政の力で行うのは不可能です。隣近所や地域でできること、要配慮者自身でできることがあります。陸の孤島となったときのことを考えて下さい。その時自分がどんな立場にあるか？・どんな状態にあるか？・要配慮者の人は日頃からどんな対策を取っておけばよいか？

近隣に迷惑をかけたくない・その時までどうしていいかわからない・障がい者であることを知られたくない・その時は行政が助けてくれるだろう・・・などと考えていませんか？

避難行動要支援者情報を町行政だけでなく地域の支援者等（社会福祉協議会・民生児童委員・警察・消防・自主防災組織（町内会）等）、が共有することにより、緊急事態へのスムーズな対応ができます。また地域の防災力の強化にもつながります。

また、災害発生時には、災害対策基本法第49条の11第3項及び高野町個人情報保護条例第9条第1項第4号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合は、町は、保有している避難行動要支援者名簿（同意が得られなかった方の情報を含む）を、安否確認・避難誘導・救出救助等の必要に応じて、関係機関職員や地域の支援者等に提供します。

登録については別紙記入例を参考に登録台帳に必要事項を記入しお届け下さい。FAXでも結構です。

届け先・・・〒648-0281

高野町高野山636

電話 56-2933

高野町介護福祉課

FAX 56-4745

問い合わせ先

介護福祉課（高齢者・障がい者）	避難行動要支援者名簿に関すること
電話 56-3000（代表）直通 56-2933 FAX 56-4745	
総務課（防災危機対策室）	
電話 56-3000（代表）直通 56-9911 FAX 56-2990	防災一般、訓練に関すること

避難行動要支援者カード （名簿登録申請書兼名簿）

太い枠の欄は必ずご記入ください。（他の欄もできるだけ記入下されるようお願いします）

町内会長 様 私は、町内会から災害時に避難等の支援を受けることを希望し、下記の個人情報を提供します。 ☆ 該当することがあれば □にチェック（レ）を記入してください。 <input type="checkbox"/> 詳しい話を聞きたいので説明してください。 <input type="checkbox"/> 担当者の訪問は必要ありません。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 【氏名】 <small>フリガナ</small> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> _____ 【住所】 _____ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> _____ _____ 高野町 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 【電話番号】 _____ 【ファックス】 _____ </div>		
災害時に支援が必要な方		
【氏名】 _____ <div style="text-align: center;">男 ・ 女</div>	【関係】 _____	【身体の状況など】 （ 寝たきり・車いす移動・杖歩行 ） その他
【生年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
【氏名】 _____ <div style="text-align: center;">男 ・ 女</div>	【関係】 _____	【身体の状況など】 （ 寝たきり・車いす移動・杖歩行 ） その他
【生年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

緊急連絡先

【氏名】 _____	【関係】 _____	【住所】 _____
【電話番号】 _____		【ファックス】 _____

ケアマネージャーや通っている病院、介護保険事業所など

	電話番号 備考
	電話番号 備考
	電話番号 備考
その他 _____	

7-6 避難情報の発令基準・伝達マニュアル〈令和3年度版〉

はじめに

近年、全国各地で局地的豪雨が頻発しており、平成16年の一連の水害、土砂災害、高潮災害等では、避難勧告等が適正なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことが課題として挙げられた。

こうした背景から高野町では、和歌山県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」等に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携し本マニュアルを取りまとめた。

本マニュアルは、水害及び土砂災害に対する避難勧告等の発令判断基準、警戒すべき地域・箇所、避難勧告等の伝達方法について明確化・具体化するものであり、平成23年の紀伊半島豪雨、平成25年9月の台風18号の豪雨を経験し、町の防災関係者が適時・適切な判断に基づく迅速・的確な避難勧告等の処置をして、住民等の円滑な避難等を実現できる体制を確立するためのものである。

平成28年台風第10号では、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生し、岩手県内では、高齢者施設が被災し入所者9名が全員亡くなる等、高齢者の被災が相次いだことから、避難に関する情報提供の改善方策等について検討がなされ、国のガイドラインの名称が「避難勧告等に関するガイドライン」に変更された。

また、平成30年7月豪雨では、大雨特別警報が11都道府県に発表される記録的な大雨により、河川のはん濫、土砂災害が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害を教訓として避難対策の強化を図るため、国はワーキンググループを立ち上げ今後に生かすべき議論が行われ、これまでの「行政主体の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築する」必要性がしめされ、「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年3月に改定され、居住者が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善された。

令和元年台風19号(東日本台風)では、1都12県309市町村に大雨特別警報が発表され、142箇所の河川が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。この豪雨においても、避難しなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水度の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、また、警戒レベルの運用により避難情報がわかりやすくなったという意見がある一方で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置づけられ、わかりにくいとの課題も顕在化した。

今回、災害対策基本法の改正により、警戒レベル4・警戒レベル5の避難情報が改善された。この法改正により、「避難勧告等に関するガイドライン」が「避難情報に関するガイドライン」に名称も含め見直され、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、参考とすべき事項が示されたことにより見直しを図った。

- ・ 本マニュアルは高野町地域防災計画、災害時要配慮者避難支援対策と連動しているため、一体として捉え使用することとする。
- ・ 本マニュアルは、地域住民の意見、避難・伝達等の実情に合わせ、随時検討を重ね改善していくこととする。

※ 災害対策基本法における避難情報に関する規定

<p>・ 高齢者等避難</p>	<p>「高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は【警戒レベル3】高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。</p>
<p>・ 避難指示</p>	<p>「避難指示」は、災対法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は【警戒レベル4】避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。</p> <p>また、災対法第60条第1項には災害が発生した場合においても避難指示を発令することができる旨が規定されており、洪水、土砂災害については、例外的ではあるものの、災害発生後においても「警戒レベル4 避難指示」を発令し、居住者等に対し「立退き避難」を求めることは想定されうる。</p> <p>山間部の木造平屋建て中心の集落において土石流が発生した場合に、指定緊急避難場所が当該集落において唯一の土石流から安全な場所であれば、市町村長は当該集落の居住者等に対し指定緊急避難場所等への立退き避難を求めるために、土砂災害発生後に「警戒レベル4 避難指示」を発令することも考えられる。</p>
<p>・ 緊急安全確保</p>	<p>「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市町村長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。</p>

第1編 避難に関する責務等

1 市町村の責務

災害対策基本法（以下、「災対法」という。）において、町は、「基礎的な地方公共団体として、町住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する」とされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は町長に付与されている。

町長は、災害時には関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

また、町は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。そのため、町は、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等の一人一人や、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。またこれら施設の利用者を以下、「施設利用者」という。）が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等による施設利用者の避難支援を判断できるように、ハザードマップ等を活用した実践的な訓練等を通じて、平時から周知徹底を図る必要がある。

2 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

これまでも行政は水害・土砂災害を未然に防止する堤防・ダム、砂防堰堤等の施設整備によるハード対策を進めるとともに、避難情報や防災気象情報の改善、町の防災体制の整備等のソフト対策の充実を図ってきている。行政はこのような防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や、行政職員が限られていること等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設、行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない場合も考えられる。例えば、災害リスクを減らすため、堤防・ダム、砂防堰堤等の施設の整備を着実に進める必要があるが、その能力には限界がある。また、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、町が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、このような既存の防災施設、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと認識するとともに、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

- 主体的な避難行動をとるにあたり居住者等が特に留意すべき事項は以下のとおりである。
- ・ 平時より、居住地や勤務・通学先、要配慮者利用施設等、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。
 - ・ 平時より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。例えば、河川の氾濫が発生していなくても水路や下水道の氾濫により足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下したり、小規模な土砂災害が発生したりする場合があることも踏まえ、安全な避難経路を検討する必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
 - ・ これらの平時に確認・検討するべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
 - ・ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴う。夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
 - ・ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
 - ・ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。
 - ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
 - ・ 災害が発生する前の、災害のおそれがある又は高い状況で町長から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合がある。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
 - ・ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。

3 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律等）により、施設利用者の非常災害対策計画、避難確保計画及び避難確保・浸水防止計画（以下「避難計画」という。）を作成することとされていることから、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、平時から具体的な避難計画を作成

する必要がある。

また、平成29年5月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）に立地し、かつ町の地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている（地下街等の所有者又は管理者は従前より義務化されている）。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、【警戒レベル3】高齢者等避難[※]等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本である。また、避難支援を円滑にできるよう、気象庁から【警戒レベル2】大雨・洪水注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

※ 「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人等、及び避難を支援する者のこと。

他方、以下のように施設の実情に合わせた避難支援を行うことも考えられる。

- ・ 施設の利用者数や施設利用者の状態等により、施設利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合には、避難に要する時間を検討・確認し、必要に応じて、防災気象情報等を参考に【警戒レベル3】高齢者等避難よりも早いタイミングで施設利用者の避難支援を開始する。
- ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難は、比較的早いタイミングから発令されるために、結果として災害が発生しない、いわゆる「空振り」の発令になりやすいうえに、発令頻度が比較的高いという実情がある。そのような中、施設利用者に避難行動自体が負担になる人がいる場合には、【警戒レベル3】高齢者等避難が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない場合も考えられる。このため施設管理者等は、例えば【警戒レベル3】高齢者等避難のタイミングでは避難時の持ち出し品のみを避難先に移送し、【警戒レベル4】避難指示のタイミングで十分な避難支援体制のもと施設利用者が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、施設利用者の状態や支援体制等に応じた避難行動をとることで、避難する頻度を抑える工夫をすることが考えられる。

さらに、施設管理者等は、避難経路や避難経路の安全性を平時より確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不測の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備をしておくべきである。また、施設管理者等は、町や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

4 避難行動（安全確保行動）

(1) 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について整理する。

(3) 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域や、そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

- 当該行動が関係する災害：洪水等、土砂災害
- 当該行動をとるタイミング：【警戒レベル3】高齢者等避難
【警戒レベル4】避難指示の発令時
- 当該行動は、リードタイム*を確保できる場合にとるべき避難行動

※ リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

(4) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ

電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

- 当該行動が関係する災害 ※1：洪水等、土砂災害
- 当該行動をとるタイミング ※2：【警戒レベル3】高齢者等避難
【警戒レベル4】避難指示の発令時
- 当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとり得る避難行動

※1 土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。

※2 上階への移動は一般に「立退き避難」より短時間で行うことができるが、急激な水位上昇による居室の浸水に備え、「立退き避難」と同じ【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示が発令されたタイミングで避難することが望ましく、また、発令されていなくても就寝はあらかじめ安全な上階ですべきである。なお、居室が浸水すると、家具が倒れたり水圧で扉が開かないなどして居室から身動きが取れなくなり、上階への移動ができなくなる場合もあることに留意が必要である。

(5) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況^{*}に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で町長から【警戒レベル5】緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、町は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

(災害発生後)

- ・ 河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・ 避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

(災害発生直前)

- ・ 立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・ 立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・ 大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・ 暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・ 立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所にて車で侵入し、立ち往生するおそれがある

- 当該行動が関係する災害 : 洪水等、土砂災害
- 当該行動をとるタイミング : 【警戒レベル5】緊急安全確保
- 当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動

5 災害種別毎の避難行動の特徴

災害種別毎に居住者等がとるべき避難行動の特徴は以下のとおり。

(1) 洪水等

- ・ 洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本※であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- ・ 洪水等が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。

※ 屋内安全確保では身の安全を確保できないおそれがあるため立退き避難が必要な場合

① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

※ 住宅地下室等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

- ・ 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、洪水注意報が出た段階や上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・ 洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他河川」という。）や水路・下水道等の氾濫により、短時間の集中豪雨等で浸水が発生し、避難情報の発令が間に合わないことがあることも考慮し、防災気象情報や河川の状況等を注視し、各自の判断で早めに避難行動をとる。
- ・ 水路・下水道等の氾濫が既に発生している状況においては、氾濫水の勢いで流されたり、足元が濁水で見えにくくなり道路の側溝や蓋が外れたマンホール等があることに気づかず落下したりするなど、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険となるおそれが

あるため、他の避難経路の活用や指定緊急避難場所等への立退き避難自体を控えることを検討する必要がある場合がある。

- ・ 激しい降雨時には、河川には近づかないようにし、また道路の側溝等が勢いよく流れている場合は、その上を渡らないようにする。
- ・ 河川によっては、台風が過ぎ去った後や自分がいる場所での降雨が止んだ後であっても、水位が上昇し氾濫することがあるため、自宅・施設等への帰宅判断は、町の避難情報の解除を踏まえ慎重に行う。

(2) 土砂災害

- ・ 土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本である。これは、土砂災害が突発的に発生することが多く発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、屋内で身の安全を確保することができるとは限らないためである。
- ・ 土砂災害が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。
- ・ 土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊し命が脅かされる場合があることから、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物や河川や溪流から高低差のある高い場所へ移動することが考えられる。
- ・ 小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域において、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。
- ・ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるとともに、町にすぐに連絡する。
- ・ 土砂災害は、降雨が止んだ後しばらくしてから発生する場合があるため、自宅・施設等への帰宅判断は、町の避難情報の解除を踏まえ行う。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所

平成25年の災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ町が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。指定緊急避難場所については、洪水、土砂災害等の災害種別に適した建物等が指定されることとなった。

町においては早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に十分に周知を図るものとする。

また、指定基準（管理条件、立地条件、構造条件等）を満たす施設等が遠く離れた地域にしか存在しない場合には、避難行動が遅れた場合に備え、自主防災組織等が地域内で比較的安全な建物等を自主的に設定することに対して助言することも考えられる。ただし、比較的安全とはいえ一定の災害リスクを抱えている場合もあること等も含めて助言しなければならない。なお、町長が指定緊急避難場所の指定を行うに当たっては、町内の施設又は場所を指定することが一般的である一方、地域の大部分が浸水想定区域となっている等の事情により、町内に十分な指定緊急避難場所を確保できない場合や、居住者等が近隣の市町へ避難する方が妥当と判断される場合には、近隣市町・施設管理者との協議の下、指定緊急避難場所を近隣の町に指定することも差し支えない。

指定緊急避難場所については、身の安全を確保するために速やかに避難するための場所であるから、災害時でも使用できる状況を確認するものとされており、行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする居住者等によって開放できるようにしておく必要がある。このことを踏まえ、町長は指定緊急避難場所の開放如何に関わらず、適切なタイミングで避難情

報を発令するべきである。

指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ町が指定した施設・場所
指定避難所	災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設

6 避難情報と居住人等がとるべき行動

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」とを関連付けるものである。

警戒レベルの一覧表

避難情報	居住者等がとるべき行動	行動を促す情報	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急安全確保 （災害発生・切迫の状況で、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない）	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報でない)	市町村が発令
//////////	< 警戒レベル4までに必ず避難 >	//////////	
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から 全員避難 ・ 危険な場所から 全員避難 （立退き避難又は屋内安全確保） ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋での屋内安全 を確保	災害のおそれが高い	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難 ・ 危険な場所から 高齢者等は避難 （立退き避難又は屋内安全確保） ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出や普段の行動を見合わせ、避難の準備をするなど自主的に避難するタイミング ・ 地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は避難	災害のおそれあり	気象庁が発表
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認	気象状況悪化	
【警戒レベル1】 早期注意情報	災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める	今後気象状況悪化のおそれ	

7 情報システムで提供される防災情報

(気象情報)

項目	提供元	説明	主な提供サイト
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	・気象庁HP
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）	・気象庁HP
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	・気象庁HP
早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が [高] [中] 2段階で提供される。 【警戒レベル1】	・気象庁HP

(気象注意報・警報・特別警報)

大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。 【警戒レベル2】	・気象庁HP
洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。） 【警戒レベル2】	・気象庁HP
強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。	・気象庁HP
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。 【警戒レベル3】	・気象庁HP
洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。） 【警戒レベル3】	・気象庁HP
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 【警戒レベル3】	・気象庁HP
大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象とな	・気象庁HP

		る災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。 【警戒レベル4】	
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 【警戒レベル4】	・気象庁HP

(気象情報等の確認方法)

項目	入手手段	詳細
降水量	気象庁HP	気象統計情報
	総合防災情報システム	府県気象情報、記録的短時間大雨情報
	和歌山県河川/雨量防災情報	全県雨量監視、雨量状況図、雨量情報・観測所一覧、雨量時系列グラフ
	気象予測システム	気象レーダ、解析雨量(1時間、24時間、48時間、72時間の降水実況値)
降水予報等	気象庁HP	レーダーナウキャスト、解析雨量、降水短時間予報
	国土交通省HP	XバンドMPレーダ
	総合防災情報システム	府県気象情報
	気象台	気象台ホットライン
	気象予測システム	短時間降水予報(数値情報)、SYNFOS-3D 降水予報(数値情報)
今後の天気等の情報	気象庁HP・気象予測システム	台風情報
	気象台	気象台ホットライン
水位情報	総合防災情報システム	水位周知河川の水位情報、指定河川洪水予報の注意報・警報の情報、水位情報分布図、水位情報一覧表、水位状況図、水位変化表
	国土交通省HP 和歌山県河川/雨量防災情報	水位情報
	防災情報提供システム	流域雨量指数
	気象台	気象台ホットライン
土砂災害警戒情報等	総合防災情報システム	土砂災害警戒情報
	和歌山県河川/雨量防災情報	土砂災害警戒避難分布図、雨量分布図、土砂災害警戒避難判定図
	防災情報提供システム	土砂災害警戒判定メッシュ情報
	気象台	気象台ホットライン
警報等	総合防災情報システム	警報、特別警報等

(雨量に関する情報)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	10分毎	・気象庁HP
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流量雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP
	Cバンドレーダ	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	・国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター（国土交通省）
	今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	・現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。 気象庁HPでは「今後の雨」という名称で公開。	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	・気象庁HP
	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	気象庁	・30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。 気象庁HPでは「雨雲の動き」という名称で公開。	5分毎	・気象庁HP

(水位に関する情報)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	河川カメラ画像	国土交通省 県	・河川カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報 ・川の水位情報
	テレメータ水位	国土交通省 県	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

(洪水等に関する情報)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したものの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	・気象庁HP
	大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したものの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数(仮称)の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP
	大雨危険度通知	気象庁と協力のもと、民間事業者が実施	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎(危険度が変動したとき)	・気象庁HP(取組詳細)

第2編 水害

1 外水はん藍（河川のはん藍等）

(1) 河川の警戒箇所

高野町管内の河川は、一級河川（県知事直轄）3河川、二級河川1河川のほか、町管理の河川が12河川存在している。

	一級河川(県知事直轄)	二級河川	町管理河川	
河川名	丹生川(起点・東富貴)	有田川(起点・相の浦)	不動野川	一枝川
	不動谷川(起点・細川)		北川	内子谷川
	三尾川(起点・西郷)		湯子川	瀬川
			鳴戸川	清川
			不動谷川	丹生川
			西細川川	
			御殿川	

重要水防警戒箇所は、次の5箇所が設定されている。

河川名	地区名	災害の種類	区 間	距離
丹生川	東富貴	外水はん藍 (堤防高)	県道坂本五條線桜地藏橋 ～町道桑原1号線ふない橋下流130m 左岸 ～同 ふない橋下流130m 右岸	720 m
		外水はん藍 (工作物・堤)	町道中尾線1号橋上流110m ～同 1号橋上流250m 右岸	140 m
	中筒香	外水はん藍 (堤防高)	町道中筒香3号線1号橋上流50m ～同 1号橋上流90m 右岸	40 m
	上筒香	外水はん藍 (堤防高)	県道川津高野線堂前橋 ～上流堰堤 左岸	450 m
三尾川	西郷	外水はん藍 (水衝・洗掘)	千石橋上流100m ～千石橋上流50m 左岸	50 m

町内の一級河川は流域の上流部にあるため、水防法第10条第2項又は第11条第1項に定める「洪水予報指定河川」及び水防法第13条に定める「水位情報周知河川」ではなく、その他河川にあたる。

町内の河川の特徴は、長時間の降雨が続くと水位上昇に伴い河川水が溢れ、徐々に浸水域、浸水深が増加するおそれがある。また、河川の急流部では、土石流等により急激に増水する場合もある。さらに、河川が合流する地域では、本川の水位上昇により小規模な河川の水が流れ込めなくなり、溢れる場合も考えられる。

町内各所の雨量、住民からの通報、現場巡視等による情報により判断し、状況により避難情報を発令することになる。

(雨量に関する情報)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	10分毎	・気象庁HP
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター（リアルタイム雨量）
流量雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP
	Cバンドレーダ	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	・国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター（国土交通省）
	今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	・現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。 気象庁HPでは「今後の雨」という名称で公開。	10分毎（実況及び6時間先まで） 1時間毎（7～15時間先）	・気象庁HP
	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	気象庁	・30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。 気象庁HPでは「雨雲の動き」という名称で公開。	5分毎	・気象庁HP

(水位に関する情報)

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する	河川カメラ画像	国土交通省 県	・河川カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報 ・川の水位情報
	テレメータ水位	国土交通省 県	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報

る 情 報					
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

(洪水等に関する情報)

	項 目	提供元	説 明	発表間隔	主な提供サイト
洪 水 等 に 関 す る 情 報	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10分毎	・気象庁HP
	洪水警報の危険度分布 (洪水キキクル)	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	・気象庁HP
	大雨警報(浸水害)の危険度分布 (浸水キキクル)	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10分毎	・気象庁HP
	大雨危険度通知	気象庁と協力のもと、民間事業者	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎	10分毎 (危険度が変動し	・気象庁HP (取組詳細)

	が実施	の危険度が変化した場合に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	たとき)	
--	-----	-------------------------------------	------	--

(2) 避難情報の判断基準・伝達の検討手順 【水害】

	高野町	関係機関
①対象とする災害及び警戒すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 住民が避難行動を取る必要のある河川と区域を特定 対象とする河川の特徴を把握 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>過去の浸水実績 (浸水実績図等) <input type="checkbox"/>浸水想定 (浸水想定区図) <input type="checkbox"/>河川の特徴に関する情報 (重要水防警戒箇所・堤防の整備状況)
②避難すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な区域を特定 当該区域での災害の様相や避難情報の判断に関する特徴を把握 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人的被害の危険性に関する情報 (家屋が損壊する恐れのある区域・はん濫時間)
③避難情報の発令の判断基準・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報(警戒レベルによる発令)の意味合いと、住民に求める行動を確認 住民が避難場所へ避難するために必要な時間を把握 避難すべき区域毎に、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の発令基準を策定 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>洪水予報に関する情報 (洪水警報・大雨警報(浸水害)) <input type="checkbox"/>災害時に入手できる実況情報 (水位・雨量情報・浸水情報・住民からの情報)
④避難情報の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 伝達文の内容設定 伝達手段及び伝達先の設定 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>情報伝達手段の整備状況 (防災行政無線)

(3) 水害時の避難情報の発令判断基準

1 外水はん濫（河川のはん濫等）

河川区分	その他河川
河川の性格	リアルタイムの水位観測ができない中小河川等
河川名	貴志川・丹生川・不動谷川の流域
対象地域	予め避難単位を設定し、発令地域を設定する

「大雨警報（洪水）の危険度分布」（気象庁）

非常に危険	3 時間先までに流域雨量指数が警報基準を大きく超過した基準に到達されると予想 (警戒レベル4相当情報 [洪水])
警戒	3 時間先までに流域雨量指数が警報基準に到達すると予想 (警戒レベル3相当情報 [洪水])
注意	3 時間先までに流域雨量指数が注意報基準に到達されると予想 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
今後の情報等に留意	

【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨注意報・洪水注意報が発表され 1 洪水警報の危険度分布で河川流域雨量指数が警報基準の「注意（黄色）」が出現した場合	高野町に大雨注意報・洪水注意報が発表され 1 夜間から明け方に強い降雨が見込まれる場合

【警戒レベル3】 高齢者等避難

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報・洪水警報が発表され 1 監視警戒河川の水位が上昇している場合 ① 引き続き水位の上昇のおそれがある場合 ② 洪水警報の危険度分布で河川流域雨量指数が警報基準の「警戒（赤色）」が出現した場合 ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	高野町に大雨警報・洪水警報が発表され 1 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

	2 護岸に軽微な異常等が発見された場合	
--	---------------------	--

【警戒レベル4】 避難指示

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報・洪水警報が発表され 1 監視警戒河川の水位が一定の水位到達した場合 ① さらに水位の上昇のおそれがある場合 ② 洪水警報の危険度分布で河川流域雨量指数が警報基準の「非常に危険（紫色）」が出現した場合 ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 現地情報で護岸からの越水等が確認された場合 3 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で暴風警報が発表された場合	高野町に大雨警報・洪水警報が発表され 1 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨特別警報（浸水害）が発表されている状況 （災害が切迫） 大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいとき （災害発生を確認） 護岸からの越水・溢水を確認した場合（防災関係機関等からの報告により把握できた場合）	

※ 浸水が既に始まっている場合には、次の項目に留意する。

- ・ 浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水がある）場所での避難行動は危険である。
- ・ 流れが速い場合は浸水深が 20cm 程度でも歩行困難である。（坂道など）
- ・ 水路等への転落のおそれのある場所は、道路冠水が 10cm 程度でも危険である。
- ・ 近年、全国で避難中に被害に合うケースが多発している。浸水により歩行が危険な状態になった

場合は、無理に避難せず生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難することを検討する。(日頃から安全な建物を確認しておく)

【避難時の解除】

解除のタイミング	発令解除の考え方
災害が発生しなかった場合	高野町の大雨警報（浸水害）・洪水警報が解除され、 ① 河川の護岸上面の水位が50cm以上になったとき
災害が発生した場合	気象情報等により、 ① 住民の安全が確保されると判断される時

(4) 雨量情報等の入手方法

方 法		住民入手	アクセス方法
国土交通省	川の防災情報	○ 【非公開】	http://www.river.go.jp 市町村向けの防災情報
	XバンドMPレーダー雨量情報	○	http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.pho
気象庁	和歌山地方気象台	○ 【非公開】	http://www.jma-net.go.jp/wakayama/ 市町村向けの防災情報
		【非公開】	災害時ホットライン
和歌山県	総合防災情報システム	【非公開】	市町村向けの防災情報
	JWA気象予想システム	【非公開】	市町村向けの防災情報
	砂防課	○	http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/

(5) 監視警戒河川（橋梁名）

水系名	河川名	監視警戒河川地先名	担当分団等	備 考	
有田川	御殿川	中の橋（玉川合流付近） 相の浦（前川橋付近）	第1分団 第1部 第2分団 第3部		
		丹生川	東富貴 上筒香（堂前橋付近） 中筒香（消防屯所付近）	第3分団 第1部 第3分団 第2部 第3分団 第2部	
不動谷川	清 川	三尾川	平原（清川橋付近）	第2分団 第4部	
		不動谷川	西郷（丹生川との合流付近）	第2分団 第1部	
			東細川（出会橋・社前橋付近） 神谷（弁天橋付近）	第2分団 第1部 第2分団 第1部	
貴志川	西細川川	西細川（多目的集会所付近）	第2分団 第1部		
		湯子川	上湯川（宮垣内地区）	第2分団 第2部	
		不動野川 北 川	不動野 花坂（西平橋）	第2分団 第2部 第2分団 第2部	

※ 監視警戒河川以外にもはん濫等が予想される河川については、監視を強化する。

(6) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

① 過去の被害箇所等（疎通能力不足等）から想定浸水深 30 cm 以上（床上浸水）と予想される箇所等

河川名	災害の種類	地区	区間	距離
御殿川	外水はん濫	中の橋	玉川の合流から下流（中前・亀矢宅）	200 m
			玉川の合流から上流	100 m
三尾川	〃	西郷	千石橋上流 100m～50m 左岸（清流荘）	50 m
丹生川	〃	東富貴	ふない橋下流 100m～桜地藏橋間	750 m
		上筒香	宮前橋上流 470m～200m	270 m
		中筒香	町道中筒香 1 号線 1 号橋上流 50m～下流 50m 右岸	100 m

② その他、注意を要する箇所等

河川名	災害の種類	地区	区間	距離
玉川	外水はん濫	中の橋	国道 371 号線中の橋駐車場～上流 80m	100 m

2 内水はん濫（小河川・水路等のはん濫）

(1) 浸水の危険性

長時間の降雨に対して、小河川・水路等の排水能力が追いつかない場合に発生する。

また、流れ込む先の本川の水位が高くなると徐々に浸水が始まり、本川の水位上昇によりさらに浸水域が増大する。

降雨量に比例し山からの流水が多くなり、宅内の側溝等の能力を超えると浸水が発生する。

道路排水設備で処理できない水が道路を流れ道路冠水による浸水が発生する。

※ 浸水が既に始まっている場合に注意する事項は、外水はん濫と同様に留意すること。

(2) 避難情報の発令判断基準（内水はん濫）

内水はん濫（水はけの悪化・水路等のはん濫等）

対象地域	予め避難単位を設定し、発令地域を設定する
------	----------------------

【警戒レベル 2】 大雨注意報

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨注意が発表され 1 警報級の現象が予想される場合	高野町に大雨注意が発表され 1 夜間から明け方に強い降雨が見込まれる場合

【警戒レベル3】 高齢者等避難

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報が発表され 1 町管内で1～3時間の降雨が100mmと予想される場合 2 水路等の機能が低下し浸水が発生するおそれがある場合	高野町に大雨警報が発表され 1 降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル4】 避難指示

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され 1 洪水警報の危険度分布（流域雨量指数の予想値）で「非常に危険（紫色）」が出現した場合 2 近隣地区で道路冠水や床下浸水が発生している場合	高野町に大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され 1 強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】 緊急安全確保

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表されている状況 1 記録的短時間大雨情報が発表され、その後も降雨が見込まれる場合 2 浸水被害を確認した場合	

【避難情報の解除】

解除のタイミング	発令解除の考え方
災害が発生しなかった場合	高野町の大雨警報（浸水害）・洪水警報が解除され、 ① 住民の安全が確保されると判断されるとき
災害が発生した場合	気象情報等により、 ① 住民の安全が確保されると判断されるとき

(3) 雨量情報等の入手方法

方 法		住民入手	アクセス方法
国土交通省	川の防災情報	○	http://www.river.go.jp/
	XバンドMPレーダー雨量情報	【非公開】	市町村向けの防災情報
	XバンドMPレーダー雨量情報	○	http://www.river.go.jp/xbandradar/

気象庁 和歌山地方気象台		○	http://www.jma-net.go.jp/wakayama/
		【非公開】	市町村向けの防災情報
		【非公開】	ホットライン
和歌山県	総合防災情報	【非公開】	市町村向けの防災情報
	JWA 気象予想システム	【非公開】	市町村向けの防災情報
	砂防課	○	http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/

第3編 土砂災害

(1) 土砂災害の対応

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、土砂災害警戒判定分布図や土砂災害警戒避難判定図を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。

土砂災害は地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、避難判定基準に達していなくても発生する場合がある。

住民は、前兆現象を確認した場合、速やかに避難する必要がある。そのため、町は、住民等からの通報や現地巡回等により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難情報を速やかに周知・伝達する必要がある。

なお、高野町には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定が行われている。調査が行われていない場所でも、土石流及び急傾斜地の崩壊等による土砂災害に対して警戒する必要がある。

土砂災害の発生のおそれのある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所数）

種 類	箇 所 数	うち土砂災害防止法指定箇所数 (令和3年4月現在)
土石流危険溪流	184 箇所	184 箇所
急傾斜地危険箇所（がけ崩れ）	419 箇所	419 箇所
地すべり危険箇所	9 箇所	9 箇所
合 計	612 箇所	612 箇所

※ 上記箇所は被害想定区域内に人家があるなど一定の要件を満たした箇所を調査したものであり、この箇所以外でも土砂災害が発生する可能性がある。

※ 危険箇所一覧は資料-1を参照する。

※ 危険箇所の位置については、高野町土砂災害ハザードマップで確認する。

(2) 土砂災害の前兆現象の収集

土砂災害に対する避難情報を発令するためには、警報の有無、降雨量、土砂災害警戒情報の発表状況等を参考とするが、山間部を抱える本町にとって、的確な発令を実施するためには土砂災害の前兆現象の収集が重要となる。

消防団、自主防災組織、町の現場巡視班から前兆現象の通報があった場合、以下の表を参考に避難の緊急度について判断し、適切な避難情報の発令の判断に活用する。

土砂災害の前兆現象の例*

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流付近の斜面が崩れだす ・ 落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけに割れ目がみえる ・ がけからは小石がパラパラと落ちる ・ 斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地面にひび割れができる ・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川の水が異常に濁る ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・ 土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表面流が生じる ・ がけから水が噴出する ・ 湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沢や井戸の水が濁る ・ 斜面から水が噴き出す ・ 池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 家や擁壁に亀裂が入る ・ 擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地鳴りがする ・ 山鳴りがする ・ 転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする ・ 樹木の揺れる音がする ・ 地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」(平成18年3月)からの転載、注書については内閣府が記載

(3) 土砂災害危険度情報

都道府県ごと、1～5 kmメッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示される。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布と都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」という。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布(土砂キキクル)	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・留意事項 土砂災害発生危険度を判定する際、解析雨量を用いているが、レーダーの電波が雨雲以外のものから反射されることが原因で、実際の降水よりも遥かに強い降水が狭い範囲に解析される場合があり、大雨警報（土砂災害）の危険度分布でより高い危険度の判定となることがある。 このため、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）・土砂災害警戒情報・大雨特別警報（土砂災害）と合わせて用いること。	10分毎	・気象庁HP
	土砂災害危険度情報	県の防災部局	都道府県毎、1～5km メッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP（ http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html ）から、都道府県のページにリンクしている。 市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。	10分～60分毎	・県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と県の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP
	大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎（危険度変動したとき）	・気象庁HP

(4) 避難情報の判断基準・伝達の検討手順 【土砂災害】

	高野町	関係機関
①対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>過去の土砂災害記録 (被害状況、気象条件等) <input type="checkbox"/>土砂災害警戒区域図 (土砂災害危険箇所図) <input type="checkbox"/>危険箇所の特徴に関する情報 (土砂災害防止施設の状況)
②避難すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な区域を特定 当該区域での災害の様相や、避難情報の判断に関する特性を把握 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人的被害の危険性に関する情報 (家屋が損壊する恐れのある区域)
③避難情報の発令の判断基準・考え方	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報(警戒レベルによる発令)の意味合いと、住民に求める行動を確認 住民が避難場所へ避難するために必要な時間を把握 避難すべき区域毎に、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示の発令基準を策定 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>降雨予報に関する情報 (大雨警報(土砂災害)) <input type="checkbox"/>災害時に入手できる実況情報 (雨量情報・巡視員や住民からの情報・近隣地域の被害状況) <input type="checkbox"/>土砂災害と降雨指標の関係 (土砂災害警戒避難基準)
④避難情報の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> 伝達文の内容設定 伝達手段及び伝達先の設定 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>情報伝達手段の整備状況 (防災行政無線)

(5) 土砂災害時の避難情報の発令判断基準

土砂災害

対象地域	予め避難単位を設定し、発令地域を設定する
------	----------------------

「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」（気象庁）

非常に危険	2時間先までに土壌雨量指数が土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）「大雨特別警報（土砂災害）」
警戒	2時間先までに土壌雨量指数が警戒基準に到達すると予想 （警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）「大雨警報（土砂災害）」
注意	2時間先までに土壌雨量指数が警戒基準に到達すると予想 （警戒レベル2相当情報〔土砂災害〕）「大雨注意報（土砂災害）」
今後の情報等に留意	

【警戒レベル2】 大雨注意報（土砂災害）

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨注意報が発表され 1 土壌雨量指数が大雨注意報基準に到達すると予想される場合 「注意（黄色）」	高野町に大雨注意報が発表された場合

【警戒レベル3】 高齢者等避難

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報（土砂災害）が発表され 1 大雨警報の土壌雨量指数基準に到達し、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤色）」が出現した場合	高野町に大雨警報（土砂災害）が発表され 1 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル4】 避難指示

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨警報（土砂災害）が発表され 1 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 2 土砂災害危険度分布で「非常に危険（紫色）」が出現した場合	高野町に大雨警報（土砂災害）が発表され 1 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 2 夜間・未明であっても、1～2又

	3 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 4 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	は 5 に該当する場合は、躊躇なく発令する
--	--	-----------------------

【警戒レベル5】 緊急安全確保

発令のタイミング	発令基準の考え方	
	日中の場合	夜間になることを考慮
実況情報等に基づく場合	高野町に大雨特別警報（土砂災害）が発表されている状況 （災害が切迫） 大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいとき （災害発生を確認） 土砂災害の発生が確認された場合 ※ 土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても災害の発生した箇所や周辺区域を含む	

【避難情報の解除】

解除のタイミング	発令解除の考え方
災害が発生しなかった場合	① 高野町の土砂災害警戒情報又は大雨警報（土砂災害）が解除されたとき ② 気象情報等により、住民の安全が確保されると判断されるとき ③ 現場状況により土砂災害の前兆現象がないとき
災害が発生した場合	① 不安定土砂が存在しないとき ② 不安定土砂が再移動を開始しても下流に影響を与えない程度に流水が減少したとき ③ 災害場所の安全性が確保できたとき

(6) 雨量情報等の入手方法

方 法		住民入手	アクセス方法
国土交通省	川の防災情報	○ 【非公開】	http://www.river.go.jp/ 市町村向けの防災情報
	XバンドMPレーダー雨量情報	○	http://www.river.go.jp/xbandradar/
気象庁	和歌山地方气象台	○	http://www.jma-net.go.jp/wakayama/
		【非公開】	市町村向けの防災情報
		【非公開】	ホットライン

和歌山県	総合防災情報	【非公開】	市町村向けの防災情報
	JWA 気象予想システム	【非公開】	市町村向けの防災情報
	砂防課	○	http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/

(7) 土砂災害区域内にある要配慮者施設及び学校

1 高齢者施設等 (2 施設)

施設名		
社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム南山苑	住所	高野町高野山44-22
	連絡先	TEL 0736-56-4990 FAX 0736-56-5023 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／急傾斜地
富貴高齢者 生活福祉センター	住所	高野町東富貴442-1
	連絡先	TEL 0736-53-2200 FAX 0736-53-2100 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土砂災害

2 障がい者施設 (1 施設)

施設名		
就労継続支援事業所 ル・モン・コウヤ	住所	高野町高野山22-3
	連絡先	TEL 0736-56-8807 FAX 0736-56-8817 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／急傾斜地

3 教育施設等 (4 施設)

施設名		
町立 高野山小学校	住所	高野町高野山26-5
	連絡先	TEL 0736-56-2140 FAX 0736-56-5557 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地
町立 高野山中学校	住所	高野町高野山26-2
	連絡先	TEL 0736-56-2116 FAX 0736-56-2090 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地
町立 富貴小学校	住所	高野町東富貴26-2
	連絡先	TEL 0736-56-2116 FAX 0736-56-2090 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地

私立 高野山学園 高野山高校	住所	高野町高野山212
	連絡先	TEL 0736-56-2204 FAX 0736-56-3705 緊急時携帯
	情報伝達	防災行政無線・電話・ファクス
	立地条件	土砂災害警戒区域／土石流・急傾斜地

第4編 避難情報

1 避難情報

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難情報を発令する。

(1) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準には次のものがあり、それぞれの情報の特徴を下記に示す。

警戒レベル1 早期注意情報（発表者：気象庁）

○ 状況 ⇒ 「今後気象状況悪化のおそれ」

【警戒レベル1】早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として（正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に）発表される情報である。具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。

○ 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「災害への心構えを高める」

居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。

自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。

警戒レベル2 大雨・洪水注意報（発表者：気象庁）

○ 状況 ⇒ 「気象状況悪化」

【警戒レベル2】大雨注意報・洪水注意報は、それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況（それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況）において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。

○ 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「自らの避難行動を確認」

居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

なお、避難するに当たって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令される前までに行う必要がある。

警戒レベル3 高齢者等避難（発表者：市町村長）

○ 状況 ⇒ 「災害のおそれあり」

【警戒レベル3】高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

○ 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から高齢者等は避難」

市町村長から【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイ

ミングである。

早めの避難が望ましい場所の例

- ・ 急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い
- ・ 浸水しやすい局所的に低い土地
- ・ 避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所
- ・ 突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域 等

※ 避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難すべきである

なお、緊急時に市町村の職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど、工夫も必要である。

警戒レベル4 避難指示（発表者：市町村長）

○ 状況 ⇒ 「災害のおそれ高い」

【警戒レベル4】避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

○ 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から全員避難」

市町村長から【警戒レベル4】避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

警戒レベル5 緊急安全確保（発表者：市町村長）

○ 状況 ⇒ 「災害発生又は切迫」

【警戒レベル5】緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況※、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

※ 災害「発生」時の状況の例としては、河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である

（注）災害切迫時に既に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めている

め、同一の居住者等に対し【警戒レベル5】緊急安全確保を再度発令することがないように注意する（緊急安全確保の行動をとるよう繰り返し呼びかけはするべきだが、情報の受け手が混乱するため再度の「発令」はしないようにする。）。

複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。

なお、【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないよう注意にする（繰り返し避難を促すことはよいが、「発令」を繰り返さないようにする）

○ 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「命の危険 直ちに安全確保！」

市町村長から【警戒レベル5】緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の【警戒レベル3】高齢者等避難や【警戒レベル4】避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※ 避難情報の発令に関する基本的な考え方

- ① 被害が発生する前の段階に避難判断を発令できるよう、気象情報等を分析した予想ベースの発令を実施する。ただし突発的な災害の場合、避難判断の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ② 予想ベースの発令により空振りをおそれない避難情報の発令を実施する。
- ③ 特に土砂災害が発生した場合や前兆現象が確認された場合には、直ちに発令を実施する。

(2) 避難情報の発令のタイミング

発令を行うために考慮すべき事項

ア 当該地区全体における危険の高まる段階

イ 避難先への避難を行う場合には、その指定避難先（複数の避難先）を検討する。

（基本的には、避難先（☆☆）又は避難先（☆☆☆）への避難を促す。）

ウ 避難路の安全性を検証する。

（危険の高まる段階を確認、浸水する可能性のある地区の通過、土砂災害危険箇所の通過、他の土砂災害危険箇所の近くの通行の可能性）

上記を踏まえて、避難情報の発令基準を設定する。

2 避難情報の発令の検討方法

ア 発令の検討方法

- ① 地区自体の危険の高まる段階から高齢者等避難、避難指示の発令のタイミングを検討する。

② 避難路の安全性を検討する。(危険の高まる段階を確認)

浸水する可能性のある地区の通過、土砂災害危険箇所の通過の可能性

やむを得ず、【土砂災害】自宅の2階や近くの建物の高い所へ避難する場合は、斜面の反対側の部屋、【浸水害】自宅の2階や近くの高い建物へ避難の場合は、避難路の安全性は考慮せずに発令・情報伝達を実施する。

③ 避難情報の発令のタイミング及び避難路の安全性(危険の高まる段階)を踏まえ、総合的に避難判断を発令する基準を定める。

イ その他

① 夜間に避難情報のタイミング判定表の避難指示以上の基準に該当するおそれのある場合には、日没までに少なくとも高齢者等避難を発令するかを検討する。

② 日没後、数時間以内に避難情報のタイミング判定表の【警戒レベル4】以上の基準に該当するおそれのある場合には避難指示を発令する。

避難情報を住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、町は避難情報の伝達内容、伝達手段、伝達先を具体的に策定する。

災害時における情報伝達のあり方や伝達すべき点について、検討会等を通じ相互理解を深める。

3 避難情報の伝達方法

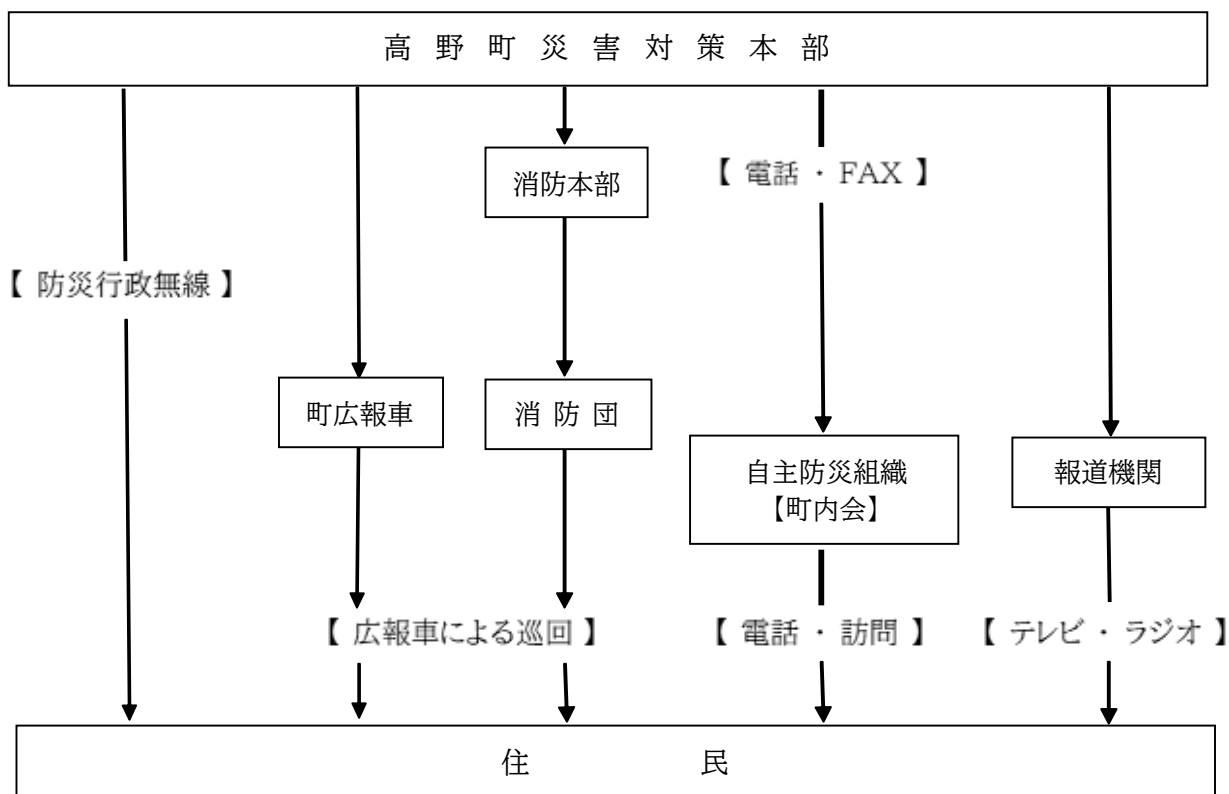
(1) 避難情報の伝達手段・伝達先

伝達手段	内 容	担当班	伝 達 先
防災行政無線 (固定系)	防災行政無線(固定系)により、避難情報を伝達する。 (避難勧告・避難指示(緊急)については、サイレンの吹鳴を併用)	緊急対策室 消防署	対象地区の住民
広報車・消防車	消防団、警察に対して伝達を依頼、町公用車による伝達を行う。	緊急対策室 消防本部	対象地区の住民
エリアメール、緊急速報メール	エリアメール、緊急速報メールの配信条件に合致する場合に配信を行う。	緊急対策室 広報班	町全域 (NTT ドコモ・au 携帯電話所持者)
防災情報メール (知らせてネット)	知らせてネットにより難勧情報の発令情報をメール配信する。	緊急対策室 広報班	町に予め登録を行っている住民
電話 (FAX)・携帯メール等	町内会・自主防災組織等の役員に避難情報を伝達、組織的な連絡体制に基づき避難を促す。	緊急対策室 広報班 富貴支所	対象地区の町内会役員・自主防災組織役員
	高野町社会福祉協議会等への伝達や災害時要配慮者やその支援者に対する伝達を実施する。	緊急対策室 厚生班	対象地区の災害時要配慮者や避難支援者等 社会福祉協議会・民生児童委員・介護保険制度関係者・障害者団体等の福祉関係者

戸別訪問	町内会や自主防災組織、消防団等において率先して避難行動を促す。地域の役員・リーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な呼びかけを実施する。	緊急対策室 厚生班 消防本部	対象地区の住民（訪問を受ける者）
------	--	----------------------	------------------

※ 担当班は、高野町職員災害初動マニュアルの役割分担による。

(2) 避難伝達のフロー図



(3) チェックリストの作成

次の伝達先を考慮したチェックリストを作成し、伝達手段・伝達先にもれがないか確認する。
住民への伝達、避難行動要支援者、防災関係機関への伝達

伝達先	担当班（担当課）
【住民等への伝達】 <input type="checkbox"/> 防災行政無線（固定系） <input type="checkbox"/> 町広報車による広報 <input type="checkbox"/> 消防車両による広報 <input type="checkbox"/> 町内会（自主防災組織）へ連絡（電話・FAX） <input type="checkbox"/> エリアメール・緊急速報メール <input type="checkbox"/> 防災情報メール（知らせてネット）配信 <input type="checkbox"/> 事前登録されている事業者・団体	緊急対策室 情報班・対策班 → 現場巡視（水防） 消防本部 → 消防団 緊急対策室 広報班 "
【避難行動要支援者・福祉関係機関への伝言】 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者への連絡 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難所となる施設 <input type="checkbox"/> 保育所（こども園） <input type="checkbox"/> 学校	厚生班・避難行動要支援者団体 厚生班・避難行動要支援者団体 厚生班 緊急対策室・教育委員会
【防災関係機関への伝達】 <input type="checkbox"/> 和歌山県危機管理局（アシストⅡ入力） <input type="checkbox"/> 和歌山県伊都振興局 <input type="checkbox"/> 橋本警察署 <input type="checkbox"/> 高野町消防本部	緊急対策室
【報道機関への伝達】 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 新聞社 <input type="checkbox"/> ラジオ	広報班（企画公室）

※ 担当班は、高野町職員災害初動マニュアルの役割分担による。

4 避難情報の伝達内容

(1) 伝達内容

伝達内容については、次の項目や地域特性に応じたその他の項目から住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

〈伝達内容例〉
① 発令日時
② 発令者
③ 対象地域及び対象者
④ 避難すべき理由
⑤ 危険の度合い
⑥ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の別
⑦ 避難の時期（避難行動の開始と完了させるべき時期）
⑧ 避難先
⑨ 避難の経路（あるいは通行できない経路）
⑩ 住民のとりべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難など）
⑪ 担当者、連絡先

(2) 風水害時に避難情報を発令するにあたり考慮すべき事項

住民に対して適切に避難に必要な情報を伝達し、避難情報の発令の目的である避難を促すことが十分伝わるような伝達内容にする。

避難者の状況の違いに着目した伝達の位置づけ

避難者の種別	避難行動の開始	避難する先	伝達文の位置付け
積極的避難者	気象情報、雨量情報、河川水位情報等に基づき避難行動を開始	早期に安全な避難先に避難	防災行政無線により放送する伝達文の改善により避難を推進
	避難情報の情報を入手し、避難行動を開始	避難情報に基づき安全な避難先に避難	
消極的避難者	近所の方や家族などの身近な者の避難に応じて避難行動を開始	周りの者の行動に影響を受けて避難	
	危険性が間近に迫ってから避難行動を開始	自宅や近所のビル又は安全な場所などに避難	

※消極的避難者から積極的避難者にするため、啓発や避難訓練などを実施

消極的避難者の行動

- ・信頼できる人の意見でなければ行動しない
- ・身近な人の避難行動を見て避難を行う（多数派同調バイアスが働く）
- ・危険が切迫しないと避難を開始しない

（正常性バイアスが働いているため、多少の危険性の認識があれば、問題ないと判断するおそれ）

(3) 伝達の基本方針

確実な伝達	発令情報を防災無線により放送する際には確実に伝わるように伝達する
伝達文の改善	状況に応じて危険性をより強く伝える伝達文にする
緊迫感付与	緊迫感を付与するため、伝達内容を時間に応じて変更する

(4) 降雨の中、緊迫感を与えながら、確実に伝わるような防災行政無線等による放送を実施

避難情報の発令状況	避難情報の伝達文の内容
高齢者等避難の発令 (避難行動に時間を要する人への伝達)	防災行政無線等により伝達 発令日時 高齢者等避難の発令であること 災害による被害の可能性があること 〇〇地区は避難 (具体的地名) 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す
再度、高齢者等避難の発令情報の伝達	再度、同じ内容を伝える (緊迫感を持って多少早口で伝える) 発令日時 高齢者等避難の発令であること 災害による被害の可能性があること 〇〇地区は避難 (具体的地名) 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す
避難指示の発令 (危険が高まった場合に発令)	防災行政無線等により伝達 発令日時 避難指示の発令であること 災害による被害の可能性があること 〇〇地区は避難 (具体的地名) 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す (時間がない場合、自宅の2階や近くの安全な場所などへの緊急避難行動を促す)
再度、避難指示の発令情報の伝達	再度、同じ内容を伝える (緊迫感を持って多少早口で伝える) 発令日時 避難指示の発令であること 災害による被害の可能性があること 〇〇地区は避難 (具体的地名) 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す (時間がない場合、自宅の2階や近くの安全な場所などへの緊急避難行動を促す)
気象情報、雨量情報、水位情報、土砂災害警戒情報などの危険性を伝える情報	避難指示の発令後も刻々と事態が進行していることを伝える 気象情報 (雨量予測等)、雨量情報 (累積雨量等の情報)、水位情報 (水位の変化の状況)、土砂災害警戒情報 (土砂災害の危険性が高まっている情報) を伝達
緊急安全確保の発令 (危険性が切迫した場合に発令)	防災行政無線等により伝達 発令日時 緊急安全確保の発令であること 災害が発生又は切迫している状況であること 〇〇地区は避難 (具体的地名) 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す (時間がない場合、自宅の2階や近くの

	安全な場所などへの緊急避難行動を促す)
再度、緊急安全確保の発令情報の伝達	再度、同じ内容を伝える（緊迫感を持って多少早口で伝える） 発令日時 緊急安全確保の発令であること 災害が発生又は切迫している状況であること 〇〇地区は避難（具体的地名） 避難にあたっての留意事項 〇〇避難所への避難を促す（時間がない場合、自宅の2階や近くの安全な場所などへの緊急避難行動を促す）

5 避難情報の伝達文（防災行政無線等による放送）

(1) 浸水害の場合

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（洪水等）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル3】！【警戒レベル3】！）
- こちらは、高野町です。
- 〇〇川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、**警戒レベル3「高齢者等避難」**を発令しました。高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。^{※1}
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に^{※2}、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（洪水等）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル4】！【警戒レベル4】！）
- こちらは、高野町です。
- 〇〇川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、**警戒レベル4「避難指示」**を発令しました。
- 〇〇地区の浸水のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。^{※2}
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。^{※3}

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（浸水害が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル5】！【警戒レベル5】！）
- こちらは、高野町です。
- 〇〇川が増水し既に越水が発生しているおそれがあります！ 〇〇地区に対し、**警戒レベル5「緊急安全確保」**を発令しました。

- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）
- こちらは、高野町です。
- ○○川の水位が○○付近で浸水が発生したため、○○地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある○○地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。

※1 この呼びかけを行うにあたっては、「屋内安全確保」に記載の条件を満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

※2 この部分は、地域の災害リスク等応じた表現をあらかじめ定めておく。）

※3 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に【警戒レベル4】避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。）

（注）災害切迫時に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し【警戒レベル5】緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

※ 内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

【避難情報解除】の伝達文の例

- ◆ こちらは、高野町です。
- ◆ ○○地区に発令されていた浸水害の避難情報は、○時○分に解除されました。今後の気象情報に十分注意してください。

(2) 土砂災害の場合

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル3】！【警戒レベル3】！）
- こちらは、高野町です。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域^{※1}に対し、**警戒レベル3「高齢者等避難」**を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害のおそれがある区域にいる高齢者や障害のある人、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に^{※2}、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例（土砂災害）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル4】！【警戒レベル4】！）
- こちらは、高野町です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域^{※1}に対し、**警戒レベル4「避難指示」**を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害のおそれがある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。^{※3}

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例（土砂災害）

（土砂災害発生が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、【警戒レベル5】！【警戒レベル5】！）
- こちらは、高野町です。
- 高野町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域^{※1}に対し、**警戒レベル5「緊急安全確保」**を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）
- こちらは、高野町です。
- 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域^{※1}に対し、**警戒レベル5「緊急安全確保」**を発令しました。（注）
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 避難情報の発令対象区域は、可能な限り絞り込む必要があることから、土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。)

※2 この部分は、地域の災害リスク等応じた表現をあらかじめ定めておく。)

※3 【警戒レベル5】緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に【警戒レベル4】避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

(注) 災害切迫時に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し【警戒レベル5】緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

【避難情報解除】の伝達文の例

- ◆ こちらは、高野町です。
- ◆ 〇〇地区に発令されていた土砂災害の避難情報は、〇時〇分に解除されました。
今後の気象情報に十分注意してください。

6 避難すべき区域

(1) 水害の危険がある町内会（外水・内水はん濫）

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりとする。

地区	町内会名	災害種別	地区	町内会名	災害種別
高野山地区	中の橋 蓮花谷 東小田原	外水 外水・内水 外水・内水	東富貴地区	桜地藏 成金	外水 外水
			西富貴地区		
高野山周辺地区	西郷 相ノ浦	外水 外水	上筒香地区		
			中筒香地区	中筒香第二	外水
			下筒香地区		

(2) 土砂災害の危険がある町内会（がけ崩れ・土石流）

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりとする。

地区	町内会名	災害種別	地区	町内会名	災害種別	
高野山地地区	中の橋	土石流・急傾斜地	東富貴地区	桜地蔵	土石流・急傾斜地	
	玉川通り	〃		成金	〃	
	明遍通り	〃		中々村	〃	
	蓮花谷	〃		森	〃	
	東小田原	〃		共立	〃	
	西小田原	—		下天神	〃	
	南小田原	〃		上天神	〃	
	学校通り	〃		名迫	〃	
	弁天通り	〃		新生	〃	
	文化通り	〃		桑原	〃	
	谷ヶ峰	〃	西富貴地区	上馬場	土石流・急傾斜地	
	大門東部	〃		馬場手	〃	
	大門中部	〃		松岡	〃	
	愛宕谷	〃		上手	〃	
	大門西部	〃		上稲葉	〃	
	五の室	〃		中稲葉	〃	
	千手院	〃		下稲葉	〃	
	鶯第一	〃		塙手	〃	
	鶯谷	〃		上筒香地区	堂	土石流・急傾斜地
	紫雲団地	〃			中尾第一	〃
凌雲団地	〃	中尾第二	〃			
高野山周辺地区	神谷	土石流・急傾斜地	宮	〃		
	西郷	〃	中筒香地区	中筒香第一	土石流・急傾斜地	
	西細川	〃		中筒香第二	〃	
	東細川	〃		下筒香地区	下筒香第一	土石流・急傾斜地
	花坂	〃	下筒香第二・		〃	
	下湯川	〃	第三		〃	
	上湯川	〃				
	相ノ浦	〃				
	大滝	〃				
	林	〃				
	南	〃				
	平原	〃				
	檜原	〃				
	東又	〃				
	杖ヶ藪	〃				
	西が峰	〃				

7 自主避難等に係る参考基準

(1) 避難先の考え方

住民がどのような場所に逃げるべきかを各自で判断できるように、より安全な避難先を安全レベル3（☆☆☆）と格付けする。

区分	避難先の定義
避難先 (☆☆☆)	土砂災害や水害が発生した場合でも十分に安全な避難先
避難先 (☆☆)	土砂災害や水害が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
避難先 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先

(2) 避難情報の発令時における指定避難先

指定避難先については、避難先（☆☆）又は避難先（☆☆☆）が望ましい。

安全レベル2以上の避難先に安全に避難できないなどやむを得ない事情がある場合には、避難先（☆）にすることもありうる。また、切迫した状況では、自宅の2階や周辺の比較的高い建物（鉄筋コンクリート造等の比較的堅固な構造物）の2階以上に避難することもある。このときは斜面の反対側の部屋に避難することが望ましい。

防災行政無線等における避難発令情報の伝達時には指定避難先を含めた安全な避難先や場所に避難するよう促す。

(3) 避難先への避難行動（参考基準）

風水害の避難先への避難行動については、避難情報の発令時だけではなく、自主避難を行う際にも留意する。

また、次の事項については、避難行動に関する留意事項として住民への周知を図る。

ア 避難先への避難

- ① 出来る限り安全レベルの高い避難先（原則☆☆☆）へ避難する。
- ② 安全レベルの高いところに避難できない場合には、避難が可能な安全レベルの避難先に避難する。
- ③ 避難先（☆）へ避難した場合に、危険が迫ったときには、より安全レベルの高い避難先（☆☆）又は（☆☆☆）に避難することが望ましい。

イ 避難中の行動等

- ① 避難行動要支援者等、避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難体制を
 予め構築しておく。
- ② 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保を図る。
- ③ 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の行動の選択をする。
- ④ 土石流に関しては、溪流に対して直角（真横）方向に逃げ、出来るだけ溪流から離れ

る。

ウ 切迫した場合の行動（垂直避難等）

危険が高まった段階で避難先への移動は危険となる場合があるなど、計画された避難先に避難することが必ずしも適切でない。

水 害 時	事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難する。
土砂災害時	生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート造等の比較的堅固な構造物）の2階以上に避難することもある。このときは斜面の反対側の部屋に避難することが望ましい。

エ 避難路の選定方法

- ① 避難先へ避難する際には、他の土砂災害危険区域内や危険箇所の通過や他の浸水想定区域の通過を避ける。また、地形の状況から危険箇所以外でも土砂災害の可能性のあることを認識し避難路を設定する。
- ② 土砂災害の場合においては、やむを得ず土砂災害危険区域内を通過する避難路を設定するときは、土砂災害の危険が高まる前に通過できるよう、避難行動を開始する。
- ③ 河川を横断する（橋りょうの通行）する避難路を設定するときは、河川の氾濫の危険の高まる前（氾濫危険水位以前）に通過できるよう、避難行動を開始する。
- ④ 避難路に設定された道路の冠水時期を予め把握し、冠水が始まる前に避難行動を開始する。

(4) 避難に要する時間等

危険が切迫する以前の安全なうちに避難することができるよう避難情報の発令を行う必要がある。危険が高まった場合に、避難情報を発令したのでは避難行動が遅くなる。徒歩等による避難に要する標準時間は次のとおり示す。

避難等に要する時間（標準）		
発令情報の伝達	要配慮者避難	避難者
30分	90分	60分

降雨時により防災行政無線からの情報が聴取しがたいことも想定される。

広報車による広報の伝達も想定される。

地域により避難先の指定場所が異なることから、地域別に避難に要する時間のリストを作成する必要がある。

8 避難場所

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所

施設名	所在地 連絡先	構 造 (収容可能人数)	指 定 避 難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地 震	洪 水 ・ 浸 水 害	土 砂 災 害	
高野山学びの杜	高野山26-5 電話56-2116	鉄骨造2階 床面積800㎡(560㎡) (収容可能人数186人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
高野町民体育館	高野山26-2 電話56-2116	鉄骨造2階 床面積800㎡(560㎡) (収容可能人数186人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
旧高野町民体育館	高野山486 電話56-2076	鉄筋コンクリート造1階 床面積588㎡() (収容可能人数196人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
旧高野山小学校体育館	高野山376 電話56-2140	鉄骨造2階 床面積550㎡(385㎡) (収容可能人数128人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
元 白藤小学校体育館	細川471	鉄筋コンクリート造3階 床面積188㎡() (収容可能人数62人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆☆
元 西細川小学校体育館	細川198	鉄筋コンクリート造1階 床面積145㎡() (収容可能人数48人)	○	○	○	—	地震☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
花坂小学校体育館	花坂651 電話56-4034	鉄筋コンクリート造2階 床面積370㎡(260㎡) (収容可能人数86人)	○	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆☆
富貴小学校体育館	東富貴202 電話53-2120	鉄筋コンクリート造1階 床面積380㎡(266㎡) (収容可能人数88人)	○	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
元 筒香小学校体育館	中筒香235	鉄筋コンクリート造1階 床面積275㎡() (収容可能人数83人)	○	○	○	—	地震☆☆ 水害☆ 土砂☆
桜団地公園	高野山20-135	広場 (収容可能人数100人)	—	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆
高野山森林公園 駐車場	高野山45-10	広場 (収容可能人数100人)	—	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆
高野山森林公園 ちびっこ野球場	高野山45	広場 (収容可能人数200人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆

施設名	所在地 連絡先	構 造 (収容可能人数)	指 定 避 難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地 震	洪 水 ・ 浸 水 害	土 砂 災 害	
高野山森林公園 屋内多目的広場	高野山44-24	鉄骨造 (収容可能人数100人)	—	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
旧高野山小学校運動場	高野山376 電話56-2140	グラウンド 2,559 m ² (収容可能人数300人)	—	○	○	△	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆
旧高野山中学校運動場	高野山26-2 電話56-2116	グラウンド 11,658 m ² (収容可能人数300人)	—	○	○	△	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆
高野山大師教会 大講堂・研修道場	高野山347 電話56-2015	鉄筋コンクリート造2階 (収容可能人数300人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
高野山大学 松下講堂黎明館	高野山385 電話56-2921	鉄筋コンクリート造2階 (収容可能人数800人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
高野山大学 体育館・武道場・学生ホール	高野山385 電話56-2921	鉄筋コンクリート造 (収容可能人数200人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
高野山高校体育館	高野山212 電話56-2204	鉄筋コンクリート造 (収容可能人数300人)	—	○	○	△	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆
旧花坂小学校運動場	花坂651 電話56-4034	グラウンド 576 m ² (収容可能人数200人)	—	○	○	—	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆☆
富貴小学校運動場	東富貴202 電話53-2120	グラウンド 3,852 m ² (収容可能人数300人)	—	○	○	○	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
老人憩いの家	高野山17-59 電話56-4656	鉄筋コンクリート造2階 床面積 297.66 m ² (m ²) (収容可能人数30人)	—	—	○	○	地震☆ 水害☆☆☆ 土砂☆☆☆
高野山多目的集会所	高野山233	鉄骨造2階 床面積 353.45 m ² (m ²) (収容可能人数40人)	—	○	○	△	地震☆☆☆ 水害☆☆☆ 土砂☆
花坂多目的集会所	花坂651 電話56-3527 ぼうさいこうや53	木造2階 床面積 290.98 m ² (m ²) (収容可能人数30人)	—	○	○	△	地震☆☆☆ 水害☆☆ 土砂☆☆

施設名	所在地 連絡先	構 造 (収容可能人数)	指 定 避 難 所	指定緊急 避難場所			安全レベル
				地 震	洪 水 ・ 浸 水 害	土 砂 災 害	
湯川集会所	湯川406 電話56-1100 ぼうさいこうや43	木造1階 床面積 77.52 m ² (m ²) (収容可能人数 16 人)	—	○	○	—	地震 ☆☆ 水害 ☆☆ 土砂 ☆
神谷集会所	細川457 ぼうさいこうや48	木造 床面積 66.54 m ² (m ²) (収容可能人数 10 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆☆
西細川多目的集会所	細川852	鉄骨造2階 床面積 200.46 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	△	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆ 土砂 ☆
細川団地集会所	細川852	鉄骨造2階 床面積 200.46 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	△	△	地震 ☆☆☆ 水害 ☆ 土砂 ☆
東富貴多目的集会所	東富貴442-1 電話53-2408	鉄骨造2階 床面積 415.68 m ² (m ²) (収容可能人数 40 人)	—	○	○	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆ 土砂 ☆☆☆
筒香多目的集会所	上筒香46 電話53-2166 ぼうさいこうや50	鉄骨造2階 床面積 345.33 m ² (m ²) (収容可能人数 30 人)	—	○	△	○	地震 ☆☆☆ 水害 ☆ 土砂 ☆☆☆

(2) 福祉避難所

施設名	所在地 連絡先	構 造 (収容可能人数)	安全レベル
特別養護老人ホーム南山苑	高野山 4 4-2 2 電話 56-4990	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階 (収容可能人数 10 人)	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆ 土砂 ☆
高野町保健福祉センター	高野山 2 6-8 電話 56-2941	鉄筋コンクリート造2階 床面積 855 m ² (210 m ²) (収容可能人数 100 人)	地震 ☆☆☆ 水害 ☆☆ 土砂 ☆
富貴高齢者生活福祉センター	東富貴 4 4 2-1 電話 53-2200	鉄骨造1階 床面積 1,525 m ² (200 m ²) (収容可能人数 60 人)	地震 ☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆
富貴児童館	西富貴 4 5 電話 53-2301	鉄骨造2階建 床面積 m ² (30 m ²) (収容可能人数 30 人)	地震 ☆ 水害 ☆☆☆ 土砂 ☆☆

8 物資の調達・供給

8-1 災害用物資の備蓄状況

令和7年4月1日現在

品目		形状			保存期間
飲料水	倉庫	500m l (12年保存)	50箱	(1200本)	2028年8月
		500m l (12年保存)	50箱	(1200本)	2029年9月
		500m l (12年保存)	50箱	(1200本)	2030年9月
		500m l (12年保存)	50箱	(1200本)	2031年8月
		500m l (12年保存)	58箱	(1400本)	2032年8月
		500m l (12年保存)	50箱	(1200本)	2033年8月
	支所	500m l (12年保存)	54箱	(1300本)	2029年9月
	避難所	500m l (12年保存)	89箱	(2140本)	2029年9月
500m l (12年保存)		19箱	(465本)	2030年9月	
非常食 (アルファーマイ)	倉庫	五目ごはん(レトル)	19箱	(950食)	2026年2月
		五目ごはん10箱(500食) たけのこご飯10箱(500食)			2027年3月
		西尾カレーライス25箱(750食)マイルドカレー8箱(240食)			2028年3月
		サタケマジックライス「青菜ご飯」20箱1000食			2031年3月
		サタケマジックライス「梅じゃこご飯」25箱(1250食)「白がゆ」2箱(100食)			2032年3月

品目		形状	保存期間
寝具	倉庫	毛布(アクリル) 8箱 (50枚) (不織布) 158箱 (1580枚)	
	支所	毛布(アクリル) 17箱 (100枚)	
	避難所	毛布(アクリル) 22箱 (130枚) (フリース) 10箱 (100枚)	
シート	倉庫	ブルーシート 5.4m × 7.2m (15枚) ブルーシート 5.4m × 3.6m (76枚) ブルーシート 1.8m × 100m (5本)	
		レスキューシート (390枚)	
	支所	レスキューシート (100枚)	
	避難所	レスキューシート (210枚)	
間仕切り	倉庫	ひなんルーム 2人用 40個	
	支所	ひなんルーム 2人用 60個	
	避難所	ひなんルーム 2人用 20個	
段ボール	倉庫	1畳サイズ 22枚	
簡易トイレ	倉庫	スケットイレ便座 (3台) スケットイレ蓄便袋 1箱×25回 (300箱) インスタントトイレ便座 (65個) インスタントトイレ蓄便袋 1セット4回分 (9200セット)	
発電機	本庁	9900 VA(新ダィ) 1台 900 VA(ホンダ) 投光器用 1台 900 VA(ヤマハ) ハルーン投光器用 1台 900 VA(ホンダ) 無線機用 2台 2400 VA(ホンダ) 1台	
	支所	VA(新ダィ EG1500) 水道用 1台 VA(新ダィ EY35) 庁舎用 1台 2400 VA(ホンダ) 2台	
	倉庫	400 VA(スバル) 4台	
	避難所	2400 VA(ホンダ) 1台 2400 VA(スバル) 13台 900 VA(ホンダ) 無線機用 1台 900 VA(ホンダ エネコ) 無線機用 ガス 13台 900 VA(ホンダ) ハルーン投光器用 1台	

品目		形状	保存期間
投光器	本庁	メタンハイドレード(バルーン型)	1台
		LED 30W	5台
		充電式LED投光器(ミライラボ)	3台
	支所 児童館	ハロゲン 500W	2台
LED 10W		6台	
LEDバルーン型 300W		1台	
LED(ナユタ Qlight) 20~60W		1台	
充電式LED投光器(ミライラボ)		2台	
倉庫	ハロゲン 500W	2台	
	LED(ナユタ Qlight) 20~60W	2台	
	LED 10W	15台	
避難所	ハロゲン 500W	2台	
	LED 10W	33台	
止水板	倉庫	平面	30枚
		内湾曲板	2枚
		外湾曲板	2枚
		サイドガード	2枚

品目		形状	保存期間
懐中電灯	本庁	LED ライト (ミライラボ) 20 台	
	支所	LED ライト (ミライラボ) 10 台	
電源 (バッテリー)	本庁	リチウムイオン蓄電池 (ナユタ) 500W 4 台 LED ライト ソーラーパネル (NeoN2399) 1 台 POWER PVS-200B 3 台 リチウムイオン蓄電池 (シンス) 1500VA 2 台 リチウムイオン蓄電池 (シンス) 3000VA 1 台 リチウムイオン蓄電池 (シンス) 462VA 7 台	
	支所	リチウムイオン蓄電池 (ナユタ) 500W 1 台 リチウムイオン蓄電池 (ナユタ) 1000W 1 台 リチウムイオン蓄電池 (シンス) 462VA 3 台 POWER PVS-200B 1 台	
電源用コード	倉庫	防雨型コードリール 20M 16 個	
	避難所	防雨型コードリール 20M 22 個	
燃料用携行缶	倉庫	ガソリン携行缶 20 ℓ 20 個	
		除雪機用携行缶 3 ℓ 28 個	
暖房器具	倉庫	石油ストーブ (コロナ対流型) 4 個	
	支所	石油ストーブ (コロナ対流型) 6 個	
	避難所	石油ストーブ (コロナ対流型) 22 個	
担架	倉庫	4 台	
	避難所	3 台	
応急給水	倉庫	応急給水袋 1,200 袋 ポリタンク 20 ℓ 30 個	
	支所	ポリタンク 20 ℓ 20 個 給水用ローリー 500 ℓ 1 個	
簡易ベット	本庁	折りたたみ簡易ベット 26 個 キャンピング銀マット 20 枚	
	支所	折りたたみ簡易ベット 5 個	
トイレットペーパー	倉庫	1 パック 12 ロール 40 袋 ポケットティッシュ (啓発用) 480 個	
マスク	倉庫	防塵マスク (アスベスト対策) 200 個 サージカルマスク 60,450 個 使い捨て防塵マスク HL350 20 袋 200 個	

食事用品	倉庫	寸胴鍋 食器（使い捨て） 割りばし	3 個 2000 個 2000 個	
携帯電話	本庁	衛星携帯電話（ワイドスターⅡ） （ソフトバンク）	1 台 2 台	
	支所	衛星携帯電話（ワイドスターⅡ）	1 台	
除雪機	倉庫	オーレックス SGW802	20 台	
	支所	オーレックス SGW802	10 台	
おむつ （大人用）	倉庫	パンツ型（S/M/L/LL）	80 袋	
		テープ止め型（S/M/L/LL）	80 袋	
		パンツ型（M）	256 袋	
おむつ （乳幼児用）	倉庫	パンツ型（S/M/L）	120 袋	
		テープ止め型（S/M/L）	120 袋	
防護手袋 （使い捨て）	倉庫	塩ビ 極薄（S） 5 箱	500 枚	
		塩ビ 極薄（M） 5 箱	500 枚	
		ニトリル（S） 5 箱	500 枚	
		ニトリル（M） 1 箱	100 枚	
		ニトリル（L） 1 箱	100 枚	
	支所	ニトリル（L） 1 箱	100 枚	
アルコール 消毒液	倉庫	一斗缶	2 缶	
		一斗缶（希釈用 95%）	4 缶	
		1ℓスプレー	51 個	
		5ℓ容器	4 個	
ウォータータンク	倉庫	20ℓロック付（WASH-N）	6 個	
消毒用噴霧器 （手動）	倉庫	ミスターオート H6-401E	5 台	
消毒用噴霧器 （自動）	倉庫	Fogmaster Micro-Jet ULV7401	1 台	

〈資料〉 8-1 災害用物資の備蓄状況

品目		形状	保存期間
フェイスシールド	倉庫	コロナ対策用	100 個
		イマジョー寄贈品	200 個
	支所	コロナ対策用	60 個
レディースセット	倉庫	生理用品等	360 個
防護キャップ	倉庫	ギャザーキャップ（白） 1 箱	100 枚
	支所	ギャザーキャップ（青） 1 箱	100 枚
救助工具 格納庫	倉庫	AKAO 救助工具	1 台
	支所	AKAO 救助工具	1 台
スポットクーラー	避難所	大 (KSM250D)	4 台
		小 (YMS-183)	3 台
	支所	大 (KSM250D)	2 台
		小 (YMS-183)	3 台
ソーラー照明	避難所		7 台
パーティション	倉庫	7 枚結束（一人分）	2,695 個
	支所	7 枚結束（一人分）	105 個
	避難所	7 枚結束（一人分）	2,604 個

8-2 高野町大規模災害時における救援物資の取扱マニュアル

はじめに

個人、団体等から提供される救援物資は、公的備蓄では対応できない多種多様なニーズに応えられる反面、被災地で必要とされない物資が大量に送られたり、その選別に多大な労力がかかったりといった多くの課題が指摘されている。

新潟県中越地震では、災害発生から3週間で46,500件、10tトラックで約450台分もの救援物資が寄せられ、物資の集積場は瞬く間に満杯になった。全国から送られてくる大量の物資を200名を越えるボランティアの手を借りながら分類し、整理した。

以上の例から被災地では、救援物資の対応に多くの人員を要し、災害の応急対応など、本来成すべきことがたくさんある職員の労力を奪ってしまう。

このことから、大規模災害時における救援物資の取り扱いマニュアルを作成した次第である。

受ける側

1 個人からの救援物資については、「災害発生直後は、原則として受け取らない」

救援物資は、被災者に対する思いやりや善意の表れであり、送っていただいた方の気持ちを考えると本当にありがたいものである。

しかし、大規模な災害発生直後には、

- ① 何が
- ② どのくらい
- ③ いつまでに

送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を

- ④ 必要としている被災者に
- ⑤ 必要としているものを
- ⑥ 必要としている時期に

分類・区分けして配付することは、現状においては事実上不可能であることから、申し出を辞退する。また、被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

2 応援協定を結ぶ自治体・団体・企業からの物資調達を基本にする

発生直後に被災者に物資の不足が生じた場合には、より迅速で見通しをもった供給体制が求められることから、県や応援協定を結ぶ自治体・団体・企業からの物資調達を基本とする。

基本的な物資の大半は、災害救助法によって国と都道府県の資金で解決できる。

3 無料「ゆうパック」の申請をしない

発生直後は、無料配達地域の指定は受けない。

4 大口の申し出については、提供物資や提供者などを記録する

企業や団体などからの大口の申し出については、提供物資や提供者などを記録し、必要に応じてさらなる提供を依頼する。一方的な物資の送り出しは控えるように依頼する。

別記様式第1 提供物資品等記録簿

別記様式第2 義援金記録簿

5 可能な限り避難所へ直接配送を依頼し、物資だけでなく、車両や人員も要請する

大口の申し出を受ける場合、被災市町村では、配送車両や積み下ろし人員、仕分け人員、配送人員が不足することが予測されるため、可能な限り避難所に直接配送して頂く。また、可能であれば車両の提供や人員の要請も依頼する。

6 受け入れ体制の広報

ホームページや広報を通じ、救援物資対応や現状の対応等を十分に説明する。また、報道機関に対しても、十分に説明し、適切な報道を依頼する。

別記様式第3 報道機関一覧表

送る側

1 「救援物資」は原則として送らない

① なぜなら、被災地は修羅場と化している。

それが知人や親類縁者など、「顔の見える」関係の中でのことなら何ら問題はないが、不特定多数の者が不特定多数の被災者に救援物資を送っても、修羅場と化した現場（役場）では受けきれず、結局は必要なところに届かない、届けられない。

② なぜなら、被災地は一時かつ大量の物資を受け取れない。

「困った方にどうぞ」と大量の救援物資が、昼夜を問わず、中身もわからないまま届けられたら、それが善意だとわかっていても現地では、貴重な人材が物資の仕分けに取られてしまう。

③ なぜなら、送る側は被災地の状況を理解できない。

「顔の见えない」関係では、被災者のニーズが具体的に把握できないため、「誰かが必要だろう」という理由で、ほとんどゴミに近いようなものまで送られてくる。

2 被災地では、「救援物資」より「お金」が必要

被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害援護資金、義援金、各種免除等、様々なお金にまつわる支援のしくみがある。中でも、個人が受け取れるお金として、「義援金」は大変重要な意味を持つ。

又、被災者支援を行っているボランティア団体やNPO等に支援金を送ることも選択技のひとつである。

別記様式第4 義援金配分の流れ

「救援物資」の予定集積場

町指定避難施設を除いた施設とし、大型トラックの進入可能な施設とする。

1 高野山内

高野町役場庁舎・鶯谷会館

町民体育館車庫・高野山会館（2 tトラックに積載替すれば）

2 富貴地区

富貴トレーニングセンター

緊急物資調達の体制・方法

地震災害等が発生すると、道路の寸断やライフラインの機能不全により、被災地域の物流が停止することから、生活関連物資の不足が懸念されたため、被災地域外からの緊急物資調達の調整を適切に行わなければならない。

別記様式第5 緊急物資調達の調全体制

緊急物資の仕分け、配付

積み下ろし人員、仕分け人員、配送人員が不足することから次の各団体等に依頼する。

- ① 高野町消防団
- ② 高野山大学ボランティア
- ③ 青年団

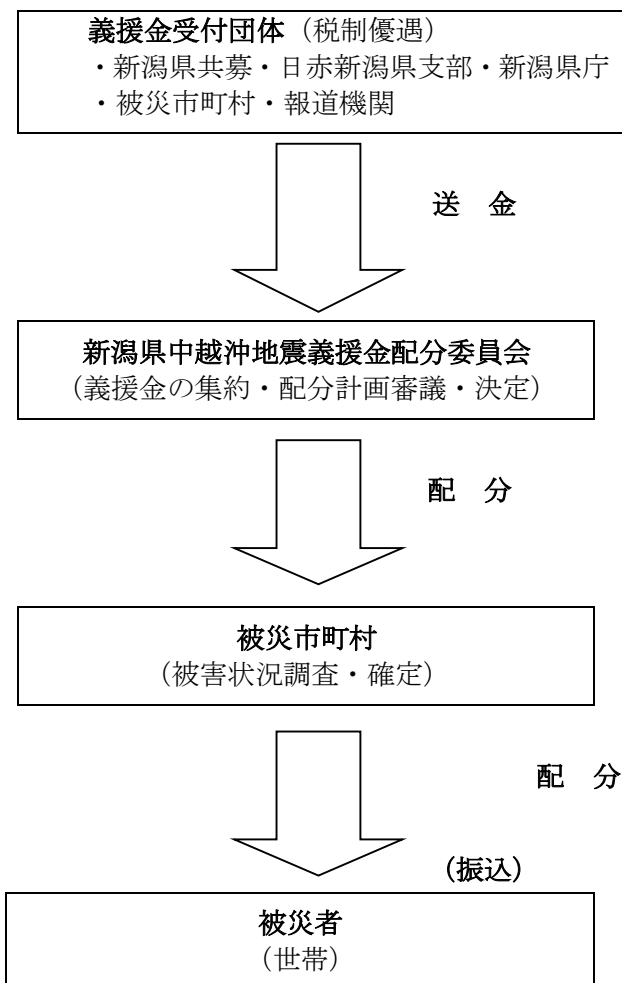
別記様式第3

報道機関一覧表

報道機関名	電話・FAX	
朝日新聞社 橋本支局	TEL	0736-32-0353
	FAX	0736-32-7665
産経新聞社 橋本通信部	TEL	0736-32-0660
	FAX	0736-32-0660
毎日新聞社 橋本通信部	TEL	0736-32-0063
	FAX	0736-32-6019
読売新聞社 橋本通信部	TEL	0736-33-5044
	FAX	0736-33-5045
共同通信社 橋本通信部	TEL	0736-32-1581
	FAX	0736-32-1581
NHK和歌山放送局 放送部	TEL	073-424-8121
	FAX	073-424-8149

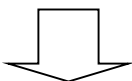
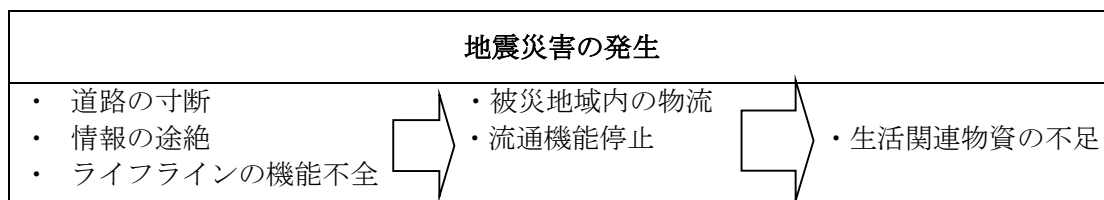
別記様式第 4

義援金配分の流れ（新潟県中越沖地震）



別記様式第5

緊急物資調達の調整合体制



小

大

自助・共助	公 助		
【住民・事業所等】	【地方公共団体】		【国】
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の備えは、自ら確保することが前提 	<p style="text-align: center;"><高野町></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 備蓄・調達体制の整備 ◆ J Aわかやま紀北地域本部から物資調達 ◆ 総本山金剛峯寺に災害備蓄物資の提供要請 ◆ 長野県高森町に物資調達の要請 ◆ 住民に緊急物資を供給 	<p style="text-align: center;"><県></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 管内全体の備蓄・調達体制の方針決定、体制構築 ◆ 県所有の災害備蓄品の提供 ◆ 被災地は、混乱しているため、県は、仲介方式を取り、物資を送りたい個人や企業は、県に申し出る。 	<p style="text-align: center;"><物資関係省庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係業界等の協力による物資調達

9 医療救護

9-1 和歌山県災害拠点病院

区分	医療圏	医療機関名	住 所	標榜診療科目	電話番号等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三 井寺811-1	内・精・神内・小・外・整 外・脳外・泌尿・産婦・眼・ 耳鼻・歯腔・放射・麻・皮・ リハ	(TEL) 073-447-2300 (FAX) 073-441-0515 衛星(緊) 090-8654-2703
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センタ ー	和歌山市小松 原通四丁目20	内・精・神内・循・小・外・ 整外・泌尿・産婦・眼・耳 鼻・歯腔・放射・麻・呼・ 呼外・心血外・形成外・消・ 脳外・皮・リハ	(TEL) 073-422-4171 (FAX) 073-426-1168 衛星(緊) 090-7355-2418 090-8829-1228
地域	橋 本	橋本市民病院	橋本市小峰台 2丁目8-1	内・心内・呼・循・小・外・ 整・脳・呼外・心・皮・泌・ 産婦・眼・耳・歯外・放・ 麻・リハ・乳外・病理	(TEL) 0736-37-1200 (FAX) 0736-37-1880 衛星(緊) 090-7764-9984

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。

9-2 医師会

医師会名	住 所	電話番号等
一般社団法人 和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館5F	(TEL) 073-424-5101 (FAX) 073-436-0530 衛星(緊) 090-8571-4709
一般社団法人 伊都医師会	橋本市東家1丁目3-1 橋本市保健福祉センター1F	(TEL) 0736-33-1923 (FAX) 0736-33-1924

9-3 和歌山県災害支援病院（橋本保健所管内）

地区	医療機関	住 所	電話番号等	病床数
橋本	和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	(TEL) 0736-22-0066 (FAX) 0736-22-2579 衛星(緊) 080-8527-6057	212
	医療法人南労会 紀和病院	橋本市岸上18-1	(TEL) 0736-33-5000 (FAX) 0736-36-2614 衛星(緊) 080-8305-6444	126

9-4 和歌山県救急告示医療機関（橋本保健所管内）

地区	医療機関	住 所	電話番号等	病床数
橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台2丁目8-1	(TEL) 0736-37-1200	300
	医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家6丁目7-26	(FAX) 0736-32-8899	92

地区	医療機関	住所	電話番号	病床数
橋本	高野町立高野山総合診療所	伊都郡高野町高野山631	0736-56-2911	2

9-5 和歌山県ドクターヘリ運行要領

1 目的

この要領は、和歌山県全域並びに大阪府、奈良県、三重県及び徳島県の一部を含む1府4県における公立大学法人和歌山県立医科大学が行うドクターヘリ事業（救命率の向上及び後遺障害の軽減を図ることを目的として、厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要項に規定するドクターヘリ導入促進事業）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 ドクターヘリ運行調整委員会

ドクターヘリ運行調整委員会は、ドクターヘリ事業の所期の目的を達成するために必要な事項を検討及び協議するとともに、ドクターヘリの運航に関し、関係する機関等の理解と協力を得るよう調整を行うものとする。

3 現場救急に伴う地域の連携・協力体制づくり

基地病院、消防機関、地域の医療機関、市町村関連担当部署、警察、学校その他ドクターヘリ運航に関係する機関は、患者の救命救急を最優先し、互助互恵の精神からドクターヘリが安全でかつ円滑に運航できるよう、相互に協力するよう努めるものとする。

4 ドクターヘリ、基地病院、運航基地及び搭乗人員

(1) ドクターヘリ

ドクターヘリとは、ドクターヘリ事業に使用する病院常駐型専用ヘリコプターをいう。

(2) 基地病院

救命救急センターであるとともに、ドクターヘリの出動基地となる和歌山県立医科大学附属病院をいう。

所在地：和歌山県和歌山市紀三井寺8 1 1番地1

開設者：公立大学法人 和歌山県立医科大学

(3) 運航基地

和歌山県立医科大学附属病院屋上ヘリポート

(4) 搭乗人員

ア 操縦スタッフ 操縦士（機長）1名及び整備士又は操縦士1名の計2名

イ 医療スタッフ 基地病院の医師1名及び看護師又は医師1名の計2名

ウ 搬送可能患者数 原則1名（最大2名まで）

エ 家族等の添乗 家族等の添乗については、搭乗医師の判断により状況によっては1名まで添乗させることができる。

5 運航

(1) 運航時間

原則として、1月から4月まで及び9月から12月までの期間は午前8時から午後5時までとし、5月から8月までの期間は午前8時から午後6時までとする。

なお、月単位のドクターヘリ出動要請最終時刻表は別紙1とする。

(2) 要請から出動までの時間

ドクターヘリの出動にあたっては、要請を受けてから速やかに基地を離陸することに努める。

(3) 出動対象地域

原則として、和歌山県全域及び基地病院から半径100キロメートル圏内に位置する大阪府、奈良県、三重県並びに徳島県の一部地域とする。ただし、災害発生時等緊急の場合は、当該地域外へも出動することができるものとする。

なお、運航圏域図は別紙2のとおりとする。

(4) 気象条件

気象条件等による飛行に関する判断は、ドクターヘリの機長が行う。

なお、出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更することができる。

この場合において、基地病院は、速やかに要請者に連絡するとともに、患者を搬送中の場合にあつては、必要な対応を行うものとする。

6 救急現場への運航

(1) 要請

ア 要請者

救急現場への出動要請は、別表1に定める消防機関及び消防非常備の町村（以下「消防機関等」という。）が行う。ただし、警察も行うことができることとし、警察は、速やかに消防機関等にその旨連絡する。

イ 要請判定基準

消防機関等及び警察が119番通報時又は救急現場において、医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できるものとし、出動要請の判定基準は、原則として、別表2によるものとする。ただし、大阪府内及び徳島県内の消防機関等及び警察がドクターヘリの出動を要請できるのは、自府県が所有するドクターヘリ（ドクターヘリ的利用を行う防災ヘリを含む。）が出動している場合、または何らかの事情により出動できない場合に限る。

ウ 要請の連絡方法

要請者は、基地病院のドクターヘリ運航指令センターの「ホットライン」（電話番号：073-441-1889）へ、患者の容体、ドクターヘリの離発着場所等を連絡するものとする。

エ 要請の取消

消防機関等が救急現場へ到着後に患者の詳細な状況が判明し、医師の現場派遣を必要としないと判断された場合には、要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出動

ア 患者の状況確認

基地病院は、要請者に患者の重症度や現地の気象状況等を確認後、早期治療が必要と判断した場合に、ドクターヘリを出動させるものとする。

イ ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

(ア) 離着陸場所の決定及び連絡

消防機関等は、その時に最も適している離着陸場所を選定して、必要事項をドクターヘリ運航指令センターへ連絡するものとする。また、学校、公園等管理者に到着予定時刻を連絡

し、協力を得るものとする。

(イ) 安全確保

離着陸場所の安全確保は、要請した消防機関等が学校、公園等管理者の協力を得て行うものとする。また、離着陸に際しては、砂ぼこりの飛散等に十分配慮するものとする。

(ウ) 機長の判断による離着陸

救急現場等の離着陸場所の安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できるものとする。

(3) 患者の病院搬送

ア 基地病院への搬送

救急現場から患者を搬送する病院は、原則として基地病院とする。

イ 基地病院以外への搬送

(ア) 決定の方法

ドクターヘリの搭乗医師が、患者の容体及び患者又は家族の希望等を考慮の上、基地病院以外の病院に搬送することもできる。この場合にあつては、救急救命の効果が適切に発揮されるよう、搬送する病院は次に掲げるいずれかの条件を満たす病院とする。

a 病院敷地内等にヘリポートが確保されている病院

b 上記以外の病院にあつては、離着陸場所から病院への搬送方法が消防機関等と調整が取れているなど安全かつ迅速に救急搬送できる病院

なお、安全確保は、原則として、搬送先病院が行うものとし、必要に応じて地元消防機関等や学校、公園等管理者の協力を得るものとする。

(イ) 搬送先病院への連絡等

基地病院又はドクターヘリ搭乗医師は、搬送先病院に対して、患者の受入及びヘリポートの安全措置等の受入体制の確保について、連絡要請する。また、搬送先病院の地元消防機関の協力が必要と判断される場合は、要請消防機関等の協力により、連絡するものとする。

7 病院間搬送の場合の運航

(1) 要請

ア 要請者

病院の医師が要請することができる。

イ 要請判定基準

アの医師が、より高度な緊急の治療が必要であると判断した場合、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。ただし、大阪府内及び徳島県内の医師がドクターヘリの出動を要請できるのは、自府県が所有するドクターヘリ（ドクターヘリ的利用を行う防災ヘリを含む。）が出動している場合、または何らかの事情により出動できない場合に限る。

ウ 要請の連絡方法

第6項第1号ウの規定を準用する。

なお、場内ヘリポートを持たない病院は、消防機関等へドクターヘリ運航指令センターと受入調整を行うよう依頼する。

エ 要請の取消

要請者は、患者の病態により、搬送が困難と判断された場合には、要請を取り消すことができるものとする。

(2) 出動

ア 患者の状況確認

基地病院は、要請者に対して患者の状況を確認し、病院間搬送が適切と必要と判断した場合に、ドクターヘリを出動させるものとする。

イ ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

(ア) 離着陸場所の決定及び連絡

a ヘリポートを病院敷地内等に所有している病院は、必要事項をドクターヘリ運航指令センターへ連絡するものとする。

b 上記以外の病院にあつては、消防機関等や学校、公園等管理者に協力を得て、その時に最も適している離着陸場所を選定して、必要事項をドクターヘリ運航指令センターへ連絡するものとする。

(イ) 安全確保

離着陸場所の安全確保は、要請した病院が必要とする機関（消防機関等、学校、公園等管理者）の協力を得て行うものとする。

(3) 患者の病院搬送

病院間搬送における患者を搬送する病院は、原則として基地病院とする。

(4) 高次病院への搬送

特殊疾患等により、高次な専門病院での治療が必要な患者については、基地病院の判断により高次な専門病院へ搬送することができるものとする。この場合における患者搬送については、第6項第3号イの規定を準用する。

8 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練若しくは離着陸場所の確認又は運航に必要な資料収集等に努めるものとする。

なお、市町村関連担当部署及び消防機関等並びに病院は、基地病院からこれらについて協力を求められた場合には、これらに協力するものとする。

9 ドクターヘリと防災ヘリの協力体制

ドクターヘリと防災ヘリは、相互に協力しあい、応援体制を構築するものとする。一方が出動中に新たな要請が入った場合は、消防機関等で改めて他方のヘリコプターを要請するものとする。

10 ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題は、基地病院が対処するものとする。この場合においてドクターヘリ事業の運航受託者は、基地病院の指示に従い、問題の解決に向け責任をもって対応しなければならない。

11 大阪府、奈良県、三重県及び徳島県の運航

大阪府、奈良県、三重県及び徳島県は、ドクターヘリの運航について、本要領の規定の範囲内でその取扱いを別途定めるものとする。

12 災害時の運用

(1) 和歌山県内での災害の場合

災害等の発生又はその恐れがあることに伴い、地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合等におけるドクターヘリの運用は次のとおりとする。

ア 通報・通達

地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合、又は災害対策本部が設置されていない場合においても災害発生が認められる場合は、和歌山県から基地病院へドクターヘリの災害現場への派遣について通達、打診を行う。

イ 災害現場への派遣・出動

(ア) 和歌山県は、被災地の市町村または消防機関から派遣要請があった場合、その内容を基地病院と迅速に検討の上、運航を決定する。また、基地病院に被災地（消防機関、医療機関など）から運行要請があった場合には、被災地消防本部と緊密な連携のもと、ドクターヘリを運行する。

(イ) 被災地からの要請がない場合でも、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院院長または救急・集中治療部長が判断した場合は、和歌山県へ報告を行い被災地消防本部と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動、運航する。

(ウ) 災害派遣・出動は派遣人員等を基地病院で判断し、和歌山県へその旨を報告する。

(2) 他都道府県での災害の場合

ア 他都道府県で災害が発生し、和歌山県又は基地病院にドクターヘリの出動要請があった場合には、和歌山県及び基地病院で内容を検討しドクターヘリ運航の可否を決定する。

イ 被災地からの要請がない場合でも、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院院長または救急・集中治療部長が判断した場合は、和歌山県へ報告を行い被災地消防本部と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動、運航する。

ウ 災害派遣・出動は派遣人員等を基地病院で判断し、和歌山県へその旨を報告する。

エ 和歌山県は運航することを決定したときは、速やかに関係機関に通知し緊密な連携を図る。

オ 和歌山県及び基地病院は、被災地都道府県災害対策本部と緊密に連携し、ドクターヘリの安全運航及び効果発現に努める。

(3) 災害対応中の救急出動要請

通常の運航要領に準じた対応を行う。

1.3 その他

(1) 常備積載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに救急蘇生に必要な薬品等を収納したドクターバッグ、ストレッチャー、バックボード、人口呼吸器、除細動器、ハートモニター、自動血圧計及び酸素飽和度計を常備積載する。

(2) 費用負担

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者に対しての特別な負担を課さない。ただし、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき、患者又は家族に請求するものとする。

10 関係機関

10-1 関係機関の連絡先

高野町

名 称	所在地	TEL	FAX
高野町役場	高野町高野山 636	0736-56-3000	0736-56-4745
総務課防災危機対策室	〃	0736-56-9911 (防) 233-400	0736-56-2990 (防) 233-499
富貴支所	高野町西富貴 45	0736-53-2301	0736-53-2724
観光振興課 高野山観光情報センター	高野町高野山 357	0736-56-2780	0736-56-2770
生活環境課	高野町高野山 19-2	0736-56-3760	0736-56-5043
教育委員会	高野町高野山 26-5	0736-56-3050	0736-56-4831
中央公民館	〃	0736-56-2076	0736-56-4831
高野町観光協会	高野町高野山 350	0736-56-2468	0736-56-2481
高野消防署	高野町高野山 600	0736-56-3820 (防) 238-400	0736-56-3821 (防) 238-499
防災ヘリポート	高野町高野山字内子谷川 13-4	0736-56-2579	—
富貴防災ヘリポート	高野町西富貴 378-1-2 (支所)	0736-53-2301	—
高野山総合診療所	高野町高野山 631	0736-56-2911	0736-56-2912
富貴診療所	高野町西富貴 46	0736-53-2013	0736-53-2019
高野町社会福祉協議会 保健福祉センター	高野町高野山 26-8	0736-56-2941	0736-56-5273
高齢者生活福祉センター	高野町東富貴 442-1	0736-53-2200	0736-53-2100

和歌山県機関

名 称	所在地	TEL	FAX
和歌山県庁	和歌山市小松原通 1-1	073-432-4111	—
危機管理部危機管理局 災害対策課	〃	073-441-2262 (防) 300-403	073-422-7652 (防) 300-499~6
県防災センター宿直室	〃	073-441-3300 (防) 300-401	073-431-5776
防災企画課 企画班 情報班	〃	073-441-2264 073-441-2284 (防) 300-404	073-422-7652 (防) 300-499~6
危機管理消防課 政策計画班 消防保安班	〃	073-441-2273 073-441-2259 (防) 300-405	073-422-7652 (防) 300-499~6
県土整備部河川下水道局 砂防課 計画管理班	〃	073-441-3171 (防) 300-411	073-441-3173 (防) 300-493
防災航空センター	西牟婁郡白浜町 3031-56	0739-45-8211 (防) 364-400	0739-45-8213 (防) 364-499
伊都振興局	橋本市市脇 4-5-8	0736-33-1700	—
地域づくり部 地域づくり課	〃	0736-33-5472 (防) 330-400	0736-33-4914 (防) 330-499

(防) : 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要 (有線回線利用時は【7】は不要)

県内の利用時は [030] は不要

名 称	所在地	TEL	FAX
健康福祉部 橋本保健所	橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-3210 (防) 331-400	0736-42-5466 (防) 331-499
建設部 総務調整課	橋本市市協 4-5-8	0736-33-4920 (防) 330-402	0736-33-4928 (防) 330-497
紀北教育支援事務所	橋本市市協 4-5-8	0736-33-5468	0736-33-5470

指定地方行政機関

名 称	所在地	TEL	FAX
近畿総合通信局 無線通信部陸上第二課	大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6942-8554	06-6942-9014
近畿農政局 (和歌山拠点)	和歌山市二番丁 2 和歌山地方合同庁舎 5F	073-436-3831	073-436-0914
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市砂山南 3-1-15	073-424-2471	073-436-3658
大阪管区气象台 和歌山地方气象台 防災業務課	和歌山市男芝丁 4	073-422-5348 073-422-1328 (防) 391-400	073-422-5821 (夜間) (防) 391-499
和歌山森林管理署	田辺市新庄町 2345-1	0739-22-1460	0739-25-5433
高野森林事務所	伊都郡九度山町入郷 5	0736-54-2901	0736-54-3648

自衛隊

名 称	所在地	TEL	FAX
陸上自衛隊 信太山駐屯地 第 37 普通科連隊第 3 科	大阪府和泉市伯太町官有地	0725-41-0090 (防) 392-400	(兼) (防) 392-499
自衛隊和歌山地方協力本部	和歌山市築港 1-14-6	073-422-5116	073-422-5118

警 察

名 称	所在地	TEL	FAX
橋本警察署	橋本市市協 4-2-2	0736-33-0110	0736-33-2340
高野幹部交番	高野町高野山 638	0736-56-2436	(兼)
富貴警察官駐在所	高野町東富貴 438-1	0736-53-2012 080-2548-5956	(兼) 衛星(緊)

消 防

名 称	所在地	TEL	FAX
橋本・伊都地域 消防指令センター	橋本市東家 6-2-1 (橋本市消防本部内)	0736-34-0119 (防) 237-500	0736-33-0630
高野町消防本部	高野町高野山 600	0736-56-0119 (防) 238-400	0736-56-3821 (防) 238-499
橋本市消防本部	橋本市東家 6-2-1	0736-33-0119 (防) 237-502	0736-33-0630 (防) 237-599
伊都消防組合消防本部	かつらぎ町妙寺 126-12	0736-22-0119 (防) 239-401	0736-22-1215 (防) 239-499

(防) : 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要(有線回線利用時は【7】は不要)

県内の利用時は[030]は不要

市町村

名称	所在地	TEL	FAX
(隣接)			
橋本市役所 危機管理室	橋本市東家 1-1-1	0736-33-1111 (防) 230-400	0736-33-1665 (防) 230-499
かつらぎ町役場 危機管理課	伊都郡かつらぎ町丁の町 2160	0736-22-0300 (防) 231-400	0736-22-7821 (防) 231-499
九度山町役場 地域防災課	伊都郡九度山町九度山 1190	0736-54-2019 (防) 232-400	0736-54-2022 (防) 232-499

(防) : 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要 (有線回線利用時は【7】は不要)

県内の利用時は [030] は不要

(県外隣接)			
野迫川村役場 総務課	奈良県吉野郡野迫川村北股 84	0747-37-2101 (防)029-447-7	0747-37-2107 (防)029-447-11

(防) : 防災電話機 【6】 - [029] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合、奈良県は【6】が必要 (有線回線利用時は【6】は不要)

(協定)			
高森町役場 総務課	長野県下伊那郡高森町下市田 2183-1	0265-35-3111 080-1031-0971 (防)020-451-79	0265-35-8294 衛星(緊) (防)020-451-76

(防) : 防災電話機 【1】 - [020] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合、長野県は【1】が必要 (有線回線利用時は【1】は不要)

指定公共機関

名称	所在地	TEL	FAX
西日本旅客鉄道(株)橋本鉄道部	橋本市古佐田 1-4-51	0570-00-2486 フリーダイヤル	
西日本電信電話(株)和歌山支店	和歌山市一番丁 5	073-421-9180 (防) 398-400	073-433-2391 (防) 398-499
南海りんかんバス 橋本営業所	橋本市市脇 5-1-24	0736-33-0056	(緊)
日本赤十字社和歌山県支部	和歌山市吹上 2-1-22	073-422-7141 (防) 396-401	073-422-7148 (防) 396-499
日本放送協会和歌山放送局	和歌山市吹上 2-3-47	073-424-8111	073-428-0785
日本通運(株)和歌山支店	和歌山市西浜 796-1	073-431-3101	073-428-2669
関西電力送配電(株) 和歌山支社 総務部 橋本地域担当	和歌山市岡山丁 40	073-422-4150 (防) 397-400 080-1467-8296	073-427-4309 (防) 397-499 (緊)
日本郵便事業(株) 橋本郵便局	橋本市市脇 5-4-22	0736-33-0056 080-1467-8145	(緊)
高野山郵便局	高野町高野山 770	0736-56-2595	0736-56-4790
富貴郵便局	高野町西富貴 156-2	0736-53-2050	0736-53-2716

(防) : 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要 (有線回線利用時は【7】は不要)

県内の利用時は [030] は不要

指定地方公共機関

名 称	所在地	TEL	FAX
南海電気鉄道(株)	大阪市浪速区敷津東二丁目1-14	06-4950-8899	06-6644-7163
高野山駅	高野町高野山国有林第九林班ノは	050-3090-2608	—
南海りんかんバス(株)	橋本市市脇 5-1-24	0736-33-0056	0736-32-5565
高野山営業所	高野町高野山国有林第八林班 105-1	0736-56-2250	0736-56-9480
有田鉄道(株)	有田郡有田川町徳田 178	0737-52-3034	0737-52-5206
有鉄観光タクシー	高野町高野山 802	0736-56-2634	0736-56-2635
高野山タクシー	高野町高野山 17-48	0736-56-2628	0736-56-5318
(社)和歌山県トラック協会	和歌山市湊 1414	073-422-6771	073-422-6121
(社)和歌山県バス協会	和歌山市湊 1109	073-422-8090	073-433-4049
朝日放送	和歌山市吹上 1-5-4 山本文則 方	073-422-8209	06-6458-1241
関西テレビ放送	和歌山市湊 44-8 第5 富田ビル 4F	073-431-5585	06-6315-2326
毎日放送	和歌山市湊通丁南 4-19	073-424-7876	06-6359-3559
讀賣テレビ放送	和歌山市西小二里 3-5-14 小沢文 規 方	073-424-1211	073-433-0701
テレビ和歌山	和歌山市栄谷 151	073-455-5711	073-453-9543
和歌山放送	和歌山市湊本町 3-3	073-455-3211	073-428-0785
和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	073-447-2300 (防) 315-400	073-441-0713 (防) 315-499
和歌山県立医科大学 ドクターヘリ運航センター	和歌山市紀三井寺 811-1	073-441-1889 073-441-0002	(ホットライン) 073-441-0009
県立医科大学 紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺 219	0736-22-0066 (防) 335-400	0736-22-2575 (防) 335-499
橋本市市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200	0736-37-1880
(社)伊都医師会	橋本市東家 1-3-1 橋本市保健福祉センター 1F	0736-33-1923	0736-33-1924
伊都地方休日急患診療所	〃	0736-33-1903	—
(社)和歌山県 LP ガス協会	和歌山市黒田 102-1	073-475-4740	073-475-4741
橋本伊都支部	橋本市高野口町名古曾 158-3	0736-42-3128 090-8887-7420	0736-42-3129 (夜間)

(防)： 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要（有線回線利用時は【7】は不要）

県内の利用時は[030]は不要

その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者等

名 称	所在地	TEL	FAX
(宗)総本山 金剛峯寺	高野町高野山 132	0736-56-2100	0736-56-4640
高野山宿坊協会	高野町高野山 600	0736-56-2616	0736-56-2889
高野町商工会	高野町高野山 53-1	0736-56-2184	0736-56-3296
社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム南山苑	高野町高野山 44-22	0736-56-4990	0736-56-5023
高野山学園 高野山大学	高野町高野山 385	0736-56-2921	0736-56-2746
高野山高校	高野町高野山 212	0736-56-2204	0736-56-3705
森林組合 こうや	高野町高野山 22-3	0736-56-2438	0736-56-2443
高野山こども園 (幼・保)	高野町高野山 26-5	0736-56-3938	(兼)
高野山小学校	高野町高野山 26-5	0736-56-2140	0736-56-5557
高野山中学校	高野町高野山 26-5	0736-56-2116	0736-56-2090
花坂小学校 (廃校)	高野町花坂 652	0736-56-3000	0736-56-4745
富貴小学校	高野町東富貴 202	0736-53-2120	(兼)
富貴中学校 (休校中)	高野町東富貴 202		
学校給食センター	高野町高野山 26-5	0736-56-3463	0736-56-3469

(防) : 防災電話機 【7】 - [030] - (防災局番) - 内線番号

※ 衛星回線を利用する場合は【7】が必要 (有線回線利用時は【7】は不要)

県内の利用時は [030] は不要

11 危険物施設等

11-1 危険物施設

(消防法上の完成許可分)

製 造 所		
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	2
	屋外タンク貯蔵所	
	屋内タンク貯蔵所	2
	地下タンク貯蔵所	16
	簡易タンク貯蔵所	
	移動タンク貯蔵所	
	屋 外 貯 蔵 所	
	小 計	20
取 扱 所	給 油 取 扱 所	4
	移 送 取 扱 所	
	第一種販売取扱所	
	第二種販売取扱所	
	一 般 取 扱 所	2
	小 計	6
合 計		26

(令和7年4月1日現在)

11-2 高圧ガス関係事業所

1 販売施設

事業所名	事業所所在地	区分
株式会社 河内屋	伊都郡高野町高野山767	液化石油ガス
西利エネルギー	伊都郡高野町高野山727	液化石油ガス、 液化炭酸ガス
負門電気店	伊都郡高野町東富貴258-1	フロンガス
林ラジオ電器店	伊都郡高野町高野山725	フロンガス
勝間屋	伊都郡高野町高野山782	液化炭酸ガス

(令和7年4月1日現在)

2 貯蔵施設

事業所名	事業所所在地	区分
高野山霊宝館	伊都郡高野町高野山306	窒素

(令和7年4月1日現在)

12 輸送・交通

12-1 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊

員」という。)の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書59通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成8年2月22日

12-2 災害時におけるヘリコプター発着予定地

番号	地域	名称	所在地		施設管理者		発着場面積 東西 m 南北 m	備考
			住所(字)	電話番号	氏名	電話番号		
87	高野町	旧高野山中学校	高野山26-2	0736-56-3000	高野町役場 総務課	0736-56-3000	78×96	防災対応 離着陸場
88	高野町	高野町防災ヘリポート	高野山内子谷川 13-4	0736-56-2579	高野町役場 総務課 防災危機対策室	0736-56-9911	110×110	場外離着 陸場

12-3 林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

番号	地域	名称	所在地		施設管理者		東西×南北 (m)	備考
			住所	電話番号	氏名	電話番号		
12	高野町	高野町防災ヘリ ポート	高野町高野山 内子谷川13-4	0736-56-2579	高野町役場 総務課 防災危機対策室	0736-56-9911	110×110	大型ヘリ ×1機 中型ヘリ ×2機

12-4 防災上の拠点施設及び輸送拠点施設

地域防災拠点

名称	所在地	面積	区分	管理者	備考
高野山高等学校 グラウンド	高野町大字高野山 212	13,025 m ²	グラウンド	学校長	緊急離着陸場
旧高野山中学校 グラウンド	高野町大字高野山 26-2	11,658 m ²	グラウンド	高野町長	〃
高野町森林公園 ちびっこ野球場	高野町大字高野山 26-2	8,640 m ²	グラウンド	高野町長	〃
富貴小学校 グラウンド	高野町大字東富貴 202	3,852 m ²	グラウンド	高野町教育長	〃
高野町 防災ヘリポート	高野町大字高野山 内子谷川 13-4	13,565 m ²	ヘリポート	高野町長	場外離着陸場
高野町 富貴ヘリポート	高野町大字西富貴 宮の本 378-3	225 m ²	ヘリポート	高野町長	緊急離着陸場 (ドクターヘリ)

物資集積拠点

名称	所在地	面積	区分	管理者	備考
高野町役場庁舎	高野町大字高野山 636	1,738.6 m ²	庁舎	高野町長	
鶯谷会館	高野町大字高野山 36	308.5 m ²	集会場	高野町長	
町民体育館	高野町大字高野山 486	819.7 m ²	体育館	高野町長	
高野山会館	高野町大字高野山 486	2,466 m ²	会館	高野町長	
富貴トレーニング センター	高野町大字西富貴 416-1	754.5 m ²	トレーニング センター	高野町長	

救助活動拠点

名称	所在地	面積	区分	管理者	備考
高野町屋内多目的広場	高野町大字高野山144-24	4,649 m ²	コート	高野町長	消防救助隊受援計画
高野山森林公園駐車場	高野町大字高野山45-10	1,800 m ²	駐車場	高野町長	自衛隊駐車場
高野山森林公園林間イベント広場	高野町大字高野山45-31	2,100 m ²	広場	高野町長	自衛隊野外宿泊
高野山森林公園多目的広場	高野町大字高野山45-56	2,500 m ²	広場	高野町長	自衛隊野外宿泊
高野山スキー場	高野町大字高野山45-17	7,000 m ²	広場	総本山金剛峯寺	自衛隊野外宿泊
金剛峯寺前第2駐車場	高野町大字高野山350	2,150 m ²	駐車場	総本山金剛峯寺	警察駐車場
大門南駐車場	高野町大字高野山字内子谷13-9	m ²	多目的広場	高野町長	救援隊集合拠点

13 応援協定

13-1 相互応援に関する協定

協定の名称	締結団体名	協定年月日
災害時における相互応援に関する協定	長野県 <small>たかもりまち</small> 高森町	平成20年10月7日

13-2 災害時に関する協定等

協定の名称	締結団体名	協定年月日
災害時における消火用水等の供給応援に関する協定	有限会社 山水生コン	平成20年4月1日
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	高野町建設業協会	平成20年4月1日
防災関係の協働事業に関する協定	紀北川上農業協同組合	平成20年5月22日
災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定	社会福祉法人 高野町社会福祉協議会	平成20年8月11日
災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定	社会福祉法人 聖愛会特別養護老人ホーム 南山苑	平成20年8月18日
災害時における応急活動の協力に関する協定	社団法人日本アマチュア無線連盟 和歌山県支部	平成20年9月16日
大規模災害相互物資援助協定	宗教法人 総本山金剛峯寺	平成20年10月6日
災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人 高野町社会福祉協議会	平成24年1月19日
緊急時における施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社 和歌山支店	平成24年4月16日
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局長	平成25年3月29日
災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社 松源	平成25年11月6日
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 伊都医師会	平成26年2月25日
災害対応型自動販売機設置協定	コカ・コーラ ウェスト株式会社	平成26年8月20日
災害時の発生時における輸送・荷さばき業務等の協力に関する協定	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成26年9月1日
災害時における相互協力の協定書	高野郵便局	平成26年10月1日

協定の名称	締結団体名	協定年月日
災害時における物資協定に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年12月1日
災害時における避難場所の指定に関する協定書	宗教法人 総本山金剛峯寺	平成27年1月21日
災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	平成27年1月30日
災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士会	平成27年1月30日
災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人 日本建築家協会	平成27年1月30日
災害時における避難場所の指定に関する協定書	学校法人 高野山学園	平成27年2月20日
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	和歌山県LPガス協会橋本伊都支部	平成28年2月8日
災害時における放送要請等に関する協定書	FMはしもと株式会社	平成28年3月24日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西支社	平成30年6月27日
災害時における宗教法人施設の避難所等利用に関する協定書	宗教法人 西室院	令和元年8月22日
災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山県弁護士会	令和2年8月7日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社 ナフコ	令和3年4月1日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和4年7月29日
災害時における医療材料等の供給に関する協定書	株式会社 スズケン紀北支店	令和5年1月19日
災害時における宗教法人施設の避難所等利用に関する協定	宗教法人 無量光院	令和7年5月1日
災害時における相互協力に関する協定書	花谷医院	令和7年9月1日

14 条例・規則等

14-1 高野町防災会議条例 (昭和41年6月10日 条例第11号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、高野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 高野町の地域に係る災害を発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号にかかげるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号で掲げるものをもってあてる。
 - (1) 和歌山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 和歌山県警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) その他町長が必要と認める学識経験者の中から任命する。
- 6 前項委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその残任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることがある。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、第3条第5項の委員及び学識経験のある者の内から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年条例第1号) 抄

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 4 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

高野町防災会議委員

令和 7 年 7 月 1 日現在

会長 高野町長 平野 嘉也

機 関 名		役 職	名 前
1 号	県	和歌山県伊都振興局 地域づくり部	地域づくり部長 鷲岡 恵子
2 号	県警察	橋本警察署 高野幹部交番	所 長 米田 康人
3 号	町職員	高野町	副町長 企画公室長 建設課長 観光振興課長 介護福祉課長 住民健康課長 生活環境課長 高野山総合診療所院長 南木 芳亮 辻本 和也 苗代 勝 田輪 文香 尾家 和代 岡本 哲明 橋本 和也 田中 瑛一朗
4 号	教育長	高野町教育委員会	教育長 西岡 敬
5 号	消防長	高野町消防本部	消防長 井上 哲也
	消防団長	高野町消防団	消防団長 福井 稔明
6 号	町長が必要 と認める者	高野町議会	総務文教常任委員長 新谷 英一郎
		連合町内会	会長 赤堀 暢泰
		金剛峯寺	法会部長 和田 友伸
		高野山宿坊協会	所長 岡田 洋典
		高野町商工会	経営指導員 北山 恵将
		高野町社会福祉協議会	事務局長 岡北 彰夫

計 19 名

14-2 高野町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、高野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部に災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員をおく。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に支部及び部を置くことができる。

2 支部及び部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 支部には支部長、部には部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 支部長及び部長は、支部及び部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第1号）抄

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

14-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状復旧のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は、建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他による食品の給よ	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額		2 現物給付に限ること		
		2 下記金額の範囲内		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修をおこなわなければ居城することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半鐘の被害を受けた者 595,000円以内 ② 半壊又は半鐘に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたさ以外にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 ○ 既存建物借上費 ： 通常の実費 ○ 既存建物以外 ： 1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバスの借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める覚

〈資料〉 14-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な経費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託料	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

15 その他

15-1 災害時における観光客対策マニュアル

第1章 高野町の観光に関する現状

1 高野町の観光に関する現状

本町の観光客総数は、次のとおりである。

過去10年間の観光客推移表（県統計）

（単位：人）

観光地区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
高野山	宿泊客	440,422	224,818	209,946	225,692
	日帰客	1,551,478	1,536,107	1,209,819	1,252,581
	計	1,991,900	1,760,925	1,419,765	1,478,273

観光地区		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
高野山	宿泊客	224,393	51,052	54,133	98,218
	日帰客	1,257,395	1,154,826	1,129,056	1,226,471
	計	1,481,788	1,205,878	1,183,189	1,324,689

観光地区		令和5年	令和6年		
高野山	宿泊客	218,644	201,678		
	日帰客	1,179,150	1,216,569		
	計	1,397,794	1,418,247		

2 観光客等の定義

本マニュアルで言う「観光客等」には、いわゆる観光地で見物・体験するために訪れた狭義の観光客に加え、交通機関が途絶した場合、帰宅するまでに相当の時間を要する「帰宅困難者」も含むものとする。

宿泊施設の中にいる観光客に対しては、宿泊施設の管理者が対応することになり、施設の外では自治体や報道機関から提供された情報により観光客が自主的に判断・行動せざるを得ないと思われる。本マニュアルでは、観光客を対象として、近年発生することが確実視される地震における災害を想定し検討した次第である。

第2章 観光客対策の課題

1 観光客の特質

観光客は短期の滞在と移動を前提としており、観光客の地震対策は定住者である地域住民と異なる課題がある。その対策の課題は下記の9点である。

(1) 地域の危険区域の情報不足

観光先や滞在先の土地勘がなく、地震発生の際における危険な場所・避難所を知らないことが想定される。

本町のような山岳地域においては、土砂災害の危険があると考えられるが、避難を要するかどうか分からないまま被災する可能性がある。

和歌山県で考えられる地震

	想定地震	どんな地震？	似た地震
①海溝型の地震	3連動地震 (東海・東南海・南海地震) <マグニチュード8.7>	100～150年間隔で繰り返し発生している。津波を伴う巨大地震で、過去にも度々大きな被害を受けている。三つの地震が同時または連続して起こる可能性がある。	スマトラ島沖地震
	巨大地震 (南海トラフ巨大地震) <マグニチュード9.1>	千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いものであるが、発生すれば最大クラスの巨大地震で西日本を中心に甚大な被害をもたらすと想定される。	東日本大震災
②中央構造線が活動して起こる地震	中央構造線による地震 <マグニチュード8.0>	中央構造線は西南日本のほぼ中央を縦断する大断層であり、その延長距離は、1000km以上に達し、県内では和泉山脈の南縁に沿って走っている。紀北地域で大きな被害が予想される。	阪神・淡路大震災
③どこでも起こる可能性のある地震	田辺市内陸直下地震 <マグニチュード6.9>	この規模の地震は、日本列島どこでも起こる可能性がある。震源付近では相当な被害が予想される。	熊本地震

(2) 予備知識に乏しい

沿岸地域に関しては、南海地震等に関する予備知識に乏しいため、直後に予想される巨大津波を連想しないと考えられるが、県が実施した津波浸水想定浸水域が国の想定より大きい。

このため、災害時の迅速かつ的確な対応ができず、県や高野町の地域防災計画が期待する行動がとられないおそれがある。

(3) 不特定で一過性

列車やバス、自家用車等により各地を広範囲に移動するため、滞在先の特定が難しく、被災状況の把握に時間がかかることが想定される。

宿泊者名簿が存在する場合を除き、不特定多数の者が出入りする観光施設や自然景勝地においては、安否確認自体ができないため、被災状況が把握できないことが考えられる。

(4) 交通の途絶に弱い

災害時には、公共交通機関の不通や道路の寸断により、帰宅手段を失い、滞在先で足止めとなる。特に、山間地域の場合、孤立する可能性がある。

また、交通手段が復旧するまでの間、長期にわたり地域住民と同様の避難生活を余儀なくされる。

(5) 情報源に乏しい

観光先や滞在先では、テレビやラジオ等を視聴する機会が比較的少なく、緊急情報の受信が大幅に遅れやすいといえる。

このため、被災地で観光客等が取り残される可能性がある。

(6) 人数の変動

季節や曜日、時間、天候によって、観光客の人数は、大きく変動する。特に、祭りやイベントの際には、地域の定住人口を上回る人数になる場合がある。

このため、観光客の多い日に災害が発生すると、避難所の収容予定人員を越えるおそれがある。交通手段の復旧によっては、行き先を失った観光客が、避難所や駅などに次々と集まってくることを予想される。

(7) 食料等の準備が不十分

一般に食料・水・衣料等の携行が最小限であり、帰宅が困難な場合、その地域での対応が必要となる。従って、災害備蓄品は、多めに備蓄しておく必要がある。

(8) 外国人への通話対応能力が不十分

近年増加の傾向が著しい外国人観光客に対して、言葉の壁がネックとなることから事前に語学堪能職員を把握しておく必要がある。

又、外国人観光客は、外国人専用避難所を設け、避難所生活を送るように配慮しなければならない。

施設別	対応可能語学及び職員数
高野山観光情報センター (観光振興課)	英語 1名
高野山宿坊協会	英語 3名
高野町観光協会	英語 1名
総本山金剛峯寺	英語 1名・英語+韓国語 1名・英語+中国語 2名 英語+タイ語 1名・ポルトガル語 1名

(9) 指定避難所の表示標識が必要

観光客は、指定避難場所がわからないので標識の設置が必要である。

2 観光地や観光業界の特質

(1) 観光地のイメージ

観光地は良好なイメージの維持が誘客の大きな要因になっていることから、災害は観光地の振興に関わる重要な問題である。

災害が発生したり、風評が広がれば、観光地は大打撃を受ける。

災害が発生することは避け得ないことから、観光関係者が防災対策を万全に取り組むことにより観光地としてのイメージアップを図るとともに、観光地を安心して楽しむことができるようにしなければならない。

(2) 観光事業者が多様

観光客の防災対策においては、観光客に関わる多様な観光事業者が存在するゆえに、相互の連携が取りにくく、平常時における観光対策や発災時の応急対策は個々の事業者任せられる。

3 観光客対策に関する課題のまとめ

以上のことから災害時における観光客対策として重要な点は、主に情報収集・情報伝達、避難誘導、物資の備蓄といえる。

様々な所を移動する観光客に対し、迅速かつ正確に緊急情報を伝えるためには、行政が設置する放送施設やマスコミの活用はもとより、地域の事業所や住民の協力を得て、観光地の隅々まで至るよう情報伝達体制を整備する必要がある。

また、避難誘導については、地震が発生した場合において、土地勘のない観光客を、どこへ、どのルートで、どのような方法で避難させるかが重要で、緊急時には、観光客の生死にも関わる重要な課題である。

このほか、観光客の避難生活が長期化した場合の物資の備蓄も必要となる。

第3章 観光客対策

災害時における観光客対策については、観光地の安全・安心を確保することを基本目標とし、概ね3つの対策項目に区分される。

- ・ 最新で正確な情報収集・情報伝達と提供
- ・ 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保
- ・ 物資・資機材の備蓄・調達

県・市町村及び観光関係者は地域の実情に合わせ、これらの対策を具体的に検討するとともに、広域的な連携を図りながら総合的に推進していくことが求められる。

1 被害想定・需要予測

被害想定や各種需要予測については、地震発生の日や時間によっても大きく数値が変わる要素はあるが、避難所の指定箇所数や面積、避難者の数、物資・資機材の備蓄・調達数にも関わりが深くなる。

(1) 被害想定

国においては、平成24年8月及び平成25年3月に地震による被害想定公表が行われたが、国の被害想定的手法を用いて、津波浸水想定(平成25年3月公表)の結果を反映させて、県独自で「3連動地震(東海・東南海・南海3連動地震)」及び「巨大地震(南海トラフ巨大地震)」の2つの地震について被害想定(平成26年10月公表)を行った。

想定地震による被害予測

項目		3連動地震 (H26 和歌山県)	巨大地震 <地震:陸側ケース、津波:ケース③>	
			H26 和歌山県	H24 内閣府
震度分布		震度5強～震度7	震度6弱～震度7	震度6弱～震度7
建物被害	全壊数	約5万9千棟	約15万9千棟	約19万棟
	半壊数	約8万8千棟	約10万1千棟	—
人的被害	死者数	約1万9千人	約9万人	約8万人
	負傷者数	約1万9千人	約4万人	約3万9千人

※ 被害が最大となる数値を採用

(2) 滞留車両駐車場と駐車可能台数

滞留車両を一時的に駐車・避難させることは、緊急車両の通行スペースの確保や避難した観光客の安心につながる。

滞留車両駐車場の場所は、町管理地等広大な面積を有する場所が必要となる。

なお、公共施設の駐車場は、行政の行う災害応急対策に利用する可能性が高いため、避けた方がよい。

2 最新で正確な情報収集、情報の伝達と提供

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、直ちに観光客への情報伝達を検討する。

（1）主な伝達方法

- ・ 報道機関による放送
- ・ 防災行政無線や道路情報提供装置の活用
- ・ 駅や観光施設での広報
- ・ 広報車、消防車による広報
- ・ 既存の公共施設や民間施設、店舗の活用

検討項目	観光客に対する情報提供については、次の点を具体的に検討する必要がある。 <input type="radio"/> どこから情報を収集するか <input type="radio"/> どこで伝えるか <input type="radio"/> 誰が伝えるか <input type="radio"/> どのような手段で伝えるか
------	--

（2）平常時の対策

<要旨>

- ・ 観光関連施設等の災害情報提供拠点への防災マップ、防災パンフレットの配布等の広報
- ・ 町民、観光客への情報提供のための防災行政無線・全国瞬時警報システムの整備・活用
- ・ メール配信サービスの周知、登録者の拡大

<説明>

ア 観光施設・宿泊施設への広報

南海地震等に関する情報の発表時や発生時には、宿泊施設が宿泊客に対して情報の提供を行う必要がある。

イ 緊急連絡網の整備

宿坊協会や宿泊施設は、観光客の安否情報や施設の被害状況を速やかに町に伝達する体制を整備する必要がある。

（3）地震発生時の対策

<要旨>

- ・ 電話回線が輻輳して使用できない場合の情報提供
- ・ 災害情報提供拠点、避難所における情報提供

<説明>

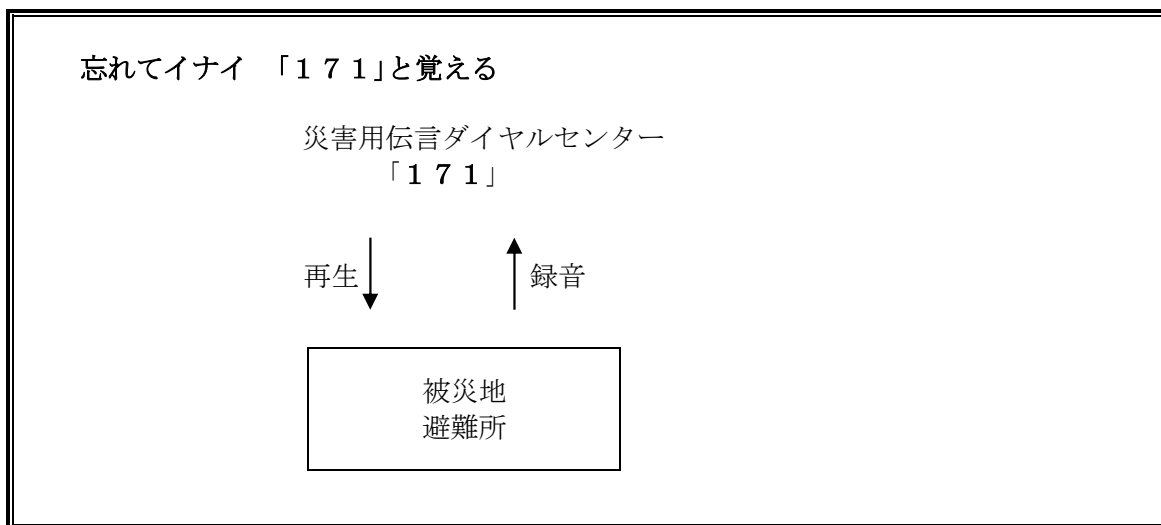
災害時は、停電や電話の輻輳により、平常時の通信手段が使用できない可能性がある。

このため、観光客は観光関連施設や町役場及び支所や学校・駅等の施設に集まってくると考えられるため、災害情報提供拠点の放送機器を活用し、その場で情報提供することが求められる。

なお、外国人観光客用にパンフレット等多言語化をしておくことも必要である。

また、観光客には遠くの家族との連絡手段として、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を案内することも必要である。

災害用伝言ダイヤル



3 迅速かつ的確な避難誘導・避難生活の確保

検討項目	観光客に対する避難誘導については、次の点を具体的に周知・検討する必要がある。 ○ どこが避難対象地域か ○ 避難を要するのは何人か ○ 誰が誘導するのか ○ どこへ誘導するのか ○ 避難先は、何人収容可能か ○ 地域住民と共用か、滞留旅客専用か ○ 情報機器は何か
------	---

そのため、自治体は、観光・宿泊施設に対して、防災マップや防災パンフレットの配布及び研修会の開催により、地震が発生した場合の対処方法を周知する必要がある。

又、自治体は、発災時に迅速な避難ができるように、指定避難場所の表示をしなければならない。

＜避難所における対応＞

避難所に滞留旅客が地域住民と一緒に入所する場合は、地域住民と別のエリアに区分する工夫が必要である。

これは、観光客と地域住民は必要とする情報が異なる上、個人情報の把握の効率化、観光客同士の助け合い等多くの利点があるからである。

4 物資・資機材の備蓄、調達先

検討項目	観光客向けの物資・資機材の備蓄調達を行う場合、次の点を検討する必要がある。 ○ どこから調達するのか ○ どこに備蓄するのか ○ どれくらい備蓄すればよいか ○ 誰が取りまとめるのか
調達先	和歌山県 紀北川上農業協同組合 総本山金剛峯寺 長野県高森町 株式会社松源 NPO 法人コメリ

第4章 県・町・観光関係との連携

全体的な役割の体系としては、県は、情報発信、被害状況の把握、物資の調達などの県外要請、広域的な対策の調整、県警は情報提供、交通規制が考えられる。

町は、最も大きな役割があり、具体的に計画・準備しておかなければならないことが多い。

災害情報拠点の位置付け・情報の収集・避難指示・避難誘導・観光関係者との相互連絡・物資等の調達・避難所開設など多岐にわたり、観光関係者は観光客に対する緊急的な災害対策に協力することが必要である。

第5章 総括

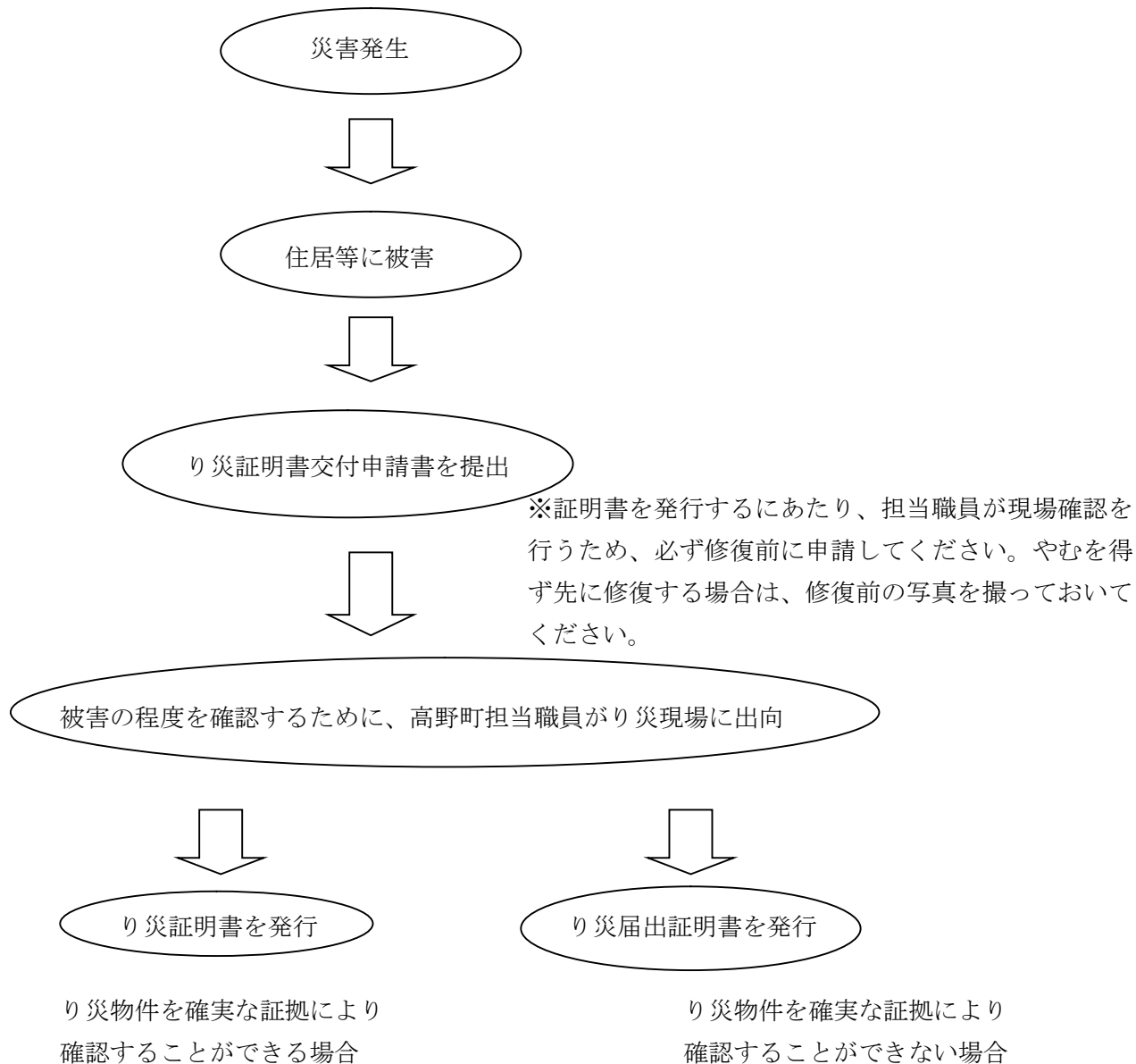
災害時における観光客対策については、観光客が避難するための情報提供、伝達、避難誘導、物資の備蓄状況によって観光客の被害について大きな差が生じる。

防災対策の担い手となる県、県警、町、消防、交通機関、観光・宿泊施設等が相互の連携を密にし、連絡体制を構築しておき、日頃から地域の危険性を知り、関係者への防災啓発や防災意識を高める努力をすることが重要である。

15-2 り災証明書交付マニュアル (令和2年7月1日)

高野町では、地震、大雨、強風、落雷等の自然災害により、住居に被害を受けたとき、損害保険会社の請求などに必要な場合は、『り災証明書』を発行します。

1 申請から発行までの流れ



※ 被災後、片付けされる場合は、以下のとおり必要な写真を撮影すること。

- (1) 建物の全景を撮る
 - 遠景で建物の4面を撮影
- (2) 浸水被害は、浸水した深さを撮る
 - メジャーを使って水が浸かった深さを撮影
 - 測定場所がわかるように遠景を撮影
 - メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影

(3) 被害個所を撮る

- 被害個所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮影（被害個所がわかるように指を指してとる）
- 主な被害個所は、外壁/屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど

2 申請先及び問い合わせ電話番号

- ・高野町役場 TEL 0736-56-3000（代表）
総務課（防災危機対策室） TEL 0736-56-9911（直通）

3 発行申請者

り災された本人、もしくはその家族。代理人の場合は、罹災された本人が作成した委任状が必要。

4 申請時に必要なもの

- ア り災証明交付申請 ※ 申請書は、申請先窓口に備え付けてあります。
- イ 印鑑
- ウ 委任状 ※ 申請者が代理人の場合

5 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

6 様式

り災証明書交付申請書、り災証明書、り災届出証明書

15-3 被災者生活再建支援制度

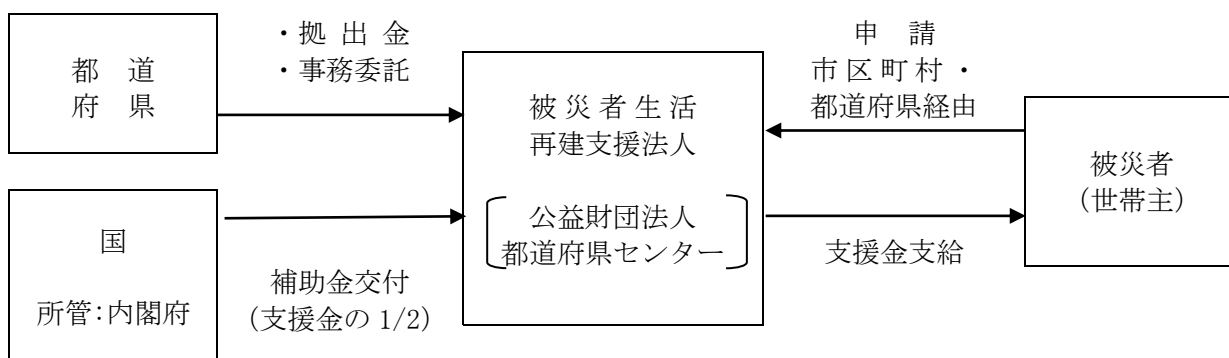
この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（「被災世帯」）に被災者再建支援金（支援金）を支給し、生活の再建を支援するものです。

平成19年11月の支援法の改正により、これまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の被害程度と再建方法に応じた定額方式となった支援金は、使途の制限もなくなり、被災者にとって利用しやすい制度となりました。

支援金は、「基礎支援金」として、世帯人数が複数の場合は、全壊世帯、解体世帯及び長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃貸する場合（公営住宅除く）は50万円がそれぞれ加算される仕組みとなっています。単数世帯は各3/4相当の金額となります。

1 支援金支給の仕組み

被災された世帯に支給される支援金は、47都道府県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人 都道府県センター）への拠出金と拠出金に係る運用益及び国からの補助金を原資としています。



2 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

3 必要書類

		全 壊	解体		長期避難	大規模半壊	中規模半壊
			半壊解体	敷地被害			
基礎支援金	罹（り）災証明書	○	○	○		○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	解体証明書又は滅失登記簿謄本		○	○			
	敷地被害証明書類			○			
	住民票	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○		○	○

※ 長期避難世帯の申請には、被災した居住地の町による証明書が必要です

15-4 防災行政無線整備状況

固定局

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz) ○防災相互波 158.35 MHz

呼出名称	目的	相互	形態	電力 (w)	設置場所
ぼうさいこうや	防災		固定	10	本庁 2 階
ぼうさいこうやふき	防災		固定	10	富貴支所事務室

移動局・車載

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz) ○防災相互波 158.35 MHz

呼出名称	目的	相互	形態	電力 (w)	常置場所
ぼうさいこうや 1	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 2	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 3	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 4	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 5	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 6	防災		車載	10	教育委員会
ぼうさいこうや 7	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 8	防災		車載	10	建設課
ぼうさいこうや 9	防災		車載	10	総務課
ぼうさいこうや 10	防災		車載	10	総務課(地籍)
ぼうさいこうや 11	防災		車載	10	総務課(地籍)
ぼうさいこうや 12	防災		車載	10	建設課
ぼうさいこうや 13	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 21	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 22	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 23	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 24	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 25	防災		車載	10	生活環境課
ぼうさいこうや 31	防災		車載	10	富貴支所
ぼうさいこうや 32	防災		車載	10	富貴支所
ぼうさいこうや 33	防災		車載	10	富貴支所

移動局・携帯

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz) ○防災相互波 158.35 MHz

呼出名称	目的	相互	形態	電力 (w)	常置場所
ぼうさいこうや 101	防災	○	携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 102	防災	○	携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 103	防災	○	携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 104	防災	○	携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 105	防災	○	携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 106	防災		携帯	5	本庁
ぼうさいこうや 119	防災	○	携帯	5	消防署
ぼうさいこうや 121	防災	○	携帯	5	生活環境課
ぼうさいこうや 122	防災	○	携帯	5	生活環境課
ぼうさいこうや 123	防災	○	携帯	5	生活環境課
ぼうさいこうや 131	防災	○	携帯	5	富貴支所
ぼうさいこうや 132	防災	○	携帯	5	富貴支所

移動局・携帯

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz) ○防災相互波 158.35 MHz

呼出名称	目的	相互	形態	電力 (w)	常置場所
ぼうさいこうや 200	防災	○	可搬	10	消防本部
ぼうさいこうや 201	防災	○	可搬	10	防災危機対策室
ぼうさいこうや 202	防災	○	可搬	10	富貴支所
ぼうさいこうや 203	防災	○	可搬	10	防災危機対策室

孤立集落非常時通信用

周波数 153.77 MHz (トーン 136.5 Hz) ○防災相互波 158.35 MHz

呼出名称	目的	相互	形態	電力	常置場所
ぼうさいこうや 41	防災	○	可搬	10	大滝集会所
ぼうさいこうや 42	防災	○	可搬	10	杖ヶ藪 龍福寺
ぼうさいこうや 43	防災	○	可搬	10	湯川集会所
ぼうさいこうや 44	防災	○	可搬	10	下筒香集会所
ぼうさいこうや 45	防災	○	可搬	10	西郷集会所
ぼうさいこうや 46	防災	○	可搬	10	西ヶ峰 藤田宅
ぼうさいこうや 47	防災	○	可搬	10	相ノ浦集会所
ぼうさいこうや 48	防災	○	可搬	10	神谷集会所
ぼうさいこうや 49	防災	○	可搬	10	西細川 消防機器庫
ぼうさいこうや 50	防災	○	可搬	10	筒香多目的集会所
ぼうさいこうや 51	防災	○	可搬	10	元筒香小学校
ぼうさいこうや 52	防災	○	可搬	10	東細川 消防機器庫
ぼうさいこうや 53	防災	○	可搬	10	花坂多目的集会所
ぼうさいこうや 54	防災	○	可搬	10	高根集会所

15-5 非常通信対応マニュアル

第1章 災害・非常時の連絡体制

1. 職員の参集・体制維持

▶ 宿・日直 呼び出し（夜間・閉庁日等に災害等が発生した場合）

宿・日直者は次のリストに従って、担当職員を呼び出す

伊都管内もしくは和歌山県北部地域において、

「震度4以上が発生」もしくは「停電が発生」した場合は、1次呼び出しを、

「震度5弱以上が発生」した場合は、1次呼び出し及び2次呼び出しとする。

（別紙「緊急連絡先名簿」参照）

① 1次呼び出し

呼び出し順位	部署及び役職
1	防災危機対策室長
2	防災危機対策室係長
3	総務課長
4	消防本部・消防長
5	富貴支所長

② 2次呼び出し

呼び出し順位	部署及び役職
6	企画公室長
7	介護福祉課長
8	住民健康課長
9	建設課長
10	生活環境課長
11	議会事務局長
12	観光振興課長
13	高野山総合診療所事務長
14	教育委員会教育次長
15	税務会計課長

2. 通常ルートに属する通信機器等の動作・維持管理体制の確認

➤ 通常ルートに属する通信機器の動作確認

以下の通信機器の動作確認を行う。(別紙2「通信機器チェックリスト」参照)

1	和歌山県防災情報システム	一斉受令ラック (別館 2F 防災危機対策室)
2	和歌山県防災情報システム	衛星通信ラック・無線電話交換機 (2F 放送室)
3	和歌山県防災情報システム	空中線パラボラ ANT (別館 3F 外壁)
4	和歌山県防災情報システム	非常用発電機 (屋上)

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合

「3. 通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応」をすること。

➤ 通常ルートに属する通信機器の維持管理に係る確認

通信機器の維持管理に係る以下について確認を行う。

(別紙3「維持管理チェックリスト」参照)

1	和歌山県防災情報システム	一斉受令ラック (別館 2F 防災危機対策室)
2	和歌山県防災情報システム	衛星通信ラック・無線電話交換機 (2F 放送室)
3	和歌山県防災情報システム	空中線パラボラ ANT (別館 3F 外壁)
4	和歌山県防災情報システム	非常用発電機燃料・稼働時間 (屋上)
5	商用電源	庁舎内配電盤 (1F)

➤ 維持管理業者等との連絡

通信機器の維持管理に係る問題がある場合

次の関係業者等と連絡し、改善を図る。

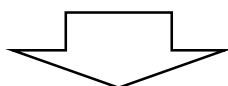
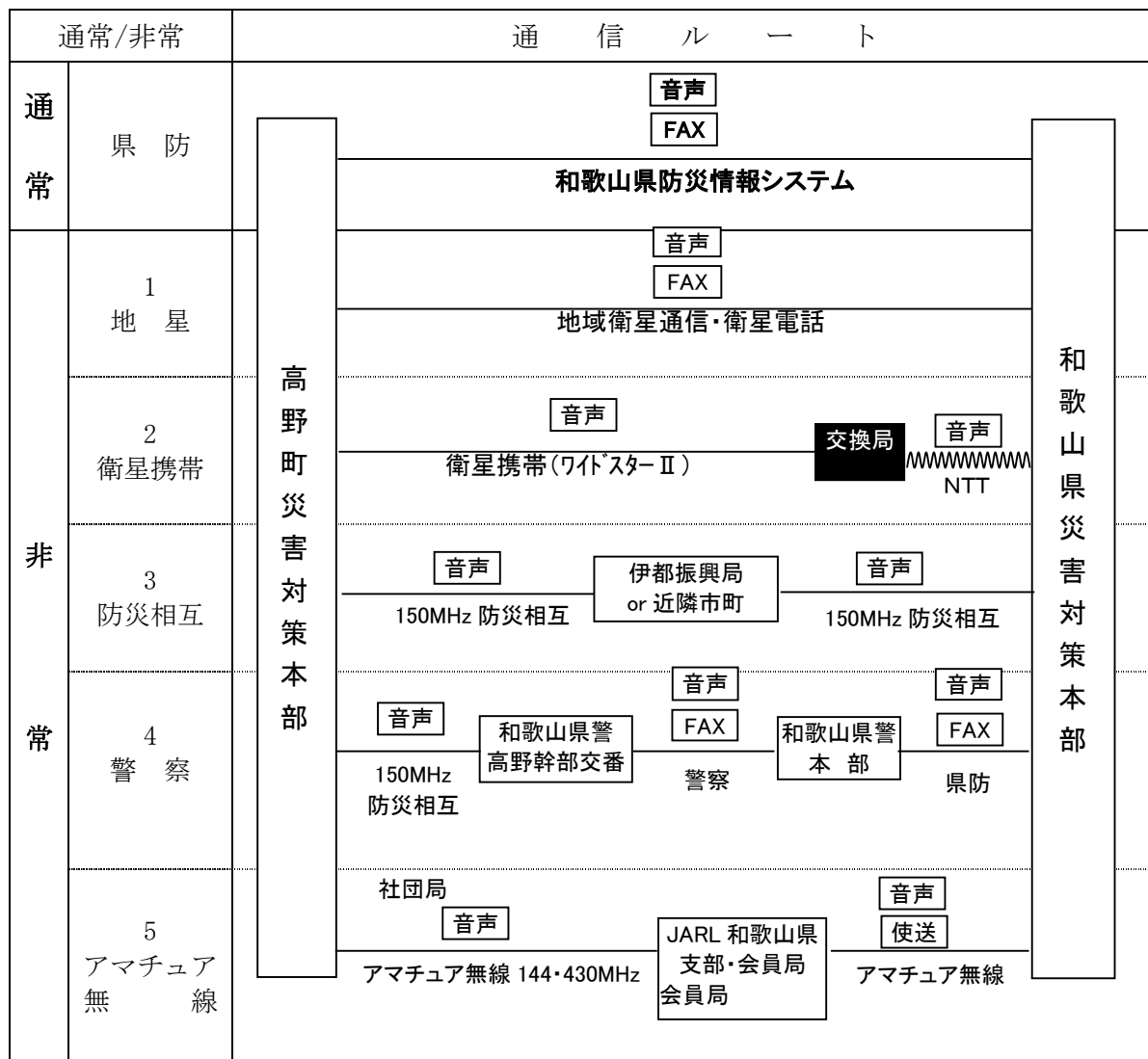
種 別	業 者 名	連 絡 先	所 在 地
一斉受令ラック	NEC	県防災企画課 情報班	和歌山市小松原通 1-1
衛星通信用ラック	NEC	県防災企画課 情報班	和歌山市小松原通 1-1
無線電話交換機	OKI 電気	県防災企画課 情報班	和歌山市小松原通 1-1
空中線パラボラ ANT	NEC	県防災企画課 情報班	和歌山市小松原通 1-1
非常用発電機	富士電機 コールセンター	県防災企画課 情報班	和歌山市小松原通 1-1
庁舎配電盤	中谷電気工事 株式会社	0736-22-7777	かつらぎ町妙寺 126-36
発電機用燃料	加勢田石油店	0736-56-2118	高野町高野山 256
	河内屋石油	0736-56-2278	高野町高野山 388
電力 (停電時)	関西電力 橋本営業所	080-1467-8145 (緊)	橋本市東家 6-7-22
電話	NTT 西日本 橋本営業所	090-3036-7542 (緊)	橋本市東家 5-3-4

3. 通常ルートによる通信が使用不可の場合の対応 (非常ルート)

▶非常ルートの活用

優先順位の高い非常ルートから順番に運用

他機関の通信設備を利用する場合は、運用している機関へ要請する。

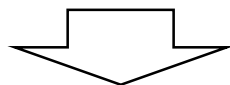
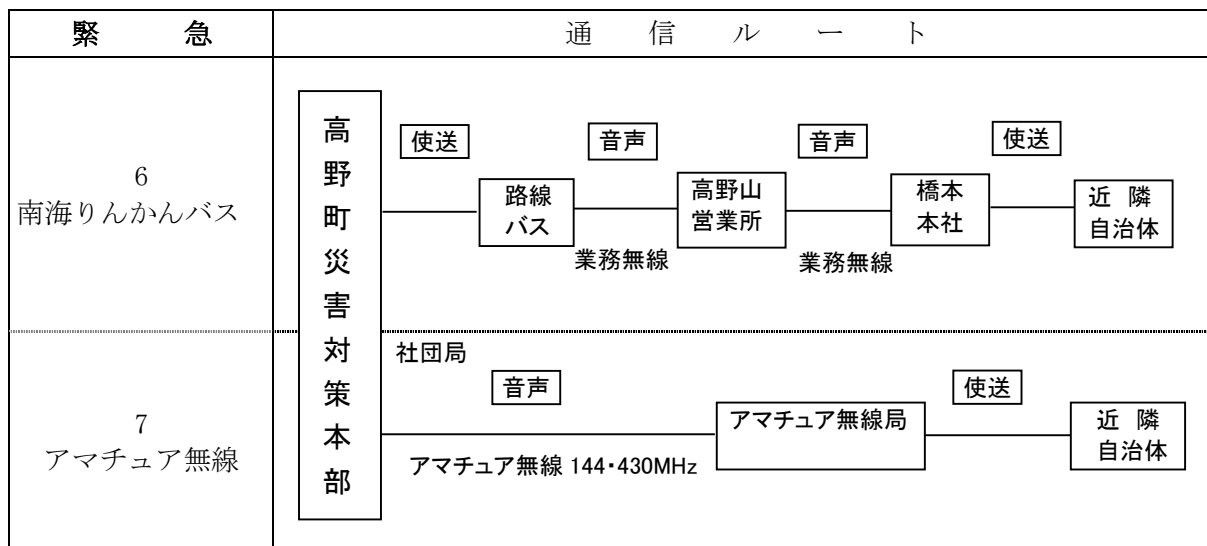


(参 考)	機 関 名	連 絡 先
通 常	和歌山県 災害対策課	電話 073-441-2262
		FAX 073-422-7652
		防災電話 300-404
		防災 FAX 300-499

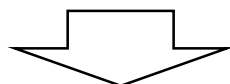
4. 通常ルート・非常ルートともに使用不可の場合の対応及び非常協事務局への支援要請（緊急ルート）

▶ 緊急ルートによる上位の災害対策本部もしくは非常協事務局へ支援要請

以下の機関を通じて、非常協事務局に通信確保に係る支援を要請する。



機 関 名	部 署	連 絡 先
伊都振興局	地域づくり課	電話 0736-33-5472 FAX 0736-33-4914 (防災電話) 330-400 (防災FAX) 330-499
橋本市役所	危機管理室	電話 0736-33-1111(代) FAX 0736-33-1665 (防災電話) 230-400 (防災FAX) 230-499
かつらぎ町役場	危機管理課	電話 0736-22-0300(代) FAX 0736-22-6432 (防災電話) 231-400 (防災FAX) 231-499
九度山町役場	地域防災課	電話 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022 (防災電話) 232-400 (防災FAX) 232-499



和歌山県災害対策本部	電話 073-441-2262 FAX 073-422-7652 (防災電話) 300-403 (防災FAX) 300-499 ~300-506
------------	--

5. 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

災害対策用移動通信機器の確保

確保したい通信に応じて通信機器を選択し、所要の台数、搬送場所を検討する。

確保したい通信	通信手段	通 信 機 器
和歌山県災害対策本部との通信 (近畿総合通信局との通信)	衛星携帯電話 (屋外利用)	NTT ドコモ ワイドスターII (据置)
		NTT ドコモ アイサットフォン・プロ (ハンディ)
		KDDI BGAN (据置)
		KDDI イリジウム 9555 (ハンディ)
電気、電話、路線バス等の関係機関との通信	簡易無線	アイコム IC-D50 (ハンディ)

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器

(詳細は別紙4参照)

貸出を要請する通信機器、台数、搬送場所を検討し、総合通信局に連絡

近畿総合通信局 防災対策推進室	電話 06-6942-8504 FAX 06-6942-1849 〈夜間・休日 090-8889-0807〉
-----------------	--

総合通信局への申請 (災害対策用移動通信機器貸与手引書・別途参照)

借受申請書及び別記1~5について記入、貸付条件の9項目を確認し提出する。

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送が困難の場合

ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を検討する。

機 関 名	部 署	連 絡 先
和歌山県庁	災害対策本部 (危機管理局災害対策課)	電話 073-441-2261 FAX 073-422-7652
陸上自衛隊		
和歌山県警		

災害対策用移動通信機器受入準備

通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者(通信機器の搬送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関)から通信機器を受領する。確認項目は次のとおり

- ◇ 要請した通信機器・台数
- ◇ 通信機器の動作確認・使用方法
- ◇ 通信相手との試験通信(通話)

6. 災害対策用移動電源車貸出の要請・搬送の検討

災害対策用移動電源車の確保

移動電源車には、小型移動電源車と中型移動電源車がある。

近畿総合通信局に配備されているものは、小型移動電源車1台であるが、複数の移動電源車が必要なときは、他の総合通信局から搬送し貸与することになっている。確保したい移動電源車を選択し、所要の台数、搬送場所を検討する。

総務省が貸与できる災害対策用移動電源車

(詳細は別紙5参照)

貸出を要請する移動電源車、台数、搬送場所を検討し、総合通信局に連絡

近畿総合通信局 防災対策推進室	電話 06-6942-8504 FAX 06-6942-1849 〈夜間・休日 090-8889-0807〉
-----------------	--

総合通信局への申請（災害対策用移動電源車貸与手引書・別途参照）

借受申請書及び別記に必要な事項を記入、貸付仕様書を確認し提出する。

災害対策用移動電源車受入準備

移動電源車の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者（通信機器の搬送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関）から通信機器を受領する。確認項目は次のとおり

- ◇ 要請した移動電源車・台数
- ◇ 移動電源車の動作確認・使用方法

7. その他（非常電源用燃料枯渇、停電、設備被災等）

- ▶燃料確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する。

種 別	業 者 名	連 絡 先	所 在 地
非常用発電機用燃料	加勢田石油店	電話 0736-56-2118	高野町高野山 256
	河内屋石油	電話 0736-56-2278	高野町高野山 388
電 力（停電時）	関西電力 和歌山支社総務部 和歌山コミュニケーションG（橋本）	電話 0800-777-3081 （緊急）080-1467-8296 防災電話	橋本市東家 6-7-22
	関西電力送配電 橋本配電営業所	電話 0800-777-8074 （直通）080-1467-8296 内線 87:5735	橋本市東家 6-7-22 （地域担当）西 修司
電 話	NTT 西日本 和歌山支店	電話 073-421-9180 防災電話 398-400	和歌山市一番丁 5
	橋本営業所	電話 0736-33-0056 （緊急）090-3036-7542	橋本市東家 5-3-4

- ▶維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部もしくは総合通信局へ支援を要請する。

機 関 名	連 絡 先
和歌山県災害対策本部（災害対策課）	電話 073-441-2262 FAX 073-422-7652
近畿総合通信局 防災対策推進室	電話 06-6942-8504 FAX 06-6942-1849 〈夜間・休日 090-8889-0807〉

第2章 平常時の維持管理・訓練に係る方針

1. 構成員（高野町・和歌山県）

▶ 参集基準の設定

伊都管内もしくは和歌山県北部地域

1次呼出 「震度4以上」もしくは「停電」が発生した場合

1次・2次呼出 「震度5弱以上」が発生した場合

▶ 職員呼び出し体制の構築（電話連絡網・メール配信システム）・更新

「職員参集災害初動マニュアル」による呼出（緊急連絡名簿）

▶ 通信機器維持管理マニュアル整備

「和歌山県防災情報システム」のマニュアルによる動作確認、年一回の点検

「通信機器」・「維持管理」チェックリストによるチェック

▶ 通信機器・局舎維持管理業者との連絡体制構築・更新

「和歌山県防災情報システム」は県防災企画課・情報班による維持管理

「庁舎等」については、高野町内の出入り業者による維持管理

▶ 電力会社との協定締結、連絡体制構築・更新

「停電時」の体制は、関西電力橋本営業所との緊急携帯電話、協定は未締結

「電話」の体制は、NTT西日本橋本営業所との緊急携帯電話、協定は未締結

▶ 非常電源用燃料等消耗品関係業者との協定締結、連絡体制構築・更新

燃料等消耗品関係業者との体制は固定電話、協定は未締結

▶ 非常ルート関係機関との連絡体制構築・更新

「非常ルート」の活用による

▶ 非常ルートを使用する場合の優先順位の設定、拠点間通信・連絡手段の確認

▶ 災害対策用移動通信機器の輸送体制構築

2. 訓練

▶ 職員参集訓練

▶ 通常ルートの稼働状況把握に係る訓練

▶ 通常ルートやいくつかの非常ルートが使用できない想定シナリオの下での非常通信訓練

▶ 災害対策用移動通信機器の搬入・運用を組み入れた非常通信訓練

▶ アマチュア無線等の通信手段の運用者の協力による緊急ルートを想定した非常通信訓練

▶ 非常電源用燃料等消耗品確保に係る訓練

様式編

1 被害状況の報告

1 - 1 被害状況即報

市 町 村		高 野 町		区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災害名		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
		第 報 (月 日 時現在)				冠 水	ha	
報 告 者 名	区 分				被 害	畑	流失・埋没	ha
		冠 水	ha					
					文教施設	箇所		
					病院	箇所		
					道路	箇所		
					橋りょう	箇所		
					河川	箇所		
					港湾	箇所		
				砂防	箇所			
人 的 被 害	死者	人		清掃施設	箇所			
	うち災害関連死者	人		崖崩れ	箇所			
被 害	行方不明者	人		鉄道不通	箇所			
	負傷者			被害船舶隻				
住 家 被 害	全 壊	棟		水道戸				
		世帯		電話	回線			
		人		電気	戸			
	半 壊	棟		ガス	戸			
		世帯		ブロック塀等	箇所			
		人						
	一 部 破 損	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟						
世帯								
人								
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人							
非 住 家	公 共 建 物	棟	火災発生	建 物	件			
	そ の 他	棟		危 険 物	件			
				そ の 他	件			

区 分		被 害				
公立文教施設	千円		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況			
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 救 状 助 法 況			
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人		
			消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況					
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況					
	・ 避難の勧告・指示の状況					
	・ 自主避難の状況					
	・ 避難所の設置状況					
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況					
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況					
・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）						
・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）						
・ その他関連事項						

※被害額は省略することができるものとする。

1 - 2 災害概況即報

災害名 _____

報告日時	月 日 時 分
市 町 村	高 野 町
報告者名	
電話番号	

災害の状況	発生場所		発生日時		月 日 時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等設置状況									

1 - 3 被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	高野町

区分			被害	区分			被害	区分			被害	対応措置等			
人的被害	死者	1	人	文教施設	全壊	30	箇所	農地	農地	62	千円	町の防災体制	発令	解除	
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業用施設	63	千円				
	負傷者	重傷	3		人	その他	32		箇所	林業用施設	64		千円		
		軽傷	4		人	(計)	33		箇所	共同利用施設(農林)	65		千円		
住家	全壊	5	棟	農地被害	田	流失、埋没	34	ha	農林水産業施設	共同利用施設(水産)	66	千円	町の水防体制	発令	解除
		6	世帯		冠水	35	ha	(計)		67	千円				
		7	人		畑	流失、埋没	36	ha		道路	68	千円			
	半壊	8	棟	木	冠水	37	ha	橋りょう	69	千円					
		9	世帯		畦畔	38	箇所	河川	70	千円					
		10	人		一般休地	39	箇所	海岸	71	千円					
	一部破損	11	棟	農林水産業施設	農業用施設	40	箇所	港湾	72	千円	町災害対策本部	設置			
		12	世帯		林業用施設	41	箇所		(計)	75		千円	災害の	害適	
		13	人		共同利用施設(農林)	42	箇所								
	床上浸水	14	棟	共同利用施設(水産)	共同利用施設(水産)	43	箇所	病院	76	千円	救用	助状			
		15	世帯		道路	44	箇所		水道	77			千円		
	床下浸水	16	人	土木施設	橋りょう	45	箇所	清掃施設			78	千円		法況	
		17	棟		河川	46	箇所		一般	79			千円		
		18	世帯		海岸	47	箇所	公営企業			80	千円			
		19	人		港湾	48	箇所		公社	81			千円		
	り災者	世帯	20	世帯	砂防	49	箇所	市町村			82	千円			
		人員	21	人		漁港	50		箇所						
							病院	51	箇所	(計)	83	千円			
	非住家	公共建物	全壊	22	棟	衛生関係施設	水道	52	箇所	小計	84	千円	避難命令・状況報告	消防職員 出動延人員	人
半壊			23	棟	清掃施設		53	箇所	公共施設被害市町村数		85	団体			
全壊		24	棟	商工関係	がけくずれ	55	箇所	農産被害		86					
半壊		25	棟		(計)	26	棟	林産被害	87	千円					
全壊		27	棟	交通通信被害				鉄道不通	56	箇所	畜産被害	88			
その他	半壊	28	棟		船舶被害	57	箇所	水産被害	89	千円					
(計)	29	棟	通信被害	58		回線	商工被害	90	千円	消防団員 出動延人員	人				
その他	停電被害	59	軒数	その他	ガス被害	60					被害総額	92	千円	人	
					文教施設	61	千円								

報告者	課	庁内電話
-----	---	------

明細表 1 民生関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 (死者又は行方不明者分) 災害名

市町村名	死亡又は行方不明者の別	氏名	性別、年齢、職業			住所	原因
高野町							
死亡計	0						
行方不明計	0						

明細表 2

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地（字名）	原因
高野町					
計	0	0	0		

明細表 3 教育関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名		高野町		
		校数	学校名			
学 校	全 壊	校数				
		学校名				
	半 壊	校数				
		学校名				
文化財 建造物	全 壊	棟数				
		名称				
	半 壊	棟数				
		名称				
臨時休校をした学校	小学校	校数				
		学校名				
	中学校	校数				
		学校名				
	高等学校	校数				
		学校名				
計			0	0	0	

明細表 4 公共施設関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名	区分	県庁舎		町庁舎		公立病院		公立診療所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
		棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
高野町	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												
	全壊												
	半壊												
	その他												
	名称												

明細表 6 急傾斜地、山地関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

市町村名 区分	区 分				
	地区名	延長 (m)	面積 (㎡)	住家の被害(戸)	備 考
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び措置状況					
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び措置状況					
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び措置状況					
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害及び措置状況					

明細表 7 農作物関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在
 中間 年 月 日 時 分現在
 確定 年 月 日 時 分
 災害名

区分		市町村名	高野町			
水 稲	冠水	ha				
		ton				
		千円				
	倒伏	ha				
		ton				
		千円				
	埋没・流出	ha				
		ton				
		千円				
果 樹	みかん	ha				
		ton				
		千円				
	柿	ha				
		ton				
		千円				
	桃	ha				
		ton				
		千円				
	梅	ha				
		ton				
		千円				
その他	ha					
	ton					
	千円					
そさい	その他	ha				
		ton				
		千円				
その他						

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8~10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17~19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30~33	小、中、高校、特別支援学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。

被害の種類		報告番号	基準
一般林地		39	41林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生 関係 施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通 通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
その 他の 公共 施設	病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営 企業、公社） 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公営施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

2 災害救助法による救助の実施

2-1 救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	遺捜	死処
	障			

市 町 村 高 野 町
責 任 者 所 属
氏 名

印

No. _____ (年 月 日 時 分)

(担当者 氏 名

印)

員 数 (世 帯)	
品 目 (数量・金額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

救助実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する場合には、No. 11 (No. 5 訂正) のように記載のうえ前回分No. 5 の記録票には朱で×印を附し (No. 11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。
なお救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等は無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

2-2 救助の種目別物資受払状況

市町村名 高野町

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位	受入先又は払出先	購入単価	受 高		払 高		残 高		備 考
						数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	
	年 月 日				円		円		円		円	
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											
	年 月 日											

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
 ①避難所用、②炊出しその他による食品給与用、③給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、⑤医療品・衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
 3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

2-3 避難所設置及び収容状況

市町村名 高野町

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月 日～ 月 日				円		円	
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
小計	既存建物	箇所	人	人				円	
合計	屋外仮設	箇所							
	天幕	箇所							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記載すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

2-4 応急仮設住宅台帳

市町村名 高野町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人			m ²		月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
小計 合計	世帯									円	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 「小計・合計」欄は、該当しないものは二重線で消すこと。

2-5 炊出し給与状況

市町村名 高野町

炊出し場の名称		月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
	内容													円	
	単価														
	数量														
小計 合計	箇所													円	
	内容														
	単価														
		数量													

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-6 飲料水の供給簿

市町村名 高野町

供給月日	対象 人員	給水用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金 額	修繕月日	修繕費	故 障 の 概 要			
月 日	人			円	月 日			円	円		
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
月 日					月 日						
小 計 合 計	人			円				円	円		

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、
有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-7 物資の給与状況

市町村名 高野町

住家被害 程度区分	世帯主住所・氏名		基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	給 与 物 資								実支出額	備 考
					品名									
					単価									
			人	月 日	数量								円	
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
				月 日	数量									
小 計	全壊（焼）・流失	世帯			数量								円	
	半壊（焼）	世帯			数量								円	
合 計	床上浸水	世帯			数量								円	
	計	世帯			数量								円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし
 年 月 日
 給与責任者 氏名 印

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
 3 「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-8 救護班活動状況

救護班名： _____ 救護班 班長：医師 氏名 _____

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	遺 体 検案数	医務費	備 考
月 日		人		体	円	
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
計		人		体	円	

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

2-9 病院、診療所医療実施状況

市町村名 高野町

診療機関名	患者氏名	患者住所	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
小計 合計	機関 人				日	日	点	点	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-10 助産台帳

市町村名 高野町

分娩者 住所・氏名		分娩 日時	助産機関名	分娩 期間	金額	備考
				月 日 月 日	円	
				月 日 月 日		
				月 日 月 日		
				月 日 月 日		
				月 日 月 日		
				月 日 月 日		
				月 日 月 日		
小計	人				円	
合計						

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-11 被災者救出用機械器具受払簿

市町村名 高野町

年 月 日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者（管理者） 住所・氏名	金額	修繕月日	修繕費	修 繕 の 概 要			
年 月 日	人			円	月 日	円		円	円		
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
年 月 日					月 日						
小 計 合 計	人			円		円		円	円		

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額欄」に記入すること。
 3 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 「小計・合計」欄には、該当しないものを二重線で消すこと。

2-12 住宅応急修理記録簿

市町村名 高野町

世帯主 住所・氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			月 日	円	
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
小計	世帯			円	
合計					

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-13 生業資金貸付台帳

市町村名 高野町

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
						年 月 日 まで 年 月 日間	円	
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
						年 月 日 まで 年 月 日間		
小 計	世帯						円	

(注) 1 「貸与期間」欄は「〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-14 学用品の給与状況

市町村名 高野町

学 校 名	学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給与月日	給 与 品 の 内 訳			実 支 出 額	備 考
					教 科 書	副 教 材	その他学用品		
					詳細内容は別紙	詳細内容は別紙	詳細内容は別紙		
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
				月 日				円	
小計	小学校 校	人						円	
合計	中学校 校	人						円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長） 氏名 _____ 印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入

2 「給与品の内訳」の詳細は、別紙を添付すること。

2-15 埋葬台帳

市町村名 高野町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢		死亡者との関係	住所・氏名	棺（付属品を含む。）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年 月 日	年 月 日						円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
小計 合計		人					円	円	円	円	
							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-16 遺体処理台帳

市町村名 高野町

処 理 年月日	遺体発見 日 時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				遺体の 一時 保存料	検 案 料	実支出額	備 考
				住所・氏名	死亡者 との関係	品 名	単 価	数 量	金 額				
年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
年 月 日	月 日 時												
小 計 合 計			人						円	円	円	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-17 障害物除去の状況

市町村名 高野町

住家被害 程度区分	世帯主 住所・氏名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備考
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
	高野町	月 日 月 日			
小計	半壊 世帯		円		
合計	半焼 世帯 床上浸水 世帯				

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2-18 輸送記録簿

市町村名 高野町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者 住所・氏名						
月 日					円			月 日	円		円		
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
月 日								月 日					
小計 合計				台	円				円		円		

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の主類別）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。

- 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障も原因及び故障箇所を記入すること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

3-2 避難所収容日誌

避難所

責任者認印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計						

- 1 「収容人員」の欄は、当日の最多人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」の欄に記入すること。
- 2 「物品使用状況」の欄は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、その住所氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

3-3 避難所用物品受払簿

避難所

品名	単位・呼称					
年月日	摘要	受	払	残	備考	
計						

- 1 「摘要」欄には、購入または受入先および払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄には、購入単価および購入金額を記入しておくこと。
- 3 最終行欄に受払残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4 食糧の調達・供給

4-1 炊出し受給者名簿

炊出し場

世帯主氏名	家族数	月 日			7 日 間 小 計			8 日目以降 小 計			合 計	実支出額	備 考
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
計													

1 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

4-2 食糧品現品給与簿

給 与 年月日	給 与 人 員	食数	給与物品内訳			受 領 書				
			米	パン	缶 詰	住 所	世 帯 主	家 族 数	受 領 印	避 難 先 住 所 氏 名

4-3 炊出しその他による食品給与物品受払簿

品名	単位・呼称							
年月日	摘要	受	払	残	購入単価	購入金額	備考	
計								

- 1 「摘要」欄に、購入または受入先および払出先を記入すること。
- 2 最終行欄には、受払残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4-4 炊出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者氏名	使用避難所名	備考

1 「期間」欄には、(月 日から 月 日まで 日間) と記入する。

5 自衛隊の派遣要請要求

5 - 1 部隊等の派遣要請要求書

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

高野町長 印

部隊等の派遣要請要求書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4 その他

5-2 部隊等の撤収要請

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

高野町長

印

部 隊 等 の 撤 収 要 請

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

1 撤収日付

2 撤収を要請する理由

6 林野火災時の応援要請

第 年 月 日
号

和歌山県知事 殿

高野町長

印

林野火災用空中消火資機材借受申請書

和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第5条の規定により下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

記

- 1 資機材借受けの目的
- 2 借受け希望資機材の種類および数量
- 3 借受け希望期間
- 4 引渡し希望日時および場所

第 号
年 月 日

和歌山県知事 殿

高野町長 印

林野火災用空中消火資機材使用報告書

年 月 日付け 消第 号により貸付け決定を受けた資機材の使用状況等について和歌山県林野火災用空中消火資機材運用要綱第11条の規定により下記のとおりですの
で報告いたします。

記

- 1 資機材の使用状況

- 2 その他
 - (1) 火災発生日時
 - (2) 火災発生場所
 - (3) 鎮火日時
 - (4) 出火原因
 - (5) 被害状況
 - (6) 消火活動状況
 - (7) その他参考事項

7 防災ヘリコプターの運航要請

7-1 防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分	現在				
1	要 請 機 関 名			TEL	発信者		
2	災 害 の 種 別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (調査・広報) (4)火災防御 (5)その他					
3	活 動 内 容	調査 輸送	広報 (品名数量)	撮影	傷病者搬送	空中消火) その他 (救急 救助
4	発生場所および 発生時間	高野町 (発生時間) (目 標) (離着陸場所)	年	月	日	地内 午前・午後	時 分
5	現 地 の 気 象 条 件	天候 視程	風向 m	風速	風速	気温 警報・注意報)	気温 警報・注意報)
6	現 場 指 揮 者	所属・職名・氏名					
7	現 場 と の 連 絡 手 段	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)					

8	要 請 を 必 要 と す る 理 由	<p>*災害の状況、要請する活動内容、受入れ体制を記入すること (救助の場合は、事故の原因、事故の状況、人数等も記入のこと)</p>
目 標		<p>別添地図のとおり *目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、住宅地図のページ数を明記のこと</p>
		和歌山県防災航空センター TEL (0739)-45-8211 FAX (0739)-45-8213
		受信者

9 傷病者搬送の場合	傷病者氏名		年齢	才	性別	男・女
	症 状					
	着陸場所の目標等	出場先の所在地および目標		搬送先の所在地および目標		
	同 乗 者	医師および看護師の氏名		関係者の氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院への手配		
	受入れ病院	所在地名 称		連絡先	TEL	
	搬送先の消防本部の担当者職氏名	消防本部 課 TEL				

10 必要資機材			
11 他航空機への要請	有・無 (有の場合) 機関名	要請機数	機
12 その他必要事項			

*以下の項目は、防災航空隊で出場の可否を決定の後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)

7-2 災害状況報告書

要請機関名			
要請活動種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
発生場所			
発生日時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 ()	要請 方 法	
事故概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重傷	名
	行方不明	軽傷	名
要救護者数		救助人員	名
活動の状況			
その他の 参考事項			
報告者氏名			

8-3 受領書

(義援金)

受 領 書
_____ 様
金 _____ 円也
ただし、義援金として上記正に受領いたしました。
年 月 日
高野町長 印

8-3 受領書

(救援物資)

受 領 書
_____ 様
物資名及び数量 _____
ただし、救援物資として上記正に受領いたしました。
年 月 日
高野町長 印

9 保健衛生

9-1 災害時における保健活動日報

年月日 年 月 日 () 担当者名 No.

時 間	場 所	対 象	状 況 ・ 内 容	今後の対応
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				
：				
）				
：				

